

目 次

◎第5回定例会

○12月4日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第81号から議案第102号までの22議案、報告1件、及び請願1件 一括上程	4

○12月6日（第2号）

日程第1	一般質問	14
	2番 堀内 和義君	14
	9番 指宿 秋廣君	26
	1番 田中 光子君	44
	6番 池邊 美紀君	53

○12月9日（第3号）

日程第1	一般質問	64
	10番 上西 祐子君	64
	5番 福田 新一君	76
	4番 楠原 更三君	96

○12月10日（第4号）

日程第1	総括質疑	118
日程第2	常任委員会付託	122

○12月17日（第5号）

日程第1	常任委員長報告	124
日程第2	質疑（議案第81号から第102号及び請願第2号）	130
日程第3	討論・採決（議案第81号から第102号及び請願第2号）	130
日程第4	常任委員会の視察研修報告	139

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和元年 第5回定例会 (12月)	議案第81号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	原案 可決	12月17日
〃	議案第82号	三股町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	原案 可決	12月17日
〃	議案第83号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決	12月17日
〃	議案第84号	町長等の給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決	12月17日
〃	議案第85号	三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案 可決	12月17日
〃	議案第86号	三股町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決	12月17日
〃	議案第87号	三股町有料放課後児童クラブ利用者負担金徴収条例を廃止する条例	原案 可決	12月17日
〃	議案第88号	三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案 可決	12月17日
〃	議案第89号	三股町農業労働力調整協議会設置条例を廃止する条例	原案 可決	12月17日
〃	議案第90号	三股町立公園条例の一部を改正する条例	原案 可決	12月17日
〃	議案第91号	三股駅前多目的広場条例の一部を改正する条例	原案 可決	12月17日
〃	議案第92号	三股町まち・ひと・しごと情報交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決	12月17日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和元年 第5回定例会 (12月)	議案第93号	三股町ふれあい中央広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決	12月17日
〃	議案第94号	三股町立文化会館の管理に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決	12月17日
〃	議案第95号	令和元年度三股町一般会計補正予算(第4号)	原案 可決	12月17日
〃	議案第96号	令和元年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案 可決	12月17日
〃	議案第97号	令和元年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)	原案 可決	12月17日
〃	議案第98号	令和元年度三股町介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案 可決	12月17日
〃	議案第99号	令和元年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第2号)	原案 可決	12月17日
〃	議案第100号	令和元年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	原案 可決	12月17日
〃	議案第101号	令和元年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	原案 可決	12月17日
〃	議案第102号	令和元年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案 可決	12月17日
〃	請願第2号	介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中 止、介護従事者の処遇改善など、介護 保険制度の改善を求める請願	継続審査	12月17日
〃	報告第10号	専決処分の報告(損害賠償額の決定及 び和解について)		

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	堀内 和義	1 旭ヶ丘運動公園の整備について	<ul style="list-style-type: none"> ① 旭ヶ丘陸上競技場に待機・更衣施設が必要ではないか。 ② 旭ヶ丘運動公園内の私有林の購入計画はないのか。 ③ アスレチック場の改廃について 	町 長
		2 農業について	<ul style="list-style-type: none"> ① 畜産農家の町内一斉消毒の現況について <ul style="list-style-type: none"> (1) 農家の実施状況はどうなのか。 (2) 畜産消毒機の保有台数 (3) 消毒薬の配布はされているのか。 (4) 町施設の消毒マットの設置状況 ② 口蹄疫の防疫体制について ③ 豚コレラ（CSF）アフリカ豚コレラの（ASF）防疫対策について ④ 高病原性鳥インフルエンザの防疫対策について 	町 長
2	指宿 秋廣	1 窓口事務の充実について	<ul style="list-style-type: none"> ① お悔やみ窓口の新設はできないか。 ② 町民が利用できるコピー機の設置はできないか。 	町 長
		2 危機管理の体制について	<ul style="list-style-type: none"> ① 倒壊等の判定できる職員の人数は何人か。 ② 堤防の維持管理で県との協議はできているか。 	町 長
		3 公用車の導入形態について	<ul style="list-style-type: none"> ① 購入やリースの判断はどうなっているか。 ② 町長車と議長車は廃止したと承知しているが、いつ変更の判断をしたか。 ③ 町長車の導入経費はいくらか。 ④ 町長車の運転は誰がするのか。 ⑤ 町長車の導入はもっと検討するべきではなかったか。 	町 長

3	田中 光子	1 介護認定の流れについて	<p>① 申請から認定までの流れは、どのようになっているのか。</p> <p>② 認定調査の現状はどのように行われているのか。</p> <p>③ 調査にケアマネは立ち会うことができないのはなぜか。</p> <p>④ 認定の進捗状況を確認するときに、要介護認定等情報提供申請書による認定状況の情報提供はできないのか。</p>	町 長
		2 くいまーるの利便性について	<p>① 本町が目指す路線バスシステムとは。</p> <p>② 新潟市の視察をされて、本町の交通課題はどのように考えられるか。</p> <p>③ 高齢者が乗り降りしやすいノンステップバスの導入は考えているか。</p>	町 長
		3 動物愛護について	<p>① 野良猫の実態を把握されているか。</p> <p>② 人と動物の共生によって、いのちの教育を推進してはどうか。</p> <p>③ 本町の動物愛護条例は作成できないか。</p>	町 長
4	池邊 美紀	1 情報交流センター「あつまい」の活用状況	情報交流センター設立からの各年ごと利用状況の推移。今年度の活用状況。当初の利用目的と現状。	町 長
		2 防災士の活用	現在の人数、スキルアップの状況。行政事務連絡員との連携。行政として、防災士の活用をどのように考えて育成しているのか。	町 長
		3 農地の利活用	農地における畜産の活用は可能であるが、木材の仮置場などの活用はできないのか。	町 長
		4 五本松住宅跡地の活用	現在の進捗状況と、計画が進めばどのような財源を考えているのか。	町 長
		5 ふるさと納税の状況	新たな取組と、今後の見直し。	町 長

5	上西 祐子	1 長期的展望に立った町の将来の道筋を伺う	<p>① 公共施設の整備計画と財政見直しについて伺う。</p> <p>② 庁舎建替は考えていないのか。本庁舎と教育委員会、健康管理センターとバラバラに立地されている。耐震性、利便性また災害時の対応など考える時、町民目線に立った庁舎という観点で10年計画位で建替を考えたも良い時期ではないか伺う。</p> <p>③ 昔の社協跡地はどうされるのか伺う。</p> <p>④ 職員の定数は205名となっているのに実数は179名（平成31年4月1日）となっているが、災害の多発、保健や医療、福祉の充実、地場産業の振興など考える時、人材育成は大事だと思う。どう考えているのか伺う。</p>	町 長
		2 乳がん検診について	本町では、40才からの検診となっているが、30才からの検診に見直すことはできないか。	町 長

6	福田 新一	1 若者を引きつける雇用環境の創出をどう進めるか。	① 地元企業を身近に深く知る機会を増やし、就職説明会や企業ガイダンス開催の充実を図れないか。 ② 児童・生徒に将来の自分の姿を問うキャリア教育を行ってはどうか。 (将来自分は何になるか。目標設定した進路の選択) (文教みまたフェスティバルにおける梶山小の劇の感想)	町 長
		2 中学校武道必修化の目的 (中学1、2年保健体育)	必修化の目的と効果はどうか。 (文武両道のみまた) (宮崎県一のマンモス校である特徴を出せないか。)	教育長
		3 農業の直面する課題と対策	① ブロックローテーションの課題を明確に具体的な対策をすべきではないか。 ② 大規模農家と小規模農家の調和に挑戦をしてはどうか。 ③ 労働力確保に定年退職者を活かす対策を検討できないか。 (農業労働力確保対策協議会設置等)	町 長
		4 公園緑地の将来の展望 (5年、10年先の計画を)	① 旭ヶ丘運動公園のイメージチェンジを図れないか。 ② 上米公園のレベルアップ (格上げ) を計画できないか。 (遊具場、パークゴルフ場、樺山城跡、桜、宮田池という相乗効果と良好な景観) (地域住民と協働しての美しいまちづくりモデル) ③ 上米公園のオートキャンプ場計画はどうか。	町 長

7	楠原 更三	1 免許返納者について	① 返納しやすい環境づくりにはどのようなものがあるか。 ② 返納者に対して町が用意している特典のこれまでとこれからは。	町 長
		2 マイナンバーカードの交付について	① マイナンバーカード普及のための、これまでの経緯。 ② 交付を推進するための、今後の具体的な計画。	町 長
		3 庁舎窓口サービスの在り方	① 窓口サービスで心掛けていること。その現状。 ② 今年行われた接遇研修の参加者数とその効果は。	町 長
		4 本町の魅力づくりについて	① 長田峡ライトアップの事前の周知状況とその結果。 ② 長田峡成因の看板設置はどのようになっているか。 ③ 梶山城跡調査整備検討委員会設置はどのようになっているか。	教育長

三股町告示第63号

令和元年第5回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月27日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和元年12月4日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	上西 祐子君
重久 邦仁君	山中 則夫君

○12月6日に応招した議員

○12月9日に応招した議員

○12月10日に応招した議員

○12月17日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和元年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和元年12月4日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和元年12月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第81号から議案第102号までの22議案、報告1件、及び請願1件一括上程
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第81号から議案第102号までの22議案、報告1件、及び請願1件一括上程
-

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	横田 耕二君	福祉課長	齊藤 美和君
高齢者支援課長	川野 浩君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	福永 朋宏君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	鍋倉 祐三君	会計課長	米村 明彦君

午前10時00分開会

- 議長（重久 邦仁君） それでは、ただいまから、令和元年第5回三股町議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（重久 邦仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、楠原議員、10番、上西議員の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

- 議長（重久 邦仁君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。
議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。
〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕
- 議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。
去る11月27日、議会運営委員会を開き、本日招集されました令和元年第5回三股町議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。
今季定例会に付議されました案件は、条例の制定2件、改正10件、廃止2件、令和元年度補正予算8件、請願1件及び報告1件の計24件であります。
これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、本定例会の会期は、本日から12月17日までの14日間とすることに決定いたしました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員長の報告のとおり、本日より12月17日までの14日間とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定いたします。

**日程第3. 議案第81号から議案第102号までの22議案、報告1件、及び請願1件一括
上程**

○議長（重久 邦仁君） 日程第3、議案第81号から議案第102号までの22議案、報告1件及び請願1件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。令和元年第5回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第81号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係条例中の条文の整備を行うほか、その他廃止すべき非常勤特別職について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第82号「三股町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第83号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、2019人事院及び宮崎県人事委員会の勧告等を勘案し、給与にあつては平均改定率0.1%、勤勉手当にあつては0.05月分を引き上げ、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げるものであります。

次に、議案第84号「町長等の給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、2019年人事院勧告に伴い、国家公務員の給与改定に準じて、特別職の職員の給与に関する法律が改定されることから改正を行うものであり、期末手当を0.05月分引き上げるものであります。

次に、議案第85号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、各施設等の使用料について所要の改正を行うもので、それぞれの用途区分の使用料を外税として定め、使用者が使用料を納付する際に消費税及び地方消費税相当分を加算して納付するものとし、10円未満については切り捨てるようにするものであります。

また、これまで中央テニスコートなど一部の施設を除き、ほとんどの施設が午前、午後、夜間の使用区分となっており、使用する時間や時間帯によって不都合が生じていました。そこで、可能な限り1時間単位の使用区分へ改正するものであります。

また、照明使用料が夜間の使用区分だけに含まれており、日中に照明を使用することを想定していなかったため、今回、施設使用料とあわせて、新たに1時間当たりの照明使用料を設けるものであります。

さらに、要介護認定等情報提供複写手数料については、本人に最も適したケアプランを作成し、良質な介護サービスの提供を行うためには、認定調査や主治医意見書のデータはなくてはならない情報であり、ケアプラン作成への迅速な対応を行うため、介護事業所における手数料の事務手続や経費への負担軽減を図るため、所要の改正をするものであります。県内では、21市町村が手数料を廃止している状況です。

加えて、障害支援区分認定等に係る情報提供複写手数料については、障害者相談支援事業所の相談支援専門員が作成するサービス利用計画に必要とされる認定調査や主治医意見の情報について、現在、徴収している情報提供複写手数料を廃止し、事務手続や経費への負担軽減のため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第86号「三股町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」について説明申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率について、低い利率での貸し付けを可能とし、被災者ニーズに応じた貸し付けを実施できるようにするため、また、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の償還方法を年賦償還、半年賦償還に加え、月賦償還を追加するため、所要の条例改正を行うものであります。

次に、議案第87号「三股町有料放課後児童クラブ利用者負担金徴収条例を廃止する条例」に

ついてご説明申し上げます。

三股町放課後児童クラブは、専用施設 2 カ所、児童館 7 カ所、小学校内 1 カ所、交流プラザ 1 カ所の合計 11 カ所の合計 12 支援室で行っております。

現在、放課後児童クラブの利用料は無料、土曜日・長期休暇の早朝を利用する児童のみ有料となっておりますが、利用料を有料化し、放課後児童支援員の処遇改善や環境整備等により、放課後児童クラブ事業の充実を図りたいと考えています。

本条例は、一部の時間帯の利用者のみを対象とした条例になっております。そこで、本案は、利用者全員を対象とする有料化を導入するにあたり、三股町有料放課後児童クラブ利用者負担金徴収条例、有料放課後児童クラブ実施規則、放課後児童対策事業実施要綱の内容を統合した規則を新たに制定するため、本条例の廃止を行うものであります。

次に、議案第 88 号「三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数を含む全ての事項について、設備運営基準で定める事項全てを「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に改正するため、所要の条例改正を行うものであります。

次に、議案第 89 号「三股町農業労働力調整協議会設置条例を廃止する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、三股町農業労働力調整協議会設置条例が昭和 36 年 12 月に制定されており、当初の時代背景と現在ではそぐわないことから、条例を廃止することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 90 号「三股町立公園条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、町立公園の使用料について所要の改正を行うもので、それぞれの用途区分の使用料を外税として定め、使用者が使用料を納付する際に消費税及び地方消費税相当分を加算して納付するものとし、10 円未満については切り捨てるようにするものであります。

次に、議案第 91 号「三股駅前多目的広場条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、三股駅前多目的広場の使用料について所要の改正を行うもので、それぞれの用途区分の使用料を外税として定め、使用者が使用料を納付する際に消費税及び地方消費税相当分を加算して納付するものとし、10 円未満については切り捨てるようにするものであります。

次に、議案第92号「三股町まち・ひと・しごと情報交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、情報交流センター「あつまい」の使用料について所要の改正を行うもので、それぞれの用途区分の使用料を外税として定め、使用者が使用料を納付する際に消費税及び地方消費税相当分を加算して納付するものとし、10円未満については切り捨てるようにするものであります。

次に、議案第93号「三股町ふれあい中央広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、三股町ふれあい中央広場の使用料について所要の改正を行うもので、それぞれの用途区分の使用料を外税として定め、使用者が使用料を納付する際に消費税及び地方消費税相当分を加算して納付するものとし、10円未満については切り捨てるようにするものであります。

次に、議案第94号「三股町立文化会館の管理に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、三股町立文化会館の使用料について所要の改正を行うもので、それぞれの用途区分の使用料を外税として定め、使用者が使用料を納付する際に消費税及び地方消費税相当分を加算して納付するものとし、10円未満については切り捨てるようにするものであります。

次に、議案第95号「令和元年度三股町一般会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告や各種事業の変更、決定、実績見込みなどの当初予算以後に生じた事由に基づく経費等について、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額107億6,582万4,000円に歳入歳出それぞれ1億382万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億6,964万8,000円とするものです。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

国庫支出金は、国庫負担金において、障がい児施設給付費等負担金を増額補正するものです。

国庫補助金においては、個人番号カード利用環境整備費補助金などを増額補正し、子ども・子育て支援交付金（幼児教育無償化）、都市公園事業補助金などを減額補正するものであります。

県支出金は、県負担金において、障がい児施設給付費等負担金を増額補正し、後期高齢者医療保険基盤安定負担金を減額補正するものです。

県補助金においては、幼児教育・保育無償化支援事業費補助金などを増額補正するものです。

委託金においては、交付決定により経済センサス市町村交付金などを増減額補正するものです。
寄附金は、一般寄附金及び指定寄附金のふるさと未来寄附金を実績見込みにより増額補正するものであります。

繰入金は、ふるさと未来寄附金増額に伴う事務費について、ふるさと未来基金繰入金を増額補正するものであります。

諸収入は、全国町村会災害対策費用保険金などを増額補正するものであります。

町債は、土木債において旭ヶ丘運動公園整備事業などを減額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、人事院勧告に伴う人件費の増額補正などをするものであります。

総務費は、雇用契約職員退職報償金、ふるさと納税推進事業業務委託料などを増額補正し、電算システムリース料などを減額補正するものであります。

民生費は、社会福祉費において、障がい児施設給付費、介護サービス事業会計繰出金などを増額補正し、後期高齢者保険基盤安定負担金などを減額補正するものです。

児童福祉費においては、一時預かり事業補助金、ひとり親家庭医療費などを増減額補正するものであります。

衛生費は、救急医療事業費負担金を減額補正し、リサイクルプラザ建設公債費負担金などを増額補正するものであります。

農業費は、宮村南部地区農業集落排水事業繰出金、アフリカ豚コレラ等緊急防疫対策事業補助金などを増額補正するものであります。

土木費は、都市計画費において旭ヶ丘運動公園整備事業などを増減額補正するものです。

住宅費においては、町営住宅長田団地浄化槽設置工事などを減額補正するものであります。

教育費は、教育総務費において各小中学校施設保守点検委託料などを増減額補正するものです。
小中学校費においては、学校管理費消耗品費、中学校部活動補助金などを増減額補正するものです。

社会教育費については、社会教育施設定期点検報告等業務委託料、第1地区分館公共下水道接続工事などを増減額補正するものであります。

諸支出金は、ふるさと振興人材育成基金積立金、ふるさと未来基金積立金を増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、「第2表 地方債補正」については、事業費の補正により、それぞれ限度額を変更するものであります。

次に、議案第96号「令和元年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額30億7,620万3,000円に歳入歳出それぞれ608万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,228万8,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、県補助金の保険給付費等交付金及び一般会計繰入金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、被保険者証が世帯管理から個人管理に変わることによる本庁のシステム改修委託料及び国保連合会のシステム改修負担金を増額補正するものであります。

次に、議案第97号「令和元年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億8,177万8,000円から歳入歳出それぞれ398万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,779万1,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、保険基盤安定繰入金を減額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定負担金を増額補正するものであります。

次に、議案第98号「令和元年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」につきましてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額23億8,022万4,000円に歳入歳出それぞれ131万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億8,153万5,000円とするものです。

歳入の主なものは、介護保険料を減額補正し、国庫補助金及び一般会計繰入金を増額補正するもので、歳出の主なものは、人事院勧告に伴う人件費及び介護認定審査会費を増額補正するものです。

次に、議案第99号「令和元年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」につきましてご説明申し上げます。

本案は、予防給付費収入の減収に伴い、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとに、金額を「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりとするものです。

次に、議案第100号「令和元年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,430万6,000円に歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,434万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正し、歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費を増額補正するものであります。

次に、議案第101号「令和元年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,847万5,000円に歳入歳出それぞれ166万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,013万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正し、歳出につきましては、工事請負費を増額補正するものであります。

次に、議案第102号「令和元年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額9億5,247万4,000円に歳入歳出それぞれ30万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,277万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額補正し、消費税還付金による雑入を増額補正するもので、歳出につきましては、光熱水費及び人事院勧告に伴う人件費を増額補正するものであります。

以上22議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告1件を提出いたしております。

報告第10号「専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）」は、関係法令の規定に基づき報告するものでございます。

よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 補足説明があれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、請願第2号について提出者の趣旨説明を求めます。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） おはようございます。介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める請願書の紹介議員になりましたので、請願の趣旨を説明いたします。

現在、政府内では2020年度の通常国会に向けた介護保険制度の見直しの検討が進められております。その中には、ケアマネジャーが作成するケアプランを有料にすることや要介護1、

2の生活援助サービスを市町村が実施する総合事業に移すなど、さらなる給付の削減、負担増を図る内容が盛り込まれています。

ケアプランが有料になれば、介護保険サービスを減らしたり、介護保険そのものを利用できなくなることになりかねません。生活援助の削減は、在宅での生活に困難をもたらし、家族の介護負担をふやすことに直結します。

介護現場では、人手不足が一層深刻化しています。介護福祉士の養成校では、入学者の定員割れが続いています。必要な職員が確保できないため、施設を開設できなかったり、事業所の一部閉鎖や廃業などの事態が生じています。サービスの削減、負担増の見直しでは、高齢者の生活を守り支えることはできません。

これから、高齢化が一層進展していく中、お金の心配をすることなく、必要な介護サービスを必要なときに利用できる制度への転換は、全ての高齢者、住民の願いです。同時に、介護を担う職員が働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければなりません。高齢者の生きる権利を守るために、介護保険制度の抜本改善を求めるものです。

請願事由1、介護保険利用料原則2割負担、ケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助の総合事業への移行など、サービスの抑制や負担増につながる制度の見直しを行わないでください。

2、全ての介護従事者の賃金を引き上げ、労働条件の改善を行ってください。

3、介護保険財政に対する国の負担割合を大幅に引き上げてください。

以上のとおり、地方自治法第124条により請願書を提出いたします。

以上の事項について、国及び政府に対して意見書を提出していただくようにお願いいたします。

以上、終わります。

○議長（重久 邦仁君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時39分休憩

[全員協議会]

午前10時43分再開

○議長（重久 邦仁君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（重久 邦仁君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午前10時43分散会

議事日程(第2号)

令和元年12月6日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	横田 耕二君	福祉課長	齊藤 美和君

高齢者支援課長 …………… 川野 浩君 農業振興課長 …………… 上原 雅彦君
都市整備課長 …………… 福永 朋宏君 環境水道課長 …………… 西畑 博文君
教育課長 …………… 鍋倉 祐三君 会計課長 …………… 米村 明彦君

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言していただきたい。

発言順位第1番、堀内和義議員。

〔2番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（2番 堀内 和義君） おはようございます。発言順位1番、堀内和義です。前回に続き、トップバッターとなり光栄でございます。

それでは、通告に従いまして質問してまいります。

今回は、旭ヶ丘運動公園の整備について、農業問題について質問していきます。

まず、旭ヶ丘運動公園の整備についてであります。本町はアスリートタウン三股をキャッチフレーズに、トップアスリートの育成、生涯スポーツの振興に取り組んでおり、旭ヶ丘運動公園をその取り組みの核となる施設に位置づけ、陸上競技場の排水施設改修、全天候型トラック整備が進められております。

現在、全天候舗装トラックの内側3レーンと100メートル直線8レーンが完成しており、残り5レーンについては、令和2年度完成を目標にしていると聞いております。

陸上競技場については、町内外のスポーツ少年団、中学、高校生、陸上関係者、一般の方の利用者も多く、夕方になりますと照明もつき、8時ごろまでにぎわっております。

全天候型8レーン全てが完成しますと、雨天時でも途中で降雨となっても使用できますので、各種の競技大会開催もふえるものと思われまます。

また、令和8年に本県開催予定の国民スポーツ大会の宮崎県陸上競技場を都城市山之口運動公園に新設することが決定をいたしております。山之口までは車を利用しますと10分もかかりませんので、サブグラウンドとしても活用でき、多くの競技者の利用が見込まれます。アスリート

タウンとして三股を売り込む絶好のチャンスでもあります。

残念なことに、陸上競技場にはトイレはありますが、待機所、更衣室等の施設がありません。競技者にとっての体のケアは非常に大事であり、雨天時の一時待機や、冬季は北風が強く、寒さをしのぐ場所がなく、コンディションづくりに苦勞していると聞いております。トラック整備とともに、附属施設の整備も必要と思われます。

町長の考えをお聞きして、あとは質問席からいたします。よろしく願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。ただいまの堀内和義議員のご質問にお答えいたします。

旭ヶ丘陸上競技場に待機・更衣施設が必要ではないかとの質問でございますが、本町の中心的な運動公園である旭ヶ丘運動公園は40年以上経過し、老朽化が進行していました。この公園の野球場については、平成24年度に再整備し、スポーツ少年団や野球同好会の練習試合、大学や社会人の合宿などに活用されているところでございます。

しかし、老朽化し、機能低下の著しい陸上競技場については、排水不良でトラックにはコケが生えて、利用に支障を来していることから、以前から再整備の要望が住民から多く寄せられていました。

また、陸上競技場は南海トラフなどの非常時の後方支援施設としての役割も担うこととなっております。

このようなことから、長年の課題である大規模な改修事業を平成29年度からの4カ年事業として計画し、実施しているところです。

整備後の陸上競技場については、公認の競技場としての管理型ではなく、自由にオープンに利用できるよう開放型と考えているところです。このようなことから、今回の整備においては、更衣施設等は考えていないところです。

しかし、今後の整備を含め、詳細について担当課長が回答いたします。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 旭ヶ丘運動公園陸上競技場の整備に至る経緯を説明いたします。

三股町公園施設長寿命化計画の中で、陸上競技場については、暗渠排水に排水性の問題、グラウンド舗装に排水性及び表面の段差が指摘されました。

また、三股町アグレッシブタウン基本構想の中で、旭ヶ丘運動公園の機能保全、あるいは機能を高めるための整備として、陸上競技場については、町民の健康増進に寄与することを目的として、本格的な施設規模を有しており、競技場のトラックを整備して、この施設を生かした、さら

なる競技環境の向上を図ることとされています。

これに基づき維持管理問題解消として、平成29年度に暗渠排水工事、利用者ニーズに対応するものとして、平成30年度に内側3レーンの全天候型舗装工事、令和元年度に100メートル全レーンの全天候型舗装工事を施工しました。そして、令和2年度に残り外側5レーンのクレイ舗装工事を施工する計画です。

これにより基本構想にあるトラックの整備は終了しますが、旭ヶ丘運動公園全体としては、まだ整備を要する箇所があります。よって、令和2年度から新たな整備計画を策定し、長寿命化並びにアグレッシブタウン基本構想の実現を図っていく予定でありますので、その中で今回ご質問いただきました待機施設や更衣施設につきましても、整備の必要性を検討していきます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 現在、今後整備を進めているということですが、私もランニングで時々利用しとるんですが、多くの利用者から、雨が降り出しても一時待機する場所もないと。また、雨が降るとずぶぬれになるということです。ですから、着がえまでぬれてしまう。また、大人の方で車で来た人については、車に乗り込むことができますが、中学生、高校生は利用する場所がないということで、木の下で雨がやむのを待っていると言われます。特に女性の方からは、汗をかいても着がえる場所がないので、更衣室をつくってほしいとの要望が多く出ております。

アスリート三股を内外に発信するためにも、附属設備の建設に向け、早期の検討をお願いしたいと思いますが、この施設が必要か不要かについては、どう思われますか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今お話がありましたように、答弁しましたように、今回の4カ年計画ということで、国土交通省含め、そして九州地方整備局、いろんなところをお願いに行きました。そして、今回のオープン型で老朽化を、そしてまた非常時の避難場所としての活用ということで、補助事業として取り組んでいるところでございます。

ですから、それで完了ということじゃなくて、今後またそれをどう生かすかという意味合いで、今のご提案だというふうに思います。そういった意味あいでは、後の質問もございますけれども、ほかにも整備するところがたくさんございますので、2次計画の中で十分必要性含め、そしてまた有効性、そういうものを検討させていただきたいというふうに考えています。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） ありがとうございます。施設の必要性についてはご理解いただきましたので、ぜひ宮崎国民スポーツ大会までには実現できますように、前向きに検討していただ

きたいと思います。

それから、別紙資料の1の1に、全天候型トラックの内側3レーンと100メートル直線8レーンの写真を添付しておりますので、参考として見ていただきたいと思います。

紅葉した木々、緑の芝生にブルーのトラックがひとときわ輝いて見えます。先週の土曜日、三股中学校と祝吉中学校の陸上部の生徒が大勢練習に来ておりました。祝吉中学校はグラウンド外側の階段を使つての練習中でしたが、三股中の生徒は練習が終わり、400メートルトラックの清掃をしておりました。男子生徒はほうきではわき、女生徒は膝をついての小さな砂を一つ一つ丁寧に拾っておりました。体のコンディションチェックも大事ですが、競技場のチェック、整備についても、細心の注意を払っていることに感銘を受けました。

練習後のグラウンド整備は当たり前といえばそれまでですが、大人は利用するだけです。恥ずかしい気持ちと、三股中の生徒は優秀ですばらしい。もちろん先生方の指導もあったかと思いますが、笑顔で和気あいあいと取り組んでいる姿に胸がじんと来ました。

町長、教育長、誇りに思ってください。こんなすばらしい生徒がいるんです。機会があったら褒めてやってください。国民スポーツ祭、オリンピックに出場できるようなアスリートを育てましょう。すばらしい環境施設で快適に練習できるためにも、重ねて附属施設の建設、よろしくお願いいたします。

次の質問に入りますが、旭ヶ丘運動公園内の私有林についてお尋ねしますが、旭ヶ丘運動公園入り口と陸上競技場東側の2カ所に私有林があります。私有林で規制はできないと思いますが、杉の倒木が放置されたままで、雑木も生え、景観的にもよくありません。

先ほど質問しましたが、陸上競技場が全天候型に整備されますと、利用者もさらにふえると思われます。今でもスポーツ少年団等の大会がありますと、駐車場が不足して道路に駐車している状況であります。さらに、大きな大会が開催されますと、駐車場不足は明らかであります。私有林の購入計画はないのか、お尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 旭ヶ丘運動公園内の私有林の購入計画はないのかとの質問にお答えいたします。

前の質問でお答えいたしましたように、旭ヶ丘運動公園は来年度の陸上競技場整備を終えた後、新たな整備計画を策定し、長寿命化並びにアグレッシブタウン基本構想の実現を図っていく予定であります。

これまで都市公園区域内にある私有山林の地権者に売買の意思確認はしてきておりますが、具体的な整備内容等までは提示できないままであります。来年度策定予定の新たな整備計画により具体的になるため、引き続き購入計画を進めていきたいと思ひます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） ありがとうございます。地権者と十分相談しながら、早期に実現できますよう、いただきたいと思います。

次の質問になりますが、旭ヶ丘運動公園のアスレチック場についてですが、現在、立入禁止になっておりますが、立入禁止の理由と今後の利用についてお尋ねいたします。

アスレチック場は自然林の緑に囲まれた中につくられており、夏は木陰で涼しく、休憩するには最適ですが、隣接地が私有林で、先程から説明しておりますように、杉の倒木もあり、雑草が生い茂って蚊が多く発生いたしております。子供は遊びに夢中になっていると、蚊のことは忘れて、帰るころには蚊に刺された跡がいっぱいです。冬は陰で北風が吹き抜け、寒くてゆっくり遊べる環境ではないと思われれます。

隣接地の私有林購入も購入しながら、環境整備を進め、存続するか、年間を通して快適に過ごせる施設にするためには、新たに公園の一角に場所を移して利用する等の検討が必要ではないかと思われれますが、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 旭ヶ丘運動公園アスレチック場の立入禁止をご心配いただく質問だったと思います。質問にお答えいたします。

ことし3月の議会でも同じような質問をいただきまして、お答えしたところでありますが、当初は台風で折れた枝木が樹木上に残っていたためとしておりましたが、その枝木取り除きのため、専門業者に見てもらったところ、トイレ付近が老木により危険な状態であることがわかり、伐採に想定した以上に予算が必要となり、対応がおくれております。

質問のありました立入禁止の理由と期間、これについて看板のほうには、まだ設置等はしていませんでしたが、今後、そのことも含めた看板への掲示の対応というところは考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） いつごろから再開できますか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 老木の伐採及びトイレの撤去につきまして、令和2年度の予算に計上の予定でおります。早期に取りかかるつもりでおりますが、トイレのほうは早期に取りかかれましたとしても、木の伐採につきましては、老木のみならず、上のほうに枝木がひっかかっている部分については、葉の落ちる時期をどうしても待たなければならないということが発生するかもしれませんので、終わりのほうにずれは生じるかもしれません。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 危険性があるって利用できないということであれば、それでいいと思うんですが、利用者からしますと、せっかく来たのに立入禁止で使えない。再度行ってもだめだったら、次はどうせ行ってもだめだろうという気になります。立入禁止であれば、その理由と期間ぐらいは、看板でも設置してお知らせしたほうがよいのではないかというふうに思っておりますので、どうでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） ただいまの看板への立入禁止の理由、そして期間についての件につきましては、今年度対応できるか、来年度早々になるかわかりませんが、対応してまいります。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 利用者にとっても、そのような看板は必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

過去にも立入禁止があったような記憶をしているんですけども、年間の稼働率なり、実際利用されている利用率とか、利用者はどのくらいいらっしゃるのか。なかなか難しいと思うんですけども、わかる範囲で構いませんので、教えていただきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 旭ヶ丘運動公園全体ということであれば、借用団体数の申請書からの数は把握しておりますが、アスレチック場につきましては、今立入禁止としておりまして、そろえた資料が過去1年間分の中にない状態ですので、野球場、ソフトボール場、陸上競技場ということであれば、その数でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

野球場につきましては、年間、およそ1万5,371人、ソフトボール場につきましては4,620人、陸上競技場につきましては、管理型ではありませんが、申請書を出された分につきましては2,980人、合計の2万2,971人という数を把握しております。そのほかにも利用者はたくさんおられると。特に陸上競技場におきましてはおられると思います。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 公共施設でありますので、ぜひ皆さんが、多くの方が利用されることを望んでおりますので、よろしく願いいたします。

それから、アスレチック場周辺に野良猫がすみついておりますけども、ご存じでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 旭ヶ丘運動公園アスレチック場向かい側の駐車場に飼い主のい

ない猫がいることは確認しております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 別紙資料の②に写真を添付しましたので、見ていただきたいと思
います。

私が調べたときは、正確な数はわかりませんでした。20匹ぐらい、アスレチック場と駐車
場の日だまりで寝そべっておりました。誰か餌つけでもしているのか、近くに寄っても警戒する
こともなく、逃げもしません。人に危害を加えることはないのですが、野生となりますと衛生面、
環境面では問題があります。今のうちに駆除しないとふえ続けるばかりであります。何か対策が
必要ではないかと思われませんが、いかがですか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 飼い主のいない猫への対応ということですが、都市整備
課の考えを申し上げます。

動物の愛護及び管理に関する法律により、動物所有者の終生飼養もうたわれておりますので、
これまでは餌を与えないでくださいという、禁止する看板のみでありましたけども、まず猫を捨
てないでくださいという看板も新たに設置したいという考えは持っております。

そして、今いる猫をどうするかということにつきましては、同じ法律によりまして、愛護動物
であるという部分がありますので、今後慎重に検討してまいりたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 先ほど言いましたように、衛生面、環境面においても非常に問題
がありますので、対策は十分にしていきたいなというように思います。

続きまして、2番目の農業問題について質問に入ります。

畜産農家の町内一斉消毒の現況についてお伺いします。

平成22年に本県で発生した口蹄疫では29万7,808頭の家畜のとうとい命が犠牲となり、
畜産業のみならず、地域経済や県民生活に甚大な影響を及ぼしました。その反省を踏まえ、宮崎
県、三股町においても、消毒の日を決めており、毎月20日は畜産農家の町内一斉消毒の日とな
っております。

近隣諸国では、今なお口蹄疫、アフリカ豚コレラの発生が続いております。12月3日には、
韓国のイースター航空の宮崎—ソウル線も運航を再開しており、海外からの渡航者も多くなりま
す。

国内においては豚コレラも拡大しており、ウイルスの未然防止のためには、畜舎消毒は欠かせ
ませんが、一部の農家においては消毒槽も置いてない。消毒槽があっても消毒液が入ってなかつ
たり、汚れて消毒効果を疑問視するようなどころも見受けられるようです。現況はどのような状

況なのかお伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 農家の実施状況についてであります。子牛検査や予防接種、獣医師の往診といった農場訪問がある場合は、敷地入り口の消石灰散布による車両消毒、消毒槽による来場者の長靴の踏み込み消毒、来場情報を記録する訪問記録簿への記入を農家さんが行ってもらおうようになっております。

また、隔年で町内全畜産農家が対象として、都城家畜保健衛生所の巡回指導を行っておりまして、消石灰の散布、踏み込み消毒槽の設置、訪問記録簿への記入状況の確認指導を町の職員も合同で行っているところであります。平成30年度、令和元年度は全ての農家で良好という判定はされているところであります。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 引き続き啓蒙しながら、指導方よろしくお願ひいたします。

それから、畜舎消毒機についてですけれども、口蹄疫等の伝染病が発生しますと、初動対応として畜舎、幹線道路においては自動車の消毒が最も重要になります。現在、町所有の畜舎消毒機は何台あるのか、教えていただきたいと思ひます。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 畜産消毒機の保有台数でございますが、三股町自衛防疫推進協議会におきまして、畜舎消毒や消毒車両といった防疫用動力噴霧器を6台保有しております。また、家畜の疾病には蚊やハエ、アブがウイルスを媒介するものでありますので、その対策として畜舎用の殺虫剤噴霧器フォグマスターを22台保有して、貸し出しを行っているところであります。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 現在、保有している台数で発生時には対応できるわけですね。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 町内においては、この台数で前の口蹄疫発生のおきも対応した経緯がありますので、この台数で車両消毒等は行えると思っております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 消毒機があつても、非常時にすぐに使えなければ意味がないわけですから、整備点検は定期的に実施されているのか、お尋ねします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 機械等については定期的に、防災倉庫のほうに保管しておりますので、点検をしているところであります。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 消毒薬についてなんですけども、農家の方には消毒薬の配布はされているんですか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 消毒薬の配布につきましては、畜産農家に対し消毒薬、ビルコンとクレンテを配布しております。また、全家畜種の農家に対しまして、飼育頭羽数に応じた防疫用消石灰の配布を行っているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 非常時には畜舎消毒機もそうなんですけども、消毒薬も入手困難になる可能性がありますけども、ある程度の備蓄はされているのかどうか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 町のほうでも備蓄しておりまして、農家さんのほうに配布を来られる方には行っている状況でございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） わかりました。それから、町施設の消毒槽、消毒マットの設置状況についてなんですけども、役場玄関前には消毒マットが設置されておりまして、靴底消毒を行っておりますけれども、役場以外の町施設の設置状況はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 町施設の消毒マットの設置状況につきましては、役場の正面玄関1カ所、北口1カ所、西側2カ所、計4カ所に役場のほうでは設置しております。定期的に消毒薬の補充を行い、鳥インフルエンザや口蹄疫の防疫対策としてしているところであります。

その他の町施設では、口蹄疫等の発生直後は各施設に踏み込みマット等を設置しておりましたが、現在は通常消毒マットは設置していない状況でございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 役場以外の町施設には設置してないということなんですけども、不特定多数の方が出入りする施設には設置したほうがよいのではないかと思います。平常時において全ての施設については困難と思われまますけれども、特に入館の多い文化会館、中央公民館等には設置したほうがよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 備蓄倉庫のほうに踏み込みマット等は保管しておりますので、その部分を使って、文化会館等は踏み込みマットをぬらしておりますので、中で滑って転倒というおそれもありますので、そのあたりのことを十分考慮しながら検討して、設置の方向で検討し

たいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 確かに消毒マットを敷きますと、床が白く汚れて滑ることもあります。ただ人工芝を少し敷きますと解決しますし、毎日の管理も非常に大変であるんですけども、消毒の目的はウイルスの未然防止であり、発生してからでは遅いので、最低でもイベントがあるときには設置していただきたいというふうに思っています。

それから、役場玄関の消毒マットの利用状況でありますけども、消毒マットを素通りして入所者も見受けられますので、消毒を促す看板等を置いたらどうかなというふうに思っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 踏み込みマットの近くにそういうものができるかどうか、庁舎のほうで庁舎管理のほうと協議いたしまして検討したいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） よろしく願いいたします。

次に、口蹄疫の防疫体制についてお伺いしますが、宮崎県で口蹄疫が発生、終息してから9年になります。近隣諸国では、今なお常時発生している状況です。当時の惨状を忘れてはいけなし、繰り返さないためには、常日ごろから防疫体制を整えておかないといけません。9年も経過しますと、農家の防疫意識も薄れてきますし、農家以外の方からしますと無関心のような気がします。

当時苦い経験をした担当者も退職したり、異動等もあり記憶も遠ざかってまいります。記録はあっても経験がないでは、いざというときに困ります。定期的な防疫体制のシミュレーション等は実施されているのか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 口蹄疫の防疫体制についてでございますが、北諸県地域家畜防疫については、宮崎県及び三股町、都城市がそれぞれ県の口蹄疫防疫マニュアルの定めにより、連携した対応をとることとなっております。近隣市町村での発生や、町内では移動制限区域に含まれる場合などに、対策本部を設置するとともに、町議会を初め関係機関・団体に概要等の伝達を行い、迅速な防衛処置に向けた協力を要請してまいります。

疑似患畜確認時から職員配備、必要資材の調達、各農家が指定する場所への患畜埋却準備、発生場所に応じた車両消毒ポイントの開設を県や隣接する市と連携し対応してまいります。

農場防疫につきましては、平常時は車両消毒施設整備の支援や薬剤の散布、啓発活動を行い、農家の意識づけを行ってまいります。

また、家畜が口蹄疫の症状を呈した場合、直ちに家畜保健衛生所やかかりつけの獣医師に連絡するように、引き続き呼びかけ、初動防疫を速やかに行います。

また、年に2回、北諸県地域家畜防疫演習を関係機関合同で行い、初動体制の作業内容の確認を行っております。本年は1回目が平成元年7月17日、口蹄疫発生想定防疫演習、2回目が11月19日に鳥インフルエンザ発生想定演習を県、都城、三股町関係機関と合同で、約70名程度で行っているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 万全の体制ということで安心いたしました。

次に、豚コレラ、アフリカ豚コレラ防疫対策についてお伺いしますが、昨年、29年ぶりに岐阜県で豚コレラ、豚肉の風評被害を避ける狙いで、新呼称としてCSFと呼ぶことになったということなのですが、発生から1年を過ぎました。今なお終息する気配がなく、9府県と広範囲において発生が確認されており、農水省はワクチン接種に踏み切りましたが、対応が遅過ぎた感もあります。

野生動物のイノシシがウイルスを拡散し、発生が拡大しているようでもありますが、九州のいずれかの県で発生したら、瞬く間に広がる可能性もあります。

また、アジアで猛威を奮っているアフリカ豚コレラ、新呼称ではASFと呼ぶそうですが、この伝染病は有効なワクチン、治療法がないということで、日本にウイルスが入ってきますと非常に脅威でございます。あわせて町内における防疫対策をお願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 豚コレラCSF、アフリカ豚コレラのASF防疫体制についてでございますが、この名称につきましては、農林水産省が11月12日に名称の変更という形で、コレラという名前が非常にイメージを悪くするという形で、名称変更を行っているところでございます。

現在、家畜伝染病に指定されている強い感染力と高い致死率が特徴の豚コレラCSFは、国内で50例目の患畜が確認されており、群馬県などの発生県においては、飼養豚に対する豚コレラワクチンの接種が予防的に進められている状況でございます。

一方、海外では、特にアジアを中心に、昨年からアフリカ豚コレラASFが継続して発生しております。また、ことしの9月には韓国でも新たに発生が確認されたことから、コレラの疾病が国内及び県内に侵入するリスクは非常に高い状況でございます。

これを受け本町では、緊急かつ総合的な家畜防疫対策を講じる必要があるとして、ことしの7月には町内養豚農家4戸に対し、町自衛防疫推進協議会において、飼養頭数に応じて消石灰の無料配布を行い、さらには豚コレラの感染要因とされる野生イノシシから農場を守り、ウイ

ルスの侵入を防止するため、国及び県が実施している野生動物侵入防止柵設置に係る費用の補助6分の5について予算化がなされました。それを受けまして、町としても事業費の6分の1をさらに上乘せ補助する予算を今議会に上程させていただいております。農場防疫の緊急対策を講じていきたいと考えているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 引き続き、常在意識を徹底して防疫対策に当たっていただきたいと思えます。

続きまして、高病原性鳥インフルエンザの防疫対策についてお伺いしますが、毎年国内においても高病原性鳥インフルエンザが発生をいたしております。11月28日、愛媛県において野鳥のふん便から低病原性鳥インフルエンザが今シーズン、初めて確認されております。大陸からの渡り鳥の飛来とともに、今後も発生が見込まれると思われませんが、このインフルエンザ対策については、何かありますか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 高病原性鳥インフルエンザの防疫対策についてでございますが、口蹄疫の防疫対策と同じく、北諸県地域家畜防疫体制において、11月19日に鳥インフルエンザ想定演習を行っているところでございます。

県の防疫マニュアルの定めにより、疑似患畜確認時から職員対応体制、埋却準備、発生場所に応じた車両消毒ポイントの開設のシミュレーション、県や隣接する市町と連携し、地域防疫を進めてまいっているところでございます。

農場防疫につきましては、平常時は車両消毒、施設整備の支援や10月に防疫用消毒消石灰クレーキルの配布、啓発活動を行い、農家さんの意識づけを行い、緊急時は防疫マニュアルに沿った初動体制を速やかに実施する準備をしているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） ありがとうございます。口蹄疫、豚コレラ、鳥インフルエンザは目に見えないウイルスということで、厄介な法定伝染病であります。生産者、関係団体と連携を図り、防疫体制を強化するとともに、本町の畜産のさらなる成長に向け全力で取り組んでいただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（重久 邦仁君） これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時46分休憩

午前11時00分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を開始します。

発言順位2番、指宿議員。

〔9番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（9番 指宿 秋廣君） 発言順位2番、指宿です。通告しておりました3件について順次質問をしてみたいです。

今、ことしの流行語大賞はワンチームだそうです。違った意見も、自分にはそぐわない意見も十分に聞き入れ、前向きに検討してもらえるように、わざわざネクタイはことしのラガーの桜ジャパンのネクタイをしてみました。よろしく願いをいたします。

まず1番目の窓口事務の充実についてであります。

自分の家族が亡くなって、日も短い期間に行政の手続が必要になります。死亡の手続を行おうとしたときに、余り役場の間取りにご存じない方は、戸籍の窓口の位置から戸惑うこととなります。本町も窓口で関係ありそうな係などは案内されておるようですが、隣の都城市は、お悔やみ窓口を新たに設置されたとマスコミで報道され、その中で、自書、自分で書く以外の届出書は、名前まで印字され、自書が必要な届け出については名前を書くだけで済むようにしてある。そして、それを係に持っていくということでした。

そこで、本町でも同様の窓口の対応ができないのかという点を質問して、あとは質問席から行きます。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 窓口事務の充実についてということで、お悔やみ窓口の新設はできないかのご質問にお答えいたします。

お悔やみ窓口につきましては、隣の都城市において、先ほどお話がありましたように、ことしの11月11日に市役所1階の市民課に開設しておりまして、家族の死亡の際に必要なさまざまな手続において、各種申請書などの作成を手助けして、提出窓口の案内情報をワンストップで提供しておるといふふうに聞いております。

死亡に伴う手続は生前の状況によってさまざまでありますけれども、後期高齢者医療、介護保険、国民年金、固定資産税など数多くの申請が必要な場合もございますので、これをワンストップ化することは住民サービスの点で有効な取り組みであるといふふうに考えます。

導入するに当たっては、種々検討すべき課題もあることから、行政改革の事務改善の一環として検討すべきかといふふうに考えます。

これからについては担当課長のほうで回答させます。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 本年度が第6次行政改革の最終年度となっておりますので、現在、第7次に向けて行政改革大綱の策定に取り組んでいるところでございます。

当然ではありますが、その中に町民サービスの向上といった項目もございます。町民の方々の多様なニーズに応えられるよう、窓口サービスの充実、改善について検討をしていくこととしております。

お悔やみ窓口など、町民の方々の生活に寄り添った窓口サービスにつきましても、ほかの市町村のさまざまな取り組みなどを参考にしながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ありがとうございます。

ちなみに、きょう11時から、若い三股町の方が亡くなった、50歳ですか、あれでいうと50ですから、満でいうと49歳だというふうに思います。子供さんは高校生、中学生、2名いらっしゃるという形で、多分、その人も役場に来て、近いうちに手続をしなければならない。悲しみのほうが先に立って、なかなか頭が回らない状況だろうというふうに思っています。

そこで、大体どれぐらい、直近でいいんですが、戸籍のほうで死亡の手続等を、年間なのか月なのかわかりませんが、捉えていれば教えてほしいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 死亡届という形では把握はできておりません。ただ、住所の異動届という形では、年間大体1,500人ぐらいの方が来られます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ぜひ先ほどありましたように、よろしくお願いをしたいと思います。

いっぱいいろんなことが住民の方は、役場を、我々は知っているのですが、例えば誰に聞けばわかるのでいいんですが、窓口でも、窓口というか、総合案内でも本当にどこまで聞いていいのかわからんというか、戸惑っていらっしゃる住民の方もいらっしゃいますので、よろしくお願いをします。

では、2番目に行きます。

2番目の町民が利用できるコピー機の設置はできないかということで質問をしております。

まち中にある三股町以外の役所は近くにコンビニがあります。コピーするにはすぐすることが、そのコンビニに駆け込めばできるんですが、本町においては、コンビニが、ちょっと考えないとわからないぐらい遠くなるんだろうと思っています。

また、郵便ポストはありますけれども、切手の販売がありません。県の証紙の販売はあるんですが、国の印紙の販売がないんじゃないかと思っています。大変不便になっています。

そこで、町民へのサービス向上のための切手の販売、リユース業者が契約するときに必要な印紙の販売、特に、今回通告しておりましたコピー機の設置が必要ではないかというふうに思うんですが、答弁をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 町民が利用できるコピー機の設置はできないかのご質問に対しましてお答えいたします。

現在、図書館と情報交流センター～あつまい～には有料で利用できるコピー機を設置しておりますが、役場内には町民の皆さんが自由に利用できるコピー機の設置はしていないところでございます。

役場の窓口で申請や届け出を行うとき、必要な書類などのコピーを添付していただく場合がございますけれども、その必要な書類のコピーにつきましては、あらかじめコピーしたものを持参していただくことをお願いしております。

なお、役場1階にありました売店がなくなったことで、切手や印紙の購入ができなくなっておりますので、コピー機の設置の必要性や運用方法、切手や印紙の購入方法等につきましても、経費面、需要面など、総合的に検討する必要がございますので、先ほどもお答えしました行政改革の町民サービスの向上といった中で調査検討してまいりたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） コスト面からという話がありますが、コスト面で見合うのであれば業者がやるわけでした、三股町の役場に見えて、それで必要な書類を、窓口でサービスでコピーしてもらえればそれでいいんですけども、まさか個人が利用するものを役場の窓口でサービスでやりますよと、これはなかなか難しいだろうというふうに思います。質もありますし量もありますので、そういう点からいうと、カラーコピーまで全部ということは申し上げませんが、コンビニなんかでもカラーコピー50円ですか、カラーコピーが。普通のコピーで10円ですか、そういう形になっております。

今、先ほどありました売店のところ、たばこを販売したところが、今、ちょっと見ると締め切られた状態にあります。そうすると、あそこのスペースを利用して、コピー機ぐらいはできるんじゃないのかなというふうに思ったわけです。

行政改革で検討するというよりも、今、不自由です。という形であれば、リース契約、それこそリース契約で大丈夫だと思うんですが、早急に進めるべきではないのかという、行政大綱の関係ですという、コピー機に限って言えば、あと切手とか印紙とかというのは、それはそれでさ

れると、十分わかりますが、というのは、もうコピー機に限って言うと、もうすぐにでもできるのではないのかなというふうに思うんですけれども、再度答弁をよろしくお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） コピー機の設置につきましても、町が買って、もしくはリースで準備して設置するのか、もしくは場所だけ提供して、コピー機の業者が設置する方法などいろいろありますので、そういった設置の方法等につきましても、また、どれだけの需要があるのかという調査もないと、業者設置の場合は提示できませんので、そういったところもちょっと調査して検討してまいりたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 自分でコピーしたのを持ってきてくださいというふうに言うということは、現実的に窓口でいっぱいあるということの裏返しだと思えます。

だから、コピーしてこなくても、例えば、ここでできますよというふうにするべきだろうと思うし、今のコピー機はいろんなコンビニなんかであるのは、多用途にいっぱい流れているようですけども、そこまで目指さんとしても、コピーだけでもできるような形を早急に考えてほしいというふうに思っています。

7次の行政各大綱でしなければいけないような大層な問題ではないだろうというふうに思いますので、この問題については、中で、内部で、財産処理した慣行じゃなくても、各窓口が必要なところの課長さんが集まれば、大体どれぐらいあるというのはわかると思いますので、企画のほうでそれを早急に取りまとめて、コピー機の設置をお願いしたいというふうに思っております。

次にまいります。

危機管理体制についてであります。

災害は忘れたころにやってくると言われていますが、今では次々と忘れることができないように、頻繁に災害がやってきました。地震だけではなく、台風や線状降水帯のような水害、あるいは竜巻など、次々と襲来をしてくれています。土地の液状化や風水害での建物の被害を調査して、全壊、半壊、一部損壊などの調査を行うことが必要ですが、その職員は何人いるのか、また、資格についてはどういうものが必要なのかという点を質問いたします。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 倒壊等の判定できる職員の人数は何人かとの質問にお答えいたします。

まず、この応急危険度判定士とは、大規模災害である大地震や余震により被災した建築物を調べ、その後に発生するさらなる余震などによる倒壊の危険性、外壁、看板や窓ガラスなどの落下、附属設備、機器の転倒、落下などの応急危険度判定を行われる資格を持った人のこととされています。

ます。人命にかかわる二次的災害を防止する判定を行います。

宮崎県建築住宅課に確認したところ、この判定士は全国で11万315人、宮崎県で878人、都城市で100人、本町で19人おられます。

本町職員は3人の建築士全員が判定士の資格を持っています。

この要件であります。まず、建築士法に規定する建築士であること。これは1級建築士、2級建築士、木造建築士、いずれでも大丈夫です。そして、登録が各自自治体により行われるため、各都道府県に居住、もしくは勤務していること。その条件が合った上で、判定士の養成を目的とした講習会を修了していること。そして、5年更新というふうになっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、同じ質問に対しまして、総務課の立場から回答させていただきます。

災害による被害を受けた住宅にかかわる各種調査におきまして、住家の被害調査と罹災証明書の交付にかかわる被害認定は市町村が行うこととなっております。

問題点は、被害調査に伴う被害度合いの判断にあり、その任務を市町村職員が担うことにあります。被害度合いを判定する数値的指標はありますが、説得力のある判定理由を求められることから、専門的知識、経験値、そして判断基準の統一化が求められているところでございます。

本町において対応できる職員につきましては、先ほど都市整備課長からありましたとおり、職員としては3名、現在いらっしゃるということでございます。

現状では、円滑な調査、被害度合いを判定することは非常に困難であると考えていますが、本町を含む6市4町で構成されております宮崎県南部地域大規模災害対策連絡協議会の広報支援計画におきまして、応援協定締結業者、都城地区建設コンサルタント協会、そして都城地区建設関連団体災害等連絡協議会との連携体制を強化しつつ、必要事項を整備していく必要があると考えております。

必要事項としましては、まず第一に被災申請、被害調査、被害度合いの判定、罹災証明書を交付するまでの流れをマニュアル化する。

2つ目に、罹災証明書を交付するまでに主たる担当部署を明確にする。

3つ目に、被害認定において説得力のある判定がされるよう、専門的人材の確保、専門職を有する民間との業務委託、または協定の締結強化。

4つ目に、平時より提携自治体職員との協定の検討。

5つ目に、三股町地域防災計画に具体的に盛り込むこととございます。

以上の事項につきまして、今後、防災会議において具体的に協議をしていきたいというふうに

考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 中身をいっぱい説明があつて、半分しか、私の頭の中に半分入つたかな、という感じなんです、言いたいのは、19名、三股町にいらっしゃいます。そのうち3人が町の職員ですということだったと思います。

この判定を取るための人たちは、1級、2級の建築士及び木造の建築士という3つの種類ですよということだったと思いますが、この人たちは多分正規職員、任用職員も入れて3名かな、ということのようですが、要するにほかに、ほかにと言ったらおかしいですか、職員の中でこれを広げるような形というのはできるんですか。例えば、木造の建築士、もしくは2級の建築士というのは、どういうハードルになっているのかというのがちょっとわからないんですけども、わかっているならば教えてほしいんですが、役場の職員が、例えば研修を受けて取れるというものなのか、1級はとてつじや無理でしょう。2級という意味ですけども、それともこういう、そういうのを受ければ別な資格を持っていても取ることができるのか、この3種類にもう絶対限られているのか、そこ辺が少しわからなかったのて、再度答弁してほしいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 役場の職員の中で、今3名建築士がおりますけども、その他に今はいないと思つております。今はおりません。

この2級建築士を取るまでの必須単位、勉強までちょっと把握しておりませんので、今のところ、今の質問に内容にお答えするところまでわからないとこでございます。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 今、3名について、おりませんという部分がちょっとわからなかったんですが、要するに相互の協定を結ばれていても、災害の場合はみんな一緒ですよ。例えば、都城市から応援が来るわけがないわけで、大規模災害ですから、三股だけが直近でバンと来るということは多分ないと思いますので、やっぱり自助努力というか、例えば、この人たち、持つ可能性がある人について、ほかのところに研修に行ってもらふなり、今、災害はいっぱいありますので、例えば、益城はもう終わったでしょうか。そういうところで、これ実務を踏まないと、例えば、全壊と半壊では雲泥の差があるし、半壊と一部損壊ではもう天と地ほどの差が出てくるんです、本人、災害に遭われた方にとってはという意味ですが、そういうことから言うと、より公正に、より踏み込んだ知識が必要なんだろうというふうに思つています。

このものについて、こういう人たちについて、どういうふうにするのか、質を上げるのかという2つの観点があると思つていますが、ぜひとももう一回、こういう人たちの、ほかの三股町にい

らっしゃる人は業者という意味でしょうから、とてもじゃないけど、そういうのは無理だろうと思いますので、自分ところの会社がするのが精いっぱいだろうというふうに思いますので、そこ辺を含めて、今のところで、今からできる範囲内は何かというのをぜひとも検討してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） ただいま指宿議員のほうからご指摘があったとおり、この広域といえますか、この地域で起こった大規模災害においては、なかなか身近なところでの連携というのは非常に難しいものだなというふうに考えております。

今、都市整備課長が言われました本町にこういった資格を持っていらっしゃる方が19人もいらっしゃるということを考えますと、その方々ともアポをとりながら、今後の災害時にどう対応できるのかなということも踏まえて、検討していかなければいけないのかなと思いますし、それと、最近、国のほうでこういった大規模災害が発生しておりますので、その中でそういった経験した被災を、地域からの被災地において、経験された方々を派遣する事業システムを今構築しようとしております。これは県を通じて、各地方行政を含めて、ここにシステムづくりを行っているところをごさいますて、例えば、宮崎県で地震が発生しましたといったときに、経験値のある宮城や東北のほうから、そういった技術者、専門職を要請すれば、そちらのほうから派遣をしていただくというようなシステム作りに今構築をしておりますので、そういったところも十分内容を把握した上で、また、本町の地域防災計画、そちらのほうにも盛り込んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） よろしくお願いをいたします。この問題、やっぱり直接住民の方のお金ちゅうたら失礼ですか。見舞いに関する事なんで、よろしくお願ひしたいと思います。次に行きます。

ことは特に台風等が多くて、東京近辺、千葉、それからそういうところ辺は、堤防の決壊等々がいっぱいありました。堤防の決壊も、中を見てみると、越流という堤防の決壊方式もありますし、決壊という形で内部から壊れているというのがあります。

この問題を踏まえて、政府もきょうの新聞等に載っていましたが、3年ぶりになるという形で、河川堤防、洪水時の緊急対策や住宅地の浸水防止、医療機関の給水自家発電の整備、学校施設や文化財の防火防災に7兆円という形での、これを含んで26兆円の経済対策を閣議で決めたというふうに載っておりました。余りにも規模が大きく、マスコミでは厳しい論調もありますが、もし必要であれば、不要不急の財政の見直しを行ってからではと思いますが、本町におい

でもこの観点から再度の点検を行うべきだろうというふうに思っています。

本町の河川はいずれも大淀川に流れ込む河川であります。堤防の管理ができているとは思えない状況にあります。

そこで管理は県の土木事務所にあることは十分わかっておりますが、堤防の越流ではなく、その他の決壊のほとんどは、昔からいいます大きな出水もアリの一穴からといいますが、実は、今回の決壊はモグラというふうに言われています。モグラの穴が堤防決壊の引き金になったというふうに言われています。

こういう観点から、県と協議をして、景観上からも、安全上からも、堤防の管理等を行うことはできないのか、質問をさせていただきたいと思えます。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 堤防の維持管理で県との協議はできているのかとの質問にお答えいたします。

まず、宮崎県土木事務所河川砂防担当に確認しましたところ、本町管内では、沖水川と萩原川について、堤防等河川管理施設及び河道の点検要領、水管理国土保全局河川環境課長通知に基づき、区間を設け、5年に1回のペースで点検が実施されています。

河川管理施設である堤防は、施設そのものに生じた変状、施設の機能、構造安定性に影響を及ぼす河床低下や河岸浸食、局所洗掘等の河道変化が点検内容となっています。

現在、この点検については、河川管理者である宮崎県が実施しているもので、このことについては県との協議などは実施していません。

ただ、今質問のありましたように、もし一旦発生してしまうと、町民の家が犠牲になってしまいます。

考えられるところといたしましては、宮崎県都城土木事務所と結んでいる沖水川地区地方特定河川等環境整備事業に係る植栽等施設の維持管理に関する協定ということで、河川敷の公園等の草刈り等を町が協定で維持管理にかかわっている部分があります。ただいま、ご質問の中にありましたモグラ塚とか、その辺について、その管理の中で気づくことはあると思えますので、それについて、県のほうにお伝えしていくということについての体制はとれるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員——ちょっと、その前に白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 同じご質問に対して総務課の立場から申し上げます。

都市整備課長のほうから答弁がございましたけれども、総務課の立場からしますと、本年度、県のほうから、本町の洪水ハザードマップが示されたところでございますので、それと関連づけ

まして、都市整備課のほうと協議しながら点検の必要性があればやっていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 全国的に見ると、河川敷、河床が屋根よりも高くなっているような全国的なところはいっぱいあります。本町について、そういうところがないという形で、県の土木事務所も、ただ形状がどうだとかいうふうにしているわけだろうと思います。砂防堰堤等もあるので、砂防堰堤がどうだ、そんなくらいで終わっているんだろうと思いますが、やっぱり内部は調べられないんです、あの状況であると。堤外敷、堤内敷をひっくるめて、堤内は見えるほう、堤外は川の側ですけれども、そういうところを含めて、全然見ている雰囲気はないわけですし、都城市が10号線のところ辺でいくと、公園をつくっていますから、十分堤外敷についても管理がされていますけれども、あそこは土地よりもぐっと低くなっています。だから、そういうところはもう堤防決壊という形は多分ないんだろうと思いますが、三股町については、まだそういうところは少ないわけですし、そうするとさっき言った目視ができないような堤防の管理というのはいかがかなというふうに思っていますので、土木事務所はそういう県内のことを、国は国全体の河川という管理からいうと、三股なんかどうでもいいやという話にはならんでしょうけども、堤防が決壊するおそれはそうそうないというふうにお墨つきをやって、こうしてないのではないのかなというふうに思いますので、自分ところが何ができるかということ、やっぱり県の土木事務所はほかのところにもいっぱいあると思いますが、町として何ができるのか。さっき言った堤内、堤外に人の足が入れると言ったらおかしい。昔は農畜産物の飼料として、場所を決めてきれいに刈ってあったので、そういうことは一切なかったわけですが、今も堤防の草を刈って飼料にするなんていうのはほとんどないわけですし、そういうことからいうと、放置された状態ということで、一番危惧をしているわけです。

再度、町としての管理しなければいけないというスタンスの中で県と協議していただきたいと思うんですが、答弁をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） ただいま検討いただきたいということがありました件については、危機管理部門あわせて庁内で検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） よろしくお願いをします。他のセクションにもいっぱいかわることです、災害もあるわけですから、総務課も十分にわかる、かむ問題ですので、1セクションじゃなくて、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、次の問題に入ります。

第3です。次の質問ですが、公用車の購入形態についてというふうに質問をしておきました。

その前に三股町のホームページを見ました。見た目は大変いいんですけども、私自身、幼稚なせいなのかわかりませんが、必要な情報になかなか行きつけませんでした。ホームページを改良した場合等、議会からの要望でなければ、しなければできないということではなくて、率先して変わった点、講習等をして、議員も町職員と同様に、情報が早く迅速に調べられるようお願いをしておきたいと思います。

その上で申し上げますが、中に入って調べてみました。選挙の情報を見た結果、平成30年の町長選挙と町議会議員補欠選挙が最後の情報でした。ということは、その後にも選挙があったなって、ここにいらっしゃる議員の皆さんもそうですが、それはなかったなというふうにおもっております。いつリニューアルされたのかわかりませんが、その辺だろうと思いますけれども、私もし見るところが間違ったら、ご指摘してもらえるとありがたいと思います。

その中で調べたのは、木佐貫町長は、平成22年9月12日の執行の町長選挙で、投票率が54%、7,623票で初当選をされて今日に至っております。2期目及び3期目も無投票だと思っておりますが、今回、質問したものについては、町長の2期目、3期目等の結果を受けて、職員の付度が働く大きな要因ではなかったのかなというふうな観点から質問をいたします。

公用車の購入、リースの契約の判定はどのようになっているのか。今回の公用車は、たしか購入ではなかったというふうに思っているんですが、3月議会、という観点から答弁をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、公用車の導入に当たりまして、まず、購入、リースの判断についてお答えいたします。

まず、今回導入しました公用車につきましては、リースで導入でございました。その判断についてお答えいたします。

まず、購入をする場合の判断でございますけれども、軽トラックやトラックのような消耗率が高い、いわゆる汚れ、傷の発生等、発生しやすい、また、作業に使用する車両、それと防災、広報車のような固定の特殊装備が発生する車両、こういったものにつきましては購入をする方向で判断しております。

次に、リースの判断をする場合でございますけれども、行政系のほうで集中管理している車、特に遠距離に利用する車、または期間限定の事業に伴い調達が必要な車両ということで、購入とリースを分けて判断しているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） なかなかわかりにくいというふうに思っています。昔はリースほぼなくて、全部購入だったというふうに思っています。そうすることによって、我々議員にも今度、いかほどの車が何台どこにというふうに把握ができるのかな。3月議会で我々もそこまで踏み込んで調査しなかったというのもあるのかもしれませんが、そういう観点で言ったということは、明確に教えてもらわないといけないなというふうに思っています。

その上で、2番目の問題に入ります。

2番目の町長車と議長車は廃止したと承知している。いつ変更したのかということでございます。

町長になられる前、木佐貫町長になられる前は、桑畑町政のもとで副町長だったというふうに思っています。そのときに町長車を廃止したのかなというふうに思っているんですが、もちろんそのときに議長車も廃止になりました。なぜそのときから始まって、今回、今まで使っていたプリウスですか、あれは大衆車みたいな感じですから、町長車と認識していなかったんですが、今回のあの分については、大変に高価かなというふうに思っておりますので、町長車が復活した理由について答弁をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 町長車と議長車を廃止したと承知しているが、いつ変更の判断をしたかということについてお答えいたします。

平成18年に当時の町長が、町長専用公用車の廃止、売却を公約とし、平成20年8月に一般競争入札により売却処分をしております。

また、議長車は、平成18年7月に売却処分をしております。

ご指摘のあった車につきましては、町長優先車として位置づけております。町長専用公用車を廃止したことに変更はないものでございます。

つまり、今回の公用車の導入は、プリウスの経過年数等を踏まえ、ワゴン車に変更したものでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） なかなかわかりづらい答弁だったというふうに思っています。あの車を町長優先車ということでやったら、普通の人が借りて乗れるのかな。車庫を見てみると、若葉マークがついた公用車もあります。ということは、1年未満ということなんだろうなというふうに思っているんですが、その人が車を運転したらいかんということじゃないんですけれども、果たして、それ町長優先車が運転できるのかな。そうなると、ほぼ一部、例えば町長、副町長車

という形になったのではないのかなというふうに思うんですが、そういう考え方になっているのかどうか、再度答弁をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、ご指摘があったとおりでございます。捉え方としましては、町長専用車ではございませんで、町長優先車という捉え方でございます。現在の利用につきましても、町長、考え方としましては、町長、副町長、そして教育長を優先的にというような考え方で、今回の公用車の導入を図ったという考えでございます。

それと、加えまして、議員の方々も非常に団体、多人数での近場の出張、県内の主張等、また、県外等ございますので、そういった議員方の方々も利用できるような形で、ワゴンタイプのほうに今回切りかえを行ったということでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 濟いません。3月の議会のときに議員選挙があつて、それどころじゃなかったと言われればそうかもしれませんが、そういう説明がありましたか。議員の皆さんも利用できますよ、今度の買う車の、このリースの契約はって。何も聞いてないと私は思うんですけれども、今になってされたということは、後づけみたいな感じに私自身は感じられるんですが、そうではなかったんですか。もし、この車についての利用の規定とか、要項とか、何か定められているんですか、答弁をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今回の購入した、導入した車についての利用規定等についてはございません。捉え方としましては、先ほども言いました、申しましたとおり、町長優先車といった形で、今回、ワゴンタイプに切りかえた。その理由につきましても、町三役を含め、議員の方々にも利用できるような形でこのワゴンタイプに切りかえたということでございます。その利用の範囲というところを、議員の方々を含め、周知していなかったことについてはおわび申し上げたいと思っております。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） それを踏まえて、一連の問題ですから、また掘り返すかもしれませんが、次の問題に行きます。

私自身はあの車、高級車というふうに認識を、どう見ても500万か600万、新車で買えば、リースだから借りているだけでしょうけれども、その隣に10人乗りがあります。あれ、これ以上下はないんじゃないかと思うぐらい下かと思うんです。前の車よりも一回り小さいです。後ろの荷物を載せるところがほぼありませんので、ある人に言わせたら、パイプ椅子が一番後ろはな

っているよという冗談めかしたことを言う人がいました。倒すこともできん、どうにもできんという。その車が2台並んでいるんです、あそこに、公用車置き場に。余りにも両対比が進んでいるというふうに思いますので、わかっていれば、担当課長わかろうと思うんですが、町長車を、あの車を、あの時点で、リースやなくて買った場合の値段、それから10人乗り、青色ですが、あれのお金は幾らなのか、ちょっとあれば教えてほしいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） まことに申しわけございませんけども、10人乗りワゴンタイプの価格について、これもリースでございましたけれども、これについては、数字的に現在ちょっと手元には確認しておりません。

ただ、今回購入しました対象車両につきましては、実際購入した場合の本体価格、これについても把握しておりませんが、このリースで導入した場合の金額で申しますと、月額がリース料が5万8,190円、リース期間は60カ月でございます。総額が349万1,400円でございます。

以上でございます。

この月額リース料の中には、車両手数料——車検手数料、12月点検手数料、自賠責保険、修理代等の経費を含んでいるものでございます。

また、管理事務が大きく軽減されているところに利点があるところでございます。

60カ月後につきましては、判断としましては、再リースする場合もございまして、その場合は月額を大きく下げて契約することも可能であるという状況でございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 最後のとちよっと聞き取れなかったんですが、60カ月、5年です。5年過ぎた後に、要するに今度はそれを残存価格なのかわかりませんが、もしそのまま使い続けるよといったときにはお金が幾ら出すんですか。それとも、もうこの349万1,400円でもうちゃらなんですか。要するにもう6年目以降使うといったときにはお金1円も要らないんですか。車検等は受けないかんでしょうけど、そういう経費を除いてはという意味ですか、済いません。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今回のリースにつきましては、この先ほど申しましたリース料を60カ月支払った総額349万1,400円につきましては、これは車の本体価格をこの5年間で支払っていくというのが趣旨であるようでございます。

また、6年目以降になった場合には、これは残存価格が残っておりませんので、方法としまし

ては、再リースするか、もしくは返却、それとあと買い取りという方法もあるんですが、買い取りのほうについては、業者のほうもなかなかメリットがないということで、例でいくと、なかなかそういった買い取り方法はないということで、方法としては返すか、もしくは再リースをするということであるようでございます。

再リースをした場合については、月額、またさらに大きくリース料として金額は下がっていくということで聞いております。金額については、はっきりした金額については、聞いておりません。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 例えば、普通の人でも、あの車が349万1,400円で手に入るといえることですか。残存価格がなくなるちゅうことは、多分5%ぐらいの金しかないちゅうこと。普通のリースであれば、残ったときに半分ぐらい残りますよとかとよく聞くんですけども、そうではない。どう見ても、あの車を預かって中を見たわけじゃないんで、外から見ると、どう見ても五、六百万と私は思って質問したんですが、答弁をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 私のほうで確認したところ、担当者を通じて確認させていただいたんですけども、この考え方については、349万1,200円です。これは本体価格に対してのペイということで、残存価格は残らないという方式だそうです。

あとは、その利用、走行距離等もあるかと思うんですけども、その利用については、また、業者のほうで考慮しながら、再リースする場合は、月額を下げたリースをする、もしくは返却した場合については、また、その利用を考えるとということであると聞いております。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 余りにも安いなというふうに思ったんです。まず、維持経費が要りませんよと、こう言われてましたんで、例えば車検が要らない。走り過ぎた場合に、タイヤ、摩耗、絶対あるわけですが、そういう契約はどういうふうになっているのかなと、それを車検、点検という、要するにそれが必要経費の中に、この中に入っているちゅうことになる、どう見ても300万を切るような金額に落ちつきそうな気がするんですけども、それは実際上、そういう形に、例えば、タイヤを向こうが持ってくるのか、いや、それはこっちでするんですよというふうになっていくのか、その分、ちょっとわかりづらいんですけども、細部についてはどういう契約になっているのか教えてください。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） まことに申しわけございません。契約書の細部にわたって、現在、

それを、内容を確認しておりませんので、また、後日でもその内容をお知らせはしたいと思えます。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 多分、想定された問題ではなかったのですが、ただ、後で教えてもらうという案件の中に、例えば、任意保険ですか、任意保険、強制保険、車検、車検代、それに税金、全部入っているということですから、それが5年分で何ぼになるのかというのも一遍に教えてほしいなというふうに思っております。

余りにも安いんで、俺も買いかえようかなというふうにも思ったところですよ。200万円台で買えるんかって、普通の軽でも百七、八十万しますから、普通の軽でも、こんなはやりのいろんなのを買えば180万近くします。軽自動車がです。だから、普通車のあれで200万円ちょっと。町長も新しい車を買われているようですが、多分、それじゃ手に入らなかったじゃねえかなというふうに思っています。ここで町長の車の値段を聞くのはあんまりですから、聞きませんけれども、多分、200万円台では来なかつたらうと思えます。

そういう感じから言うと、余りにも、例えば優遇されているというふうに思っております。

4番目の問題に入って質問をします。

この車、先ほどちょっと申しましたけども、優先車です。この優先車について、誰が車を運転するのかなというふうに、前は町長車があるときには運転手がいました、主に運転という人が。兼ねて、他の事もするんですが、主に運転という人がいらっしゃいました。そういうことではないようだと思うので、誰が運転するのかというのを質問いたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 対象車の運転者についてお答えしたいと思います。

町長、副町長が乗車する場合におきましては、優先順位としましてコミュニティバスの運転手、次に危機管理係の委託職員、次に事業担当課職員が対応をしているところでございます。

教育長が乗車する場合につきましては、教育課職員、議員が乗車する場合は議会事務局職員が原則運転手となると考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） コミュニティバスの運転手が町長とか副町長のときにすると言われましたけども、これはコミュニティバスのほうにお金を支払うんですか。要するに向こう側のも収支をしています。コミュニティバスといたら一般のことをやっていますから、そうするとその業務の中に織り込んで、町、一般の車、町長車を運転するということになりますので、そこについては、予算というのはどういうふうになっているんですか。

あと、その件がどういうふうになっているのかということと、この問題について、何も決められていないですよと言われた割には明確にしゃべられたんですけど、ほかの公用車、課に所属するような車であれば、その課が行うというのは、これは普通でしょうし、大きなバスであれば、もうその人が運転せないかんというのは、これはわかってますけれども、あれは普通車だというふうに思いますので、今、町長がそういうふうな判断だというふうになっていくと、ちょっとそこから辺が余りにもあいまいになっていっているんじゃないかなというふうに、後づけかなというふうに思ったんで、再度、費用の面についてお願いをします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） まず、コミュニティバスの運転手につきまして、対象者が運転をということは、一つは業務内容にその分はうたってあります。また、費用等につきましては、総務課のほうで別途組んでいる状況でございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 業務内容にうたってあるということであれば、コミュニティバスの運転をしながら、しながらちゅうたらおかしいですね。する以上に、あと1人ぐらいいないと、予備の人かなんかわかりませんが、いないといかんという話になっていくんですけども、そうであれば、要するに、そこにお金が、同じ総務課でやるにしても、向こう側に行って、収入をとって事業形態としてやっている以上、お金も取らずに無料で送迎していて、町が全部100%出しているなら、それでもいいんですけども、やって、どれぐらいを町民から余り乗ってないなとかという話もありながら、一方では充実してほしいということもあるんですけども、そういう話の中とごっちゃになりながら話しているんですが、それも必要経費の中に入れるべきではないんですか、考え方をちょっとお願いをします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、コミュニティバスの運転手につきましては、運転手さんが今現在5人いらっしゃるわけなんですけど、その方が交代といいますか、時間帯を調整しながら、それぞれ乗っていただいている状況です。一個人で考えますと、1日中、その方が乗車、運転をしているということではございませんで、そのあいた時間等に合わせたところで、その対象者の運転というところを総務課のほうと相談をさせていただきながら、それに合った時間内で運転手をお願いしているということもございまして、コミュニティバスの運転手としては、時間給でお金を払っておりますので、そういった面から、町長を含め、副町長、三役の運転につきましては、総務課のほうで費用は予算化しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） もとに返るんですが、最初、町長優先車を復活したときも、コミュニティバスの運転手がああの車を運転されていたんですか。要するに、今の車になる前ということですけど、答弁をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 前車です。プリウス、こちらの運転手のほうもコミュニティバスの運転手をお願いをしていたところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） その考え方は、ということは、町長車を廃止して、町長優先車という名前の町長車にしたときにこの問題が出てきたということなんですね。何とか優先車といったら、普通の人はずっとじゃないけど、乗れません。個人名で、課長優先車って言ったら町長は簡単に乗れるでしょうけど、町長優先車、見た感じ、ずっと見るんですけど、結構とまっているなというふうに思いながら見ているんですが、私自身は、この問題について疑義がいっぱいあるな。当初申しましたように、町長が3期になって長くなったから、職員が付度したんかなというふうに思って、町長の真意ではないけども、こういう高いのが来たというふうに思って質問をしたわけですけども、町長がどうしてもこれがいいち言いやったのかどうか、そこまでは聞いていませんので、わかりませんが、そういう観点から質問をしました。

例えば、最後の問題に入りますが、要するに、全国で外車だったですか、公用車を2台買うと言って、大問題になって、リース契約が破棄されたという、ありました。やっぱり、その自治体、その自治体で、やっぱり何が公用車かというのは、高級車かというのは大分違うんだろというふうに思うんです。この三股町に1,000万もするような車を頻繁に乗っている人は片手いらいっしょるでしょうか。ああいう立派な車に乗っている人が何人いるかなというふうに思ったときに、あれ五、六百万と私は絶対思うんですが、あれ200万台で来るのであれば、多分、その会社はつぶれるぐらい需要が高まるだろうというふうに思うんですけども、再度、最後にこの問題について、町長はこの問題を、私が通告しているわけですから、この3番目の公用車の問題について、町長車について、どういうふうにこれ受け取られたのか、所感、感じられたのか、答弁をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回の公用車の導入に当たって、いろいろとお話がありました。これまで町長優先車ということで使用してきたプリウス、そちらのほうを導入後14年を経過しております。そして、14万キロの走行距離でありまして、故障や警告、車のほうから警告、その修理がふえてきたこと。そしてまた、高速道路で走行に不安があるという運転手さんの声もござ

いました。そういうことで、職員の遠距離出張等の頻度に照らして、そして増車の必要性もあったというようなことから、今回、プリウスから、新しいワゴン車のほうに切りかえたところでございます。

そして、そのワゴン車については、プリウスが今まで使っていた同様の使い方をしてくださいというようなことであります。

私のほうから、車の導入に当たって申し上げたのは、乗用車でなくてワゴン車をお願いしますと、ただそれだけでございます。今後入れるときは、大体、ほかの自治体も、見てみますと、黒塗りの車はどこもございません、ほとんどワゴン車で対応している状況でございます。

そういう意味合いで、使い方がいろんな皆さんが、議会も含めて、使いやすいというような状況でありますので、大いに活用していただきたい。

そしてまた、今回の、私もこの値段を見まして、安いなというのはびっくりしました。私の車はまだ上であります。もうちょっとお金がかかっておりますけど、500万以上はかかっておりませんけれども、350万ぐらいで導入ができると、本当びっくりしました。

そして、その中に車検、手数料も入っておる。そしてまた12月点検も入っておるということでもあります。ほとんどの今自治体が、今、購入からリースのほうに変わってきておりますので、そして事故等で修理が必要な場合は、それも自治体が持つんじゃなくて、業者のほうを持つということでございますので、非常にリースというのも今後検討すべき、導入検討の必要性が高いやり方かなというふうに思っております。

そういう意味合いでは、今回の車の導入というのは、特に、町長車を導入したわけではございません。プリウスからの変更ということで、ご理解いただきたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 先ほど町長も言われたように、余りにも安いんで、私は大体500万台からの話として、これは言うておりました。俺もそろそろ車を買いかえないかなと思っておりますので、200万台であつたらというふうに今思っているんですが、先ほど町長が答弁があつたように、例えば、事故もそうですよ、保険もそうですよと言われると、保険も内容によりますけど、保険も保険の内容の充実の話もまた別にあるんでしょうけど、ただ入っているだけちゅうのもあるかもしれないというわけで、あるんですけども、それにしても安いなというふうに思っています。

知りあい話からすると、残存価格が半分ぐらい残っている、そのときに買うか買いかえるかを決めるんだと。だから、そういうことで、買いかえる場合なら、その残存価格とかなっていう

話になるわけなんです、これもないということになると、えっというふうに思いましたので、もう一回、白尾課長にお願いをしておきます。先ほど、調べて教えてくださいと言われたものの中に、その上に、何がまだ附帯しているのか、何が足りないのか、5年後に本当にゼロなのかということをお願いをしたいと思います。私自身、大変びっくりをしました。というふうに申し上げて、私の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（重久 邦仁君） これより昼食のため13時20分まで本会議を休憩いたします。

午後0時04分休憩

午後1時17分再開

○議長（重久 邦仁君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位3番、田中さん。

〔1番 田中 光子君 登壇〕

○議員（1番 田中 光子君） 皆様、こんにちは。質問順位3番、公明党、田中光子です。よろしくお願いします。

通告に従って行わせていただきます。

質問1、介護認定の流れについて、質問2、くいまーるの利便性について、質問3、動物愛護についてお尋ねいたします。

まず、質問1についてですが、介護保険の仕組みがわかりにくいとの声をよく聞きます。介護従事者ならわかるのですが、以前も一般質問で上げたように、なかなかわからないのが現状です。まず、どこに相談したらいいのか、要介護認定はどのように行われるのか、申請から認定までの流れはどのようになっているのでしょうかお聞きいたします。

あとは質問席から行います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 介護認定の流れについて、申請から認定までの流れはどのようになっているかというご質問にお答えいたします。

介護サービスを希望する本人やその家族が役場にありますが高齢者支援課窓口で要介護認定の申請手続を行います。この高齢者支援課では、その申請に基づきまして、認定調査員を自宅や施設、病院等に派遣し、本人の心身の状態についての調査を行います。

調査では、本人の日常生活をよく知る家族や施設等の職員の立ち会いのもと、国の定めた基本調査に基づいて聞き取りを行い、調査票を作成いたします。

また、本人が日ごろ通院しているかかりつけの主治医に意見書の作成を依頼しております。

この認定調査票と主治医の意見書の2つを広域連携のもと、運営を委託しております都城市の介護認定審査会に提出しまして判定を仰ぐこととなります。

認定審査員のメンバーは、医師や薬剤師、保健師や社会福祉士、介護支援専門員などの実務経験者が、市町村や関係団体からの推薦によって任命され、審査を行っているところでございます。

申請から調査を経て、判定結果を本人に通知するまでには1カ月程度の期間を要する状況となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 認定調査のとき、調査員が自宅を訪問し、本人や家族に話を聞かれるわけですが、その現状はどのように行われていますか、お答えをお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） それでは、認定調査の現状についてお答えいたします。

本町では、現在、ケアマネジャーや看護師の資格を持つ4人の認定調査員が訪問調査を行っております。昨年度の申請者数は1,083名で、そのうち1,057名が要介護の認定を受けております。

認定調査は、全国共通の74項目に及ぶ質問事項と特記事項からなり、基本的に本人からの聞き取り調査によって行われます。

身体機能、生活機能、認知機能、社会生活への適応といった幅広い分野から質問が行われ、体の動きを見るために本人に立ってもらい、膝の曲げ伸ばしや歩行の状況等、動作についてのチェックも行っております。

また、家族に立ち会いをお願いするほか、本人がふだん利用しているヘルパーやデイケアの職員等に本人の日ごろの状況の確認を行っております。介護サービスを求める人に直接お会いして、その状況を確認する認定調査は、適正な要介護認定を行うための基本となる大変重要な業務であると認識しております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 1月までは私もケアマネとして働いていました関係から、三股町の認定調査にケアマネは立ち会えないという現状がありました。あるケアマネは、調査員に、部屋から出ていってくださいとまで言われました。今回、居宅支援事業所に調査したところ、特別な場合を除いて、三股町の認定調査には立ち会うことができないとの回答でした。都城市は調査に立ち会いことができます。また、宮崎市は、ケアマネが立ち会える日に調査日程を設定してほ

しいとまで言われました。宮崎市は、介護認定調査会に調査員も参加し、意見を聞かれるということだったので、調査員の責任が重たいようです。

認定調査時にケアマネが立ち会えないのはなぜでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 認定調査にケアマネは立ち会うことができないのはなぜかとのご質問にお答えいたします。

要介護認定の調査を行う場合には、本人の状況を一番よく把握している家族に立ち会いをお願いしているところでございます。

しかしながら、ひとり暮らしで近くに家族がいない方や身寄りのない方、また、施設に入所している方々の調査については、ケアマネジャーに立ち会いをお願いすることもあり、決して立ち会いをすることができないわけではございません。

しかしながら、本町では、要介護認定調査は、介護サービスを利用する本人やその家族と認定調査員で実施することを認定調査の基本姿勢としております。

また、認定調査にケアマネジャーが立ち会うことについては、賛否両論あるところです。

肯定意見としましては、認定調査の質問に対し、家族がうまく答えられないこともあるため、詳細な部分やわかりづらい部分をケアマネジャーが補足説明するということが重要だとする意見です。

否定意見としましては、認定調査は利用者とその家族、調査員で行われるべきであり、そこに利害関係者であるケアマネジャーが立ち会う必要がなく、第三者であるケアマネジャーが調査にかかると、調査の公平性に疑問が生じるという意見や、認定調査会は、必要があれば、担当ケアマネジャーを呼んで意見を聞くことができるようになっているため、その要請がない限り、ケアマネジャーは要介護認定に対して意見を述べてはならないという意見があるということです。

いずれにしても、認定調査は本人にとって正確で公正な判断が示され、誰もが納得できる内容の調査が行われ、判定が下されることが重要であり、その時々状況に応じた立会人の選定が求められているものと考えております。

そのため、三股町では、調査員が本人との調査票を作成する際に、ケアマネジャーへの確認等が必要と判断したときのみご協力をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ケアマネが立ち会い、意見を言うことで、調査の結果が大きく変わることはないと考えます。なぜなら、ほかのサービス事業者や病院の先生の意見書などから、整合性を考え、総合的に判断するからです。そこで調査員のスキルアップをすることも必要だと

考えますが、調査員の研修はどのようなことが行われていますか。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） 調査員の研修につきましては、年に1回、保健所のほうで研修を行っているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） わかりました。そのような年に1回の研修でスキルアップができるのかどうかはちょっと疑問なところもありますが、個々の勉強もしていただきたいと考えます。

次に、ケアマネは認定期間が切れる前に更新し、利用者様やご家族に、役場から介護保険証が送られてきたら連絡してねとお願いするのですが、連絡をもらえるのはごく一部です。中には認知のため、どこにやったかわからない、送って来てないと言われる実情があります。そのような中で、認定切れの月末が、土曜日や日曜日だったとき、または年末年始で役場が休みに入ると、認定情報がとれず、担当者会議ができない状況になってしまいます。担当者会議をしないと、サービスは利用できません。役場の方は安易に暫定プランをつくれればいいじゃないですかと言われる方もおられますが、ケアマネがどれだけの書類を作成し、大変な思いをしているかご存じないと思います。

そこで、役場に認定の進捗状況を確認するときに、要介護認定等情報提供申請書による認定状況の情報提供はできないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 川野高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川野 浩君） それでは、要介護認定審査の進捗状況を確認するときに、要介護認定等情報提供申請書による認定状況の情報提供はできないのかということのご質問についてお答えいたします。

本町では、都城市との広域連携により、同じシステムを利用することで審査会で審査され、入力されたデータは即座に情報共有をすることができることとなっています。

介護サービスの利用者に良質な介護サービスの提供を行うためには、適正なケアプランが作成されることが最も重要であります。そのため、認定調査の状況や主治医意見書の情報、認定審査会の審査日や介護度が必要となる場合があると考えられます。

こうした場合には、本人の同意を得て、高齢者支援課へ、要介護認定等情報提供の申請を行うことで認定状況の情報取得ができることとなっているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 承知しました。以前より情報提供は行われているということですが

ね。けれど、私が調査したケアマネジャーには周知されていません。月1回開催されているケア会議のときには、たくさんのケアマネジャーが来られます。その場で要介護認定等情報提供申請書の提出で、認定日、認定結果、認定期間は教える、このことを伝えていただけないでしょうか、よろしく申し上げます。

次に、行政の方は、大変なときにはケアマネを頼ってこられます。ケアマネのバックアップはしてくれないとの声もケアマネジャーから上がっています。ケアマネジャーの人材不足が今問題となっています。

宮崎県では、平成29年4月時点でのケアマネ有資格者3,654名に対し、現在、就労しているのは1,829名となっております。今後の人材不足はますます深刻なものとなっていきます。少しでもケアマネジャーの負担軽減をよろしくようお願い申し上げます。

次に、質問2のくいまーの利便性についてですが、三股町も高齢者が多いのはご存じのこととは思いますが、家庭訪問するたびによく耳にするのが、くいまーがもっと便利なら、買い物や病院にも行きやすいんだけどと言われます。本町が目指す路線バスシステムとはどのようなものでしょうか、町長にお尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 本町が目指す路線バスシステムについてお答えいたします。

本町における地域交通のあり方については、三股町地域バス再編計画、平成29年8月に改正しておりますけれども、それに基づき進めているところであります。

この再編計画において、本町が目指すバス路線のあり方は、公共交通を利用せざるを得ない人々の移動手段としての確保すること。そして、交通機関を利用する地域住民のニーズに応えられるきめ細かなサービスの提供というものを掲げておりまして、そういう方向で取り組んでいるところでございます。

しかし、地域環境の変化等を踏まえまして、現在、進めております中心市街地の立地適正化計画や五本松団地跡地整備計画による環境変化に順応できる路線の見直しや住民の利便性の向上ををさらなる図る必要から、地域交通のあり方についても今後再検証し、見直していきたいというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 以前、ほかの議員がくいまーの一般質問をされたときに、新潟県のほうで視察研修を行われたとお聞きしましたが、視察をされ、本町の交通課題はどのように考えられますか、お尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、新潟県見附市の公共交通の取り組みと今後の本町の交通

課題についてお答えしたいと思います。

平成30年8月に担当職員が新潟県見附市の公共交通取り組みについて視察研修を実施しております。研修報告内容によりますと、地域力の向上や健康増進のための公共交通の工夫として、デマンド型乗り合いタクシー、コミュニティワゴンの運行及びレンタサイクル事業を展開していることが注目されることとなりました。

見附市の公共交通のあり方から、交通空白地域等の地域の実情に即した地域交通のあり方や住民要望に応じたきめ細かな運行手段により、小回りのきく住民サービス目線での提供がなされている点におきまして、現在の本町の課題であると捉えております。

今後、取り組むべき地域交通のあり方として考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 課題が見えてきて、今後の対応を考えられるということですが、どれぐらいの期間で考えていかれるのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 期間ということですが、この地域交通だけを考えていくことでは、やはり無理がございますけれども、先ほど町長が述べられたとおり、立地適正化計画、それと五本松団地跡地、そちらの利用計画等も踏まえたところで、総合的な計画にのっとりやっけていきたいというふうに思っております。

特に、立地適正化計画です。こちらのほうの基本方針、基本計画、実施計画、それにあわせてところで総務課としてもこの地域交通のあり方についてはやっけていきたいと。

また、あわせて国の事業を活用する上で地域交通形成計画網という計画がございます。そちらのほうもあわせて取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 私が携わった方で長田の奥に夫婦2人で住んでおられます。ご主人を介護されていますが、通院はくいまーるを利用されています。ご主人は杖歩行されますが、バスのステップが高く、足が上がらないため、後ろから妻がお尻を押し上げないと1人ではバスに乗れません。

また、あるご夫婦は、妻は歩行器利用で、夫が自転車で買い物に行かれますが、たまには一緒に出かけて買い物がしたい。しかし、タクシーだとお金がかかるし、くいまーるに乗りたいたいが、段があるので無理ですとあきらめておられます。

このような方々は、まだまだたくさんおられます。高齢者が乗りおりしやすいノンステップバ

スの導入は考えられておられますか、町長にお尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、ノンステップバスの導入についてお答えしたいと思います。

住民サービス向上の観点から、高齢者、児童、障害者等の交通弱者に配慮したノンステップバスを導入する必要性は十分理解しているところでございます。

現在、所有するバスの更新時期やデマンド型地域交通の検討を含め、地域公共交通網形成計画の策定による国の補助事業の活用や三股町地域バス再編計画の見直しを行うことで、ノンステップバスの導入や交通弱者に優しいバスの整備を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ぜひお願いします。高齢になっても自宅で暮らしたい、この思いを実現できる三股町であっていただきたい。1人も置き去りにしないでいただきたいです。

では、質問3、動物愛護についてですが、先日、旭ヶ丘運動公園を視察してきました。先ほど、午前中、1番の議員が質問されたのですが、陸上競技場が整備されるのに、その横の駐車場はゴミが散乱し、その上、野良猫が至るところで確認でき、20匹いましたということでした。私もそうやって確認してきました。野良猫の寿命は短く、4年から5年とされています。1頭の雌猫が年に3回出産すると、1年後には20頭以上になり、2年後には80頭以上になり、3年後には何と2,000頭以上になります。町では野良猫の実態を把握されていますか、お尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 野良猫の実態調査についてご回答いたします。

野良猫の実態調査については、どこにどれだけ野良猫が生息しているかは把握はしていないところでございます。

旭ヶ丘運動公園に野良猫が生息していることは承知しているところでございます。

住民からの猫に関する苦情や相談については、平成28年度に4件、29年度に10件、30年度に4件、本年度はこれまで5件の相談を受けております。申し出の内容は、隣の家で飼われている猫が自宅の敷地でふんをして困っている。近くの家で野良猫に餌を与えているので、野良猫がふえて困っている。公園で猫に餌を与えている人がいるなど、住民に直接迷惑がかかっている事案や、餌やりにより野良猫がふえることに対する懸念の相談を受けているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 私もたくさんそういう相談を受けているところではあるんですけども、こういうことを考えると、三股町には野良猫はまだまだふえていきそうです。かわいそうと思い、餌を上げている人もいと聞きますが、その行為がもっとかわいそうな野良猫をふやす結果になっています。

また、犬に関しても、飼い方のルールやマナーを守らないと近隣へ迷惑をかけることになります。例えば、散歩のときにふんを持ち帰らない人や、散歩させずにストレスがたまった犬が無駄吠えすることになります。動物を飼うことは動物の命を預かることです。飼い主は動物が健康で快適に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。人と動物がともに生きていける社会の実現には、飼い主のモラルとマナーが必要です。

先日、宮崎動物愛護センターを視察させていただきました。この施設は、動物愛護法の趣旨にのっとり、人と動物が共生する地域社会の実現を図るために設置されています。

そこで、子供のころから人と動物と共生を考え、新たな人間性、社会性、規範意識を育む命の教育を行うことが大切ではないでしょうか。動物が人の生活に潤いを与える不可欠な存在になっていることや、かけがえのない命の営みを実感させ、生命を尊厳する心情を培い、動物にも心があり、それぞれに適した世話が必要である命を守り、育て、つなぐための動物へのかかわり方や、飼い主の責任を明確にし、共生への理解を深める必要があると考えます。

宮崎動物愛護センターで行われているのですが、子供のころから人と動物の共生による命の教育を推進してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 動物との触れ合いや体験活動を通して、人と動物とのつながりから命の連鎖や多様性に気づかせ、生命を尊重する心などを身につけた子供たちの育成を目指すために、今、議員がおっしゃったように、宮崎県では命の教育の出前講座を実施しています。環境水道課としても、県の取り組みを推進するために、回覧や広報等で命の教育の啓発に努めていきたいと考えています。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 私が動物愛護センターに行ったときには、三股小学校の3年生ですか、2クラス掲示板にいろんな意見の掲示がされていたと思うんですけども、そちらのほうは希望を出して、それから抽せんになって、指定を受けて勉強に行ったということになるんでしょうか、済みません。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） まず、県では、7月の第1週を宮崎県命の教育週間として命を大事に

する教育、これは自他、そして動物ですけれども、取り組んでいるところでございます。

三股小学校は、昨年度、平成30年度、そして今年度、令和元年度と、この命の教育に取り組んでおりまして、今年度はモデル校に指定されております。

この教育は、まず、1日は実際に動物愛護センターを見学して、その場で職員から授業を受ける。その後、日を改めて動物愛護センターの職員が学校を訪れて、振り返りの授業を行うと、2日間にわたって授業を行うと、やっております。

議員おっしゃるとおり、昨年度、今年度とも第3学年を対象といたしまして実施しております。今後とも、毎年モデル校、あるいは協力校の募集がございますので、三股町としましても各学校にその辺の情報はきちんと伝えまして、命の教育に取り組んでまいりたいと考えております。ありがとうございます。できれば、今言われたように、ほかの小学校でも行えるように希望を出してもらって、命の教育ができるようお願い申し上げます。

ペットを捨てるのは犯罪です。100万円以下の罰金が科せられます。また、ペットは自然に放してはいけません。猫でも家の中で飼わなくてはなりません。

ある酪農をされている方の話では、牛小屋にわらを置いていると、そこで猫の子が生まれていて、牛がわらを食べなくなってしまったようです。

また、民家にも野良猫がいて、ある人は、子猫がかわいそうで6匹引き取り、自費で去勢手術されたそうです。三股町には動物愛護条例がないようですが、そこで飼い主のいない猫、または飼育者が管理できずに1カ所に多数生存している猫などによる地域住民への危機や無秩序な繁殖等による周辺的生活環境の悪化を防止するとともに、犬や猫の殺処分頭数の減少を図り、人と動物が共生できるまちづくりを目的に、動物愛護条例を作成できないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 動物愛護条例につきましては、県において、県民の動物愛護の精神の高揚、動物の健康及び安全の保持並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止を図り、もって人と動物とが共生する社会づくりを寄与することを目的とする宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例が公布されております。

また、国民が人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする動物の愛護及び管理に関する法律も公布されており、現在のところ、町独自の条例の制定は考えていないところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ことし6月に動物愛護管理法が改正されました。動物の適正飼養のための規則の強化やブリーダーやペットショップではマイクロチップを装着することが義務化

されました。マイクロチップとは、動物の個体を識別するためのもので、直径が2ミリ、長さ8から12ミリの円筒形のカプセルで包まれた電子標識器具です。獣医師により専用の注射器で装着します。1度体内に埋め込むと半永久的に読み取り可能な身元証明になります。

県内の犬、猫の殺処分頭数は、犬が152頭、猫が472匹でした。殺処分ゼロを目指していきたいものです。

今後とも、条例の検討をよろしくお願い申し上げます。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（重久 邦仁君） これより14時00分まで本会議を休憩します。

午後1時51分休憩

午後2時00分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位4番、池邊議員。

〔6番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（6番 池邊 美紀君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、情報交流センター～あつまい～の活用状況、情報交流センター設立からの各年ごとの利用状況の推移。今年度の活用状況、当初の利用目的と現状についてお尋ねいたします。

続きは質問席から行います。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 情報交流センター～あつまい～の活用状況についてお答えいたします。

まず、設立から各年度の利用状況についてでありますけれども、あつまいの利用開始が平成29年2月1日からでありましたので、平成28年度は2カ月で375人、平成29年度が2,932人、平成30年度が2,976人、そして今年度が10月末までに1,175人の利用がありました。

次に、今年度の主な活用状況についてですが、地域雇用創造協議会が主催する各種セミナーを初め、町主催のウェブ初級講座や各種会議等を行っているところです。

また、当初の利用目的と現状についてでありますけれども、当初の目的は、テレワーカーの育成を軸に、若者の定住を図り、中心市街地を初めとした地域の活性化を目指すものでありました。現状におきましても、その目的は変わっておらず、今後も地域雇用創造協議会や商工会など、関係期間と連携をとりながら、テレワーカーの育成に努め、情報交流センター～あつまい～を中心に交流が生まれるような取り組みをし、地域の活性化を目指してまいりたいというように考えて

おります。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 当初の目的のテレワーカーの育成というのがうまくいっているという分もあるかというふうに思いますが、コワーキングスペースとしての考え方で考えますと、あそこがうまくいっているかどうかというのは担当課長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 情報交流センター～あつまい～には、1階と2階がございまして、1階が情報交流スペース、2階がコワーキングスペースとなっております。

現在、コワーキングスペースの利用状況についてでございますけれども、個人での利用というのは非常に少ない状況であります。主に、先ほども町長の答弁でありましたが、地域雇用創造協議会のセミナーであったり、町が主催するセミナー、会議等で使っているということが主になっておりますので、テレワーカーがあそこを利用して、コワーキングスペースを利用してというのは非常に少ない状況ではないかなと思っております。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 今、回答があったとおりでありまして、実際、雇用創造協議会のセミナー等が今後なくなるというようなことがあれば、やはりあその活用というのをもうちょっと考えていかなければならないなというふうに思っております。

コワーキングスペースとして、民間の中では、やはりコーディネーターといわれる方がいて、そして人をつないで、それで交流が生まれて、その人たちがまた人を呼び込んで、ビジネスが生まれたりというふうなことになるわけですがけれども、現在の数名の方が使われている状況といいますと、やはり作業場的なところでしか利活用がなされないというのが現状でありますので、今後、やはりそういうふうなことも踏まえて、コワーキングスペースとしてしっかりとした利活用ができるような、そういう仕組みをつくっていただきたいなというふうに思うところでございます。

実際、ウェブ講座等でしっかりとした育成がなされているというふうに思いますが、当初の目的は、やはり子育て世代の若い奥様方、若いお母さん方がしっかりと仕事ができるような、そういう人を育成したいというふうな思いがあったはずですので、そういったところもしっかりと目指していただきたいというふうに思います。そのあたりは、担当課長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 今、議員がおっしゃったとおり、2階のコワーキングスペースの活用が、そのセミナー以外に行われていないということは確かに認識できているところでござ

います。

今、商工観光係の1人の職員が携わってはいるんですけれども、ほかの業務も抱えながら、集中して取り組むことがなかなかできていないのかなというのが現状でございますし、また、それを解決するための施策も必要だということも認識できております。

ですから、また今後、あそこを運営していく上で、また形態を変えた形で指定管理であったりとか、そういったところも視野に入れながら、あそこをどうにかしてにぎわうような施設で活用していきたいということを検討していきたいと思っております。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） とはいえ、やはり現状としましては、ああいうふうに講座がたくさん入っている状況の中で、あそこでテレワーカーの人がコワーキングスペースとして活用することはできないというふうに思っておりますので、そのあたりもどのように解決するのかというようなことも含めたところで考えていただきたいというふうに思います。期待をしておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、防災士の件でございます。

三股町には、防災計画、それから自主防災組織も次々とできてきている状況でございます。そこで、防災士の現在の人数、それからスキルアップの状況、また、これ自治公民館長というふうにも言ってもいいんですけれども、あえて行政事務連絡員との連携、そして、行政として防災士をどのように活用して育成しているのかというふうなことも含めて質問いたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、防災士の活用ということでご質問がありましたので、お答えしたいと思います。

まず、現在の防災士の人数でございますけれども、町の事業を活用して資格を取得されている方は、平成30年度までに71名でございます。令和元年度に申請、受講されている方は23名でありまして、今、受講中という段階でございます。

防災士のスキルアップとして、平成28年度より年1回、防災士が集い、交流、意見交換の場として勉強会を実施しております。今年度は2月を実施予定としておりますが、さらなるスキルアップを図るために、仮称ではございますけれども、三股町防災士連絡協議会を設立し、定期的に勉強会の実施や連絡、情報共有を図る場を設けるとともに、自主防災組織の設立に際し、助言、指導やリーダーとして活躍できる人材の育成を図っていきたいというふうに考えております。

また、本町では、自主防災組織を自治公民館単位で進めており、その設立に当たっては、行政事務連絡員のリーダー性が不可欠であると認識しております。

そういったことから、防災士の職において、率先的に動いていただけるよう促していきたいと

いうふうに考えております。

防災士の資格取得を推進することで、ふだんからの地域のリーダーとしての役割を担う人材の育成につながるものと考えております。災害発生時のリーダー的役割はもちろんのこと、災害想定に基づく事前準備活動が人と人との関係をつなげ、自治公民館機能をさらに活性化させる効果があるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 今の回答で、ちょっと確認なんですけれども、防災士の連絡協議会というのは、もうつくる方向で動いているのか、それからもしくは現段階では、そういったものがつくろうかというふうに考えているのか、どういったことだったんでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） この防災士です。こちらのほうが事業に、町の事業によって防災士の資格を取得を推進しているのが平成25年度からでございます。そういった年度の経過を得た中、ようやく人が集まってきた状態だということから、昨年度から、こういった資格を持っていらっしゃる方々を集めた中での一つの勉強会といいますか、あとは情報交流ということでさせていただきました。これは正式な形で、今度、2月予定しているんですが、その際に、提案をさせていただいて、こういった協議会という組織自体を立ち上げていきたいというふうには考えております。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 県の防災士の連絡協議会の会長、平井さんとこの前お話する機会がありまして、ぜひ三股のほうも多くなってきたので、そういったものをつくってほしいというふうなことがありましたので、あえてこの質問をさせていただいているところでございます。

防災士の役割というのは多岐にわたるわけですが、一番は防災活動というのももちろんそうなんですけれども、大災害が起こった場合には、すぐに行政が動くということは、まずできないというふうに考えると、そこはやはり個人でありますとか、地域の地区でできることということから始まる。その中で、やっぱり大きな役割を担うのがこの防災士というふうなことになるんだろうというふうに思います。

ですから、もしもの場合のリーダーとして地域の方と連携をとっていく、そういったポジションにやっぱりついてもらうべきだろうというふうに思います。

今後、今自主防災組織が次々できているわけですが、その中に防災士としての役割というのは何か、ポジションとしてあるんでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それぞれ今、自主防災組織が立ち上がっているんですが、その中の規約、組織の組織図という中には、防災士が何をしなければいけないという具体的なことは載っておりませんが、ことし、上米地区は最近になりまして、新しく立ち上げていただいたんですけども、その中には、中身を確認させていただきますと、防災士の役割というところ、詳しく書かれている自主防災組織もあります。そういったところもありますので、その自主防災組織の役割の部分については、やはり言われたとおり、リーダー的役割、リーダー、こういった指示を促していくのか、常日ごろ、こういった立場にいないといけないのか、そういったところも明記した上で、それを参考に、一応、上米地区の自主防災組織の規約といえますか、組織図が新しく、非常に具体的に知られていますので、そういったものを参考に、今後またつくられる自主防災組織の立ち上げについては参考にさせていただきたいなというふうには思っております。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） ぜひそのようにしていただきたいというふうに思います。

というのは、誰が防災士かわからないということにもなりがちだと思うんです。何かが起こったときに、防災士が一生懸命やろうと思っても、その人の言うことを聞かないというふうなことではやはりいけないので、誰が防災士なんだということも周知をするという意味でも、そういったポジションというのは大事なんじゃないかなというふうに思うところであります。

私も防災士ですので、やはり自分の役割、また、防災士仲間によく話を聞くのが、防災士という講座を受けて試験を受けるわけですが、そこがもう目的になってしまって、それを取って終わりになってしまっている人が結構いるよねというような話もよく出ますので、ぜひそういった方々をたくさん利活用できるようにお願いしたいというふうに思います。

続きまして、農地の関係でございます。

農地における畜産関係の活用というのはできるわけですが、木材の仮置き場、そういったものの活用というのはできないのかというお尋ねでございます。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 農地の利活用についてでございますが、農地は農地法に基づく農地転用制度においては、優良農地を確保するために、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分しております。農地転用を農業上の利用に支障がない、支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的、転用場所等により許可の判断をしているところでございます。

畜産の利用は、例外許可として、農業用施設等は事業計画と現地確認のもと、県と協議の上、許可している状況でございます。

しかし、木材の仮置き場などは、その対象とはなっておりませんので、場所の特定と事業計画と目的、面積、資金計画等が示されませんと、詳しいことはなかなかお答えできないところでござ

ざいます。事前に転用可能な農地であるかの相談をしていただきまして、現地調査を行いまして、可能かどうかの判断をいたしまして、可能と判断いたしましたら、通常の自己所有地は4条申請、売買に伴う農地は5条の申請を行っていただくこととなっております。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 4条申請、よく理解しているつもりなんですけれども、今、お話をしました木材の仮置き場というのは一例で出したわけなんですけれども、農地を守るというのと同時に、やはり山間部の農地の活用、借り手もなかなかないようなところもあるわけですから、そういった土地の利活用というのは、これからますます大きな問題になってくるんじゃないかなというふうなことを思っております。

担当課長としては、農地法との絡みがありますので、そのルールに、制度に沿ってというふうなことになるかというふうに思いますけれども、ぜひ農業委員会等の協議の中でも、転用でありますとか、土地の利活用に関して、有効な土地活用というのを協議することも考えていただきたいというふうに思います。

担当課長、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 農地法も最近、平成27年に改定になりまして、1種農地、2種農地、3種農地という区分がなされておまして、3種農地におきましては、転用は以外とすんなりと、2種農地についても、まあまあ今の町の段階では許可がしやすい場所とはなっておりますが、なかなか1種農地の農振農用地の中というのは、やはり農地を守る立場上、そうたやすく許可ができないところなのかなと。山間部周辺で、農振農用地をかぶってない農地というところにおきましては、また現状等を把握して相談していただければ相談に乗れる場所もあるのかとは考えています。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 農振がかかっていたりとか、そういったところはもう恐らくなかなか難しいということは、大概の方はわかっていると思うんですけれども、何であの場所がだめなんだろうかというような場所もたまにあるというのを、そういったところもぜひ協議もできないではなくて、そこは協議もして決めていくんだというようなスタンスをとっていただきたいなというふうに思うところです。

次進みます。

ここにいる議員全員そうだと思いますけれども、五本松跡地が半分ぐらいなくなって、次は何ができるかというふうな話がちょいちょいやっぱり聞かれるようになってまいりました。現在の進捗状況と計画が進めば、どのような財源を考えているのか何度も何度も担当課としては説明

を今しているかというふうに思いますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 現在の進捗状況と計画が進んだ場合の財源についてお答えいたします。

まず、現在の進捗状況でございますが、今年度は基本構想の策定を目標に進めておりまして、もうじき構想の取りまとめ作業に入る段階となっております。

これまでに町民ワークショップを4回、作業部会を8回、幹事会を2回、検討委員会を2回、審議会を1回開催しております。また、年内に3回目の幹事会と、検討委員会を開催予定としております。年明け1月には構想の素案を審議会に諮りまして、5回目の町民ワークショップやパブリックコメント、議会へのご報告をさせていただいて、3月には基本構想の策定を完了させる計画でございます。

次に、財源についてですが、今年度は基本構想の段階ですので、事業の具体化、もう少し先になります。ですが、財源の確保というものは極めて重要な検討課題でございますので、国庫補助に関する情報を幅広く収集したり、参考となる事例をもとに、どのような財源が活用できるのかなどを調査するなど、財源に関する知識や情報を集積するよう心がけているところでございます。

また、国庫補助のほか、民間資金の活用も視野に入れて検討することとしておりますので、民間との連携、実現の可能性の検証であったり、来年度は官民連携の実現可能性について調査等を行う予定としております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） もちろんそうですね。構想が決まって、計画が決まらないと財源は決まらないというのはわかっているんですけども、町長には立ち話程度で、役場の移転なんてどうですかというふうな話もしましたが、そういう話というのは全く現段階では出てきてないわけでしょうか、担当課にお尋ねします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 町民ワークショップを現在5回計画しているうちの4回を終えております。その中で、官民連携といったところで、やはり一つ核となる集客力のある施設というのがあると、そこはうまく進んでいくんじゃないかというご意見も出ております。その中のご意見の中の一つとしまして、役場の総合窓口的なものであったりとか、中央公民館のそういった施設であったりというのを、集客力の核として設置するのもありではないのかなというご意見は出ているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 恐らく、町長にお尋ねしても、前回の議会で話をしたような回答が返ってくると思いますので、あえて質問しませんが、大変注目をしているというようなことは、恐らく行政の皆さんは理解をされていると思いますので、間違いのないものをつくり上げていただきたいというふうに思うところでございます。

最後の質問に移ります。

ふるさと納税の状況でございます。新たな取り組みと今後の見通しについてお尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） それでは、ふるさと納税の状況についてお答えいたします。

まず、新たな取り組みとしましては、新聞広告掲載を6月に関西圏において、9月には県内におきまして、11月に東京都において行っております。また、12月には初めてウェブ広告を掲載する予定といたしております。

また、人々に気軽に手にとってもらえるよう、簡易的なパンフレットを作成しまして、在京三股会を初め、各会合などでの配布など、PRに力を入れているところです。

その結果としまして、6月を除いた全部の月で、昨年度の同じ月と比べて、ふるさと納税額が大きく上回っている状況でございます。

次に、今後の見直しについてですが、さらにPRに力を入れていくとともに、新規協力事業者の掘り起こしであったり、現協力事業者との連携を密に図っていきまして、品物の組み合わせ等などによって新たな返礼品の開発、魅力ある特産品づくりに努めてまいりたいと思います。

そして、今年度のふるさと納税の状況でございますけれども、10月末の現在で、昨年度と今年度の状況を比較いたしますと、件数で1,479件、84.2%の増、金額で1,643万円、34.3%の増となっております。この増加率を今年度末まで維持した場合ですが、今年度のふるさと納税額は1億6,000万円を超えるものと予想をしております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 6月議会において、町長が明確な数字を出されておりましたので、それに向けて、担当職員が一生懸命一丸となって頑張っている結果なんだろうなというふうに思います。やはり、明確に数字を出すと、そういうふうに進んでいくんだろうなということも思いますし、また、そのあたりは町長の熱意が担当課のほうに伝わっているんじゃないかなというふうに思います。期待をしております。これは、あえて3月議会で聞かなかったというのは、現段階でまだまだ頑張れよというふうなエールも込めて質問したところでございます。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。残りの質問は、来週

月曜日、9日に行うことといたします。

○議長（重久 邦仁君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後2時26分散会

令和元年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和元年12月9日(月曜日)

議事日程(第3号)

令和元年12月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	横田 耕二君	福祉課長	齊藤 美和君

高齢者支援課長 …………… 川野 浩君 農業振興課長 …………… 上原 雅彦君
都市整備課長 …………… 福永 朋宏君 環境水道課長 …………… 西畑 博文君
教育課長 …………… 鍋倉 祐三君 会計課長 …………… 米村 明彦君

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問をお願いします。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位5番、上西議員。

〔10番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（10番 上西 祐子君） おはようございます。

発言順位5番、上西です。通告に従って質問してまいります。

最初の長期的展望に立った町の将来の道筋を問うという質問です。

9月の議会で、平成30年度決算資料の主要施策の成果とその財源調べの19ページに地方債の元利償還金30年度末地方債残高819億8,900万円となったと書いてあるのを見てびっくりしました。余りにも地方債の大きさに驚いて、本町の将来の財政計画、大型事業の計画はどんなになっていくのだろうと思って、今回質問に取り上げた次第です。

発言通告書を提出してから、もう一度財政課長に下調べのために聞きにいったところ、数字の間違いだということがわかりました。これからは数字だけはくれぐれも間違えのないようにしていただかないと、私みたいに信用してしまっ大変なことになりかねません。

それにしても、多くの債務であることは否めません。今回の質問に当たり、町長の施政方針や三股町総合計画、後期基本計画、中期財政計画資料などに目を通してみました。中期財政計画資料を見ると、五本松跡地を活用した交流拠点施設整備事業、衛生センター整備事業、町営住宅の改善事業や老朽化した公共施設等の大規模修繕や統廃合などを含めた整備事業の実施が見込まれていますと書かれています。中期計画でも新規予定事業で億単位の事業が多数あります。

これらはほとんど借り入れに頼ることになり、長期的に見た場合、少子高齢化で生産人口が減

少することが予測される中、どのようにバランスを取ろうと考えておられるのか、町長に質問をいたします。

あとは質問席にて質問いたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

まず、9月議会で配付しました主要施策の成果等の訂正につきましては、12月本議会の定例会初日に税務財政課長から報告とおわびをさせていただきました。ご指摘のように、提出資料については再度徹底した精査をするよう指示したところでございます。議員の皆様には、資料の訂正ということでご迷惑をかけ、まことに申しわけありませんでした。

それでは、三股町公共施設整備計画と財政見通しについてお答えいたします。

本町の令和2年度から6年度までの大規模な事業といたしましては、五本松跡地を活用した交流拠点施設整事業及び衛生センター更新事業などを予定しております。

交流拠点施設整備事業につきましては、現在、三股町交流拠点施設整備検討委員会などで協議を行っており、令和元年度、本年度は町民ワークショップなどを実施し、基本構想を策定する予定となっております。実施段階の計画は来年度以降となるため事業費は明確となっておりますが、一般財源部分については、交流拠点施設整備基金を造成し、財源確保を行っていくところでございます。

衛生センター更新事業については、令和6年度までの5年間で事業費7億600万円を見込んでおり、このうち国県支出金を3億5,300万円、地方債を3億1,760万円、一般財源を3,540万円見込んでおります。

町営住宅の改善事業については、長寿命化計画をもとに財政状況を勘案しながら実施しているところであり、老朽化した公共施設等につきましては、個別計画をもとに今後計画していきたいというふうに考えております。

平成31年3月定例会でお配りしました中期財政計画資料におきましても、交流拠点施設整備事業、衛生センター更新事業及び町営住宅の改善事業については投資的経費として見込んでいるところですが、主要な基金が減少する傾向を示していることから、今後の財政状況を考慮しながら財源確保及び事業内容の検討、精査を行っていききたいというふうに考えております。

また、来年度から第7次行政改革がスタートいたします。効率的、効果的な財政運営を推進するため、①健全な財政運営、②町有施設の適正な運営、③行政執行の効率化、④定員、人員管理及び給与の適正化の4項目を柱として、それぞれ具体的な実施項目を掲げて行財政改革に取り組み、持続可能な財政運営を進めてまいります。

以上、回答いたします。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 令和3年、令和4年度に町債がちょっと11億とか、11億、11億とふえておるんですが、このあたりにその衛生センターとかそういうふうなのを計画されているので、こういう数字になっているのかどうか、そのあたりお尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 黒木税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたように、五本松跡地の交流拠点施設と衛生センターの更新事業、町営住宅の個別住戸改善等もそれぞれ事業費を分散して上げておりますので、当然この投資事業がふえる時点で地方債もその年はふえるということで、今の設定でその数字を見込んでいるところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 衛生センターは今のところにつくられる予定なんですか。

そのあたり私、衛生センターのこと全然伺っていないもんですから、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 西畑環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 衛生センターの施設整備については、中央浄化センター、下水道処理施設にし尿投入施設を整備する計画となっております。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 町営住宅の改善事業というのは、今までのその古い町営住宅、何棟かありますが、それらのことを全部ひっくるめての改善事業、修繕事業なんですか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 町営住宅の改善と申しますのは、まず用途を廃止したものについては、今お住まいの方がご理解いただいて移動をいただいた後に解体というふうに行っていくんですが、中層耐火構造につきまして、平成29年5月に建てました公営住宅等長寿命化計画とありますので、その計画に基づいて住戸改善というふうに改修を行っていく計画を立てております。その件でございます。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） わかりました。

これから先、やっぱりこの三、四年の間にも、いろんな大型事業が予定されているということですが、その後10年、長期に見通したときに、この中期でもこの町債がふえている、そして積立金とかいうふうなのがちょっと減っているというようなことで、少し大丈夫かなというふうな心配もするんですが、何か今まで計画に上がっていて、見直さないといけないとか、そういうふ

うなことは考えていらっしゃらないのか、町長、お願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 財政運営については、「入るを量りて出ざるをなす」とありますけれども、歳入等を十分勘案しながら、そして歳出、そして基金等の残高、総合的に把握しまして、そして来年度の予算はどうあるべきか、長期的にはどうあるべきか、そのあたりは念頭に入れながら計画しているところです。

ただ、昨年からでございますけれども、学校関係、要するにエアコンの設置、それも相当のお金がかかりました。そしてまた今度は学校のトイレ改修、洋式化、これも今までは予定は年次的にやっっていこうということでありましたけれども、しかし国の施策としまして、できるだけやはり学校の環境改善、まずそちらのほうに努力しなさいということで、国のほうからある意味では有利な起債事業とまた補助事業のほうは提示されておりますので、前倒しでそういうのも実施しようというふうに考えています。

それとまた、このエアコン等を設置しました関係で、大変電気料が上がるんじゃないかというふうに考えていますので、そのために各学校に太陽光のパネル設置、そういうのも検討しなくちゃならんのかなというふうに考えますと、割合、今後しばらくの間は起債額もふえていくのではないかと。

しかし、今やらないと、やっぱり子供たちの今後のことを考えると必要な施策ではないかというふうに考えます。そういう意味では優先順位をつけながら、できるだけ有利な事業等を前倒ししながら取り組みたい。ただし、やはり長期的な財政見通しを念頭に入れながら取り組みというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） しっかりとした計画を立てて、町の財政計画もしていただきたいと思いますが、次、2番目の質問に移ります。

ちょっと関連もありますので、本町の役場は築50年ぐらいになると思いますが、本庁舎と教育委員会、健管センターとばらばらに立地されております。高齢者や障害者など不便を感じる方もいます。本庁舎の耐震性は問題ないとさきの議会で言われましたが、もし何らかの災害が起こった場合、災害対策本部を置くスペースもない今の状態では心配です。

長期的観点に立って考えるとき、五本松跡地に何かをつくるのであれば、そこに新しく庁舎を新しくつくって移ったほうが新しいランニングコストを生まないなどの観点からもベターではないかと思えます。町制80年に向けた事業としても考えてよいのではないかと改めて質問いたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 庁舎の建てかえについてお答えいたします。

三股町公共施設等総合管理計画の中で、本庁舎は長寿命化の実施方針において、定期的な点検や修繕を行うことにより、長期間施設を利用できるようにしております。点検、診断の実施による安全確保、維持管理、修繕、更新等に係る大規模な改修を計画的に進めていく考えでございます。

また、6月議会の一般質問で回答しましたとおり、耐震性から見た本庁舎建てかえの考え方につきましては、耐震度を保持できることから、現在のところ本庁舎建てかえの計画はしていないところでございます。

ただし、総合管理計画の計画期間において10年ごとに見直しを行うこととされ、社会情勢の変化、人口動態、財政状況、職員配置等の動向を踏まえ、再検証すべき時期が来るのではないかと考えております。

また、利便性から見た本庁舎と教育委員会、健康管理センターを集中させる考えにつきましては、耐震度の面から、また施設整備には莫大な財源を必要とすることなどから、町民目線で必要性の是非を検討すべき課題であると考えます。

現在進められている五本松住宅跡地の利活用については、公募した住民による再整備の検討が進められており、今年度中に基本構想が策定される予定でございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 本庁舎の役場建てかえということに関しては、もうすぐ金もかかるということは十分わかるんですが、私がちょっと考えたときに、五本松跡地にまた何かをつくるという緊急的なものがない状態であれば、そこをしばらくの間、空き地にしておいて、中学生なんかにグラウンドとして使わせたりしてもいいと思うんですが、どうせこの庁舎が10年、20年先に建てかえないといけないということになると、仮庁舎をつくったりとか、いろいろのそれまでの修理費用とか、そういうふうなことを考えた場合に、その向こうのほうに移ったほうが、仮庁舎をつくる必要もないわけだから、空き地につくって、そしてでき上がってから移れば、割とスムーズにいくのじゃないかと思って、素人考えで考えこのような質問をしたわけでありませう。

あと8年ぐらい、町制80周年になるし、80周年に間に合わない85周年とか、そういうふうな節目の事業として、今からそういうふうなことも頭に入れておいてもよいのではないかと、いうふうに考えましたので、あえて庁舎の建てかえについて質問したわけですが、町長のお考えとしてはどのように思われておられますか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 五本松については、新たなものをつくることも大事なんですけども、それとともに今東原の児童館、非常に老朽化しています。そのあたりのところも視野に入れて統廃合、それとまた中央公民館、これも老朽化しつつありますし、そしてまた生涯学習の拠点として非常にスペースが狭くなった。そういうものを五本松のほうに移転できないのかというのも一応考えております。

そういう意味合いでは、金曜日の一般質問でありましたけれども、向こうのほうに、役場の一部の総合窓口みたいなのを設けるといのは一つの検討課題かというふうに思いますけれども、役場自体を向こうに移すという考えは全くありません。

将来的に、この建物をどうするかとなったときに、この議場もそうですけれども、非常に障害者の方とか、あるいは高齢者の方とかにやさしくないものですから、議場なんかのほうで再整備というのはまた必要であろうというふうには思います。

この敷地の枠内での建てかえとか、そういうのは将来的に考える必要、検討すべき課題かと思えますけれども、現在のところ五本松のほうは町のやはり一つの魅力あるシンボルチックな、そしてまた老朽化したものの統廃合をする、そういうふうな再整備の拠点として、そしてにぎわいの拠点として、また健康の拠点として取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） それと、そのことに関してですが、教育委員会のほうが建物のほうがちょっと古くて、ちょっと不便を感じているし、ちょっと離れているし、不便だなというふうに感じるんですが、そのあたりのことは全然頭にはないのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど申しあげましたように、生涯学習施設として非常に機能が低下しているんじゃないかというふうに考えます。そういう意味合いでは、その部分を五本松のほうに移動できれば、教育委員会の今の中央公民館、そちらのほうの再整備というのも課題になってくるというふうに考えます。それもあわせたところで現在検討は進めているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） その件は追い追いまた考えていただきたいと思いますが、町民目線に立った庁舎というふうなことを考えて、もし災害とか起こったときの災害対策本部、今、国のほうでも何かそういうのをしたときに補助金を出すとかいうふうなことが新聞に書かれてあったんですが、そういうそこら辺の対策本部とか、そういう災害のときのことは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 前議会のときも、そういった関連する災害対策本部としての庁舎の

あり方ということでご質問があったんですが、耐震度から見たときの災害対策、現在、総務課の危機管理係、こちら2階ですけれども、そちらが対策本部になるということでしておりますが、耐震度から見たときの災害対策本部のあり方については問題はないのではなかろうかというふうに考えております。

あと上西議員のほうから質問がありました各種国の事業等についてなんですが、これにつきましても今現在、国土強靱化事業ということで国のほうで事業をつくられているんですけれども、これについても今都市整備課のほうを中心に、そのちょうど計画書を作成中でございますが、そういったものを盛り込んだ上で、どういうものが今後必要になっていくのか、整備しなければいけないのか、そういったものを国の事業を活用して整備していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 例えば、秋に災害が千葉県とか関東あたり大規模台風で多くの人たちが避難をされたり、大変な思いをされたわけですが、いつ何とき本町でも災害が起こるかわからないわけで、そこら辺の、本町ではいろんな地域でその避難場所というふうに決められておりますが、そこら辺で大丈夫なのかなど。もし、この近辺に避難しないといけないような状態のときに、福祉センターですか、社協なんかを考えておられるのか、このあたりに何かしないといけないのか、そのあたりはまだ、もう考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） そういったのは緊急時、特に地震ということを想定しますと、いつ何とき起こるかわからない。台風、洪水等については、今はある程度予報で避難できる準備時間というのは設けることができるんですが、地震等については本当に予期できない部分があります。

そういった中で今進めていますのが自主防災組織です。こちらのほうで避難所のあり方というのをあわせて今検討していただいているところでございます。町のほうで地域防災計画の中に第1避難所、第2避難所ということで設けておりますけれども、実際そういったところには距離的にやはり遠い、高齢者あるいは避難弱者の方々に対しましては、地域で一番近い場所の避難場所というのを、その地区ごとのその防災計画の中で自主防災組織の中、そちらのほうで設定してもらおうような形で今進めているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 次、3番目に移りますが、前の老人福祉センター、社協跡地はどうされるのかお尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 昔の老人福祉センターをどうされるのかという質問に対してお答えしたいと思います。

老人福祉センター跡地につきましては、現在、普通財産として取り扱っております。中心市街地の立地適正化計画策定において、その趣旨に沿った方向での処分を含め、検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 今具体的な処分というのはまだないんですね。使う予定、何かつくるとか、そういうふうな具体的なことは考えていらっしゃる。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今現在、町、行政主導での利用については考えてはいないところであります。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） それと4番目の職員の定数に対する実数とその適正について伺いたしますが、決算資料によって職員の定数条例における職員定数は205名とありました。定数、31年度4月で205名、実数は179名となっております。定数を26名も少ない人数で業務をこなしていることになっております。

昔と比べ、国県の権限移譲で仕事量も多くなっていると聞いております。病気で長期に休んでいる方もおられると聞いておりますが、その穴埋めに多数の委託職員を雇用し、業務をこなしていると思いますが、これから先、災害の多発などの予測、高齢人口の増加などで保険や医療、福祉の充実、地場産業の振興、さまざまな重要資料、さらにはファクス機能の充実などを考えるとき、正規職員の人数確保は大事だと思います。定数に近づけることは考えておられないのか、お考えを伺います。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 職員の定数に対する実数とその適正についてお答えいたします。

職員の定数条例における職員定数は205名ですが、定数条例第2条第2項により兼務が認められており、町では203人を定数として取り扱っています。

平成31年7月1日現在の職員数は179人となっております。定数と実数との差24人のうち、乖離が特に大きいのは教育委員会であり、定数33人で19人配置、14人の不足となっております。その他では、町長部局が8人の不足、水道が2人の不足でございます。

本町は平成16年度、行財政改革元年と位置づけ、より効果的、効率的な行財政運営を目指す

中、定員管理にあつては最小の経費で最大の行政効果を上げるべく、事務事業の見直し、組織機構の簡素合理化、事務処理の効率化等に取り組み、厳しい財政状況のもとで人件費を抑制するために、定員管理の適正化を図るための三股町定員適正化計画を作成し、進めてきた経緯がございます。

適正な定員管理の手法において、人口等の統計的な指標によって類似団体と比較をし、職員数の配置水準を検証するマクロ方式があります。本町は平成31年の報告書による一般行政部門において、超過人数はマイナス3人、超過率はマイナス2.3%でありました。

ご指摘のとおり、災害の多発に伴い行政が担う危機管理の役割は大きく、また複雑化する福祉事業においても事務的負担が大きくなっております。最近では、千葉県の大規模災害による避難所の運用、罹災証明書の発行等に職員数の適正が問われたところでございます。

今後は社会情勢の変化に伴い、業務も複雑化することが考えられ、より専門的な知識と経験値が求められる中、人材を育てることも大変重要な事柄であります。

先ほど述べましたマクロ方式による統計的指標での職員数の適正化の判断のみに頼ることなく、求められる業務、必要とされる業務の度合い、分野において柔軟に対応し、職員数の必要性を適正に判断すべきと考えます。そのような観点から、毎年課長ヒアリングを実施し、必要な職員数を把握し、適正配置に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） やっぱり人は一足飛びには成長しないわけで、長年の経験とかで皆さんいろいろなこと、仕事の中で成長していつて一人前になるわけですが、私、16年前にその最初に議員になったとき、その後、大課制がとられて課も大きくなって、すごく合理化されたわけですが、そのときに、もうその後2年ぐらいたった後、教育課長になられた方が、もう大変だと、また元どおりにしてほしいというようなことを私に言われた方がいらっしゃいました、もう退職された方ですが。

だからやっぱり町の仕事というのは、私は町民にサービスする、そういうふうなことがやっぱり求められるし、大事だと思うんですね。余りにも合理化、合理化で人材を抑制するためにやっていけば、人間の体っていうのは限界がありますので、過労死、自殺を考えたりする人もふえてくるわけだから、やっぱりある程度、余裕までとはいかないけれど、今のような人数が減って、そして委託の職員を雇うというふうな考え方は、これからはちょっと考えていただかないといけないんじゃないかと。

私の娘の友人、一番仲のよかった人がこの町の福祉のケアマネージャーをされていたんですが、一番働き盛りなのにことしの4月1日でやめたというから、何でやめたんか言うたら、ケア

マネージャーだからいろんな老人関係、大変ですよ。そういう大変な状態なのに、役場に戻って相談しようと思っても、皆さんがもう兼務でいろんな仕事をされていて相談ができなかったと。それでも自分もちょっともう精神的につらくなってやめたんだというようなことを私に言われたんですが、本当にせっかくこの育って、これからというようなときにやめられたり、長期療養の方がおられるのを聞くときに、やっぱり定数は定数で守って行って、人件費を抑えるというふうなこともそれはわかるんですけど、やっぱり金よりは人を大事にしていきたいと思うんです。

福祉のほうでもいろんなことでもですが、すごく権限移譲で国から県からの仕事が押しつけられていると、負担が大きくなってきているというようなことを聞きますので、そのあたり、町長は個人的にどうお考えなのかお聞かせください。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今の言い方を聞いていますと、非常に職員を酷使しているような、非常に何かいじめているような感じで、定数よりもこの実数というか、職員に仕事が負担が大きいというような言い方に聞こえるんですが、そうではなくて、我々が一番この合併か、それとも単独でいくのか、そのときの選択として単独というのを選んだわけです。単独でこの組織機構をどうするかというときに、課長さんたちに負担がきたんですけれども大課制という形で、どちらかという課長自体が二十数名いたのを十名程度にしたと、だから職員数を減らしたわけじゃないんです、課長のポストを減らしたわけです。それでできるだけ職員のところの負担を軽減するような形で、職員数のところは変えなかったというところなんです。

そしてまた、教育委員会のほうが結構減っているというところなんです、以前は事務職のほう、学校関係で事務を置いたり、あるいはまた用務員の方もいたんじゃないかと。そのところが減ってきて、もうどちらかという、今は教育委員会のほうでは、学校のほうに派遣というのはしていませんので教育委員会だけの仕事になっています。そういう意味合いでは、どちらかという教育委員会のところは非常に定数よりも減っています。そして町長部局は今のところ定数が8人減っているというようなことです。私はどちらかという、課長職を減らしたからそのところが減っているんじゃないかと考えています。

言われるように、いろいろと国からの権限移譲等もございます。そういった意味合いでは、言われるように人材への投資というか、人を育てると、そしてまたそういうふうなワーク・ライフ・バランスをきちんと把握しながらやっていくというのは大事なことです。

そういうところは十分配慮をしながら、ですから今のところ退職者を補充、これは完全にやっています。減らしてはいませんので。そして、また職員の研修という意味で、国に出したり県のほうに派遣したり交流したりしながら人材の育成をしています。そういう意味合いでは、特別減

らして合理化しようと、そういう意図はございません。

できるだけやはり皆さん仕事がやりやすい環境ということでヒアリングをしながら、そしてまた皆さんからもよく言われるように専門職の雇用関係、そのあたりも念頭に入れながら、人材の適正配置に努めたいというふうに考えています。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 私は町が職員をいじめているとか、そういうふうなことで言ったわけではないのであって、やはりもう余りにも仕事が多いと、やっぱり人間関係もぎすぎすしてくるし、病気になったりとかするわけで、そこら辺を考えていかないですね、やっぱりこれから少子高齢化で人材というふうなことが、これからはますます優秀な人材はよそに引っ張られたりするわけで、そういう点を考えたときに、やはり三股の将来を考えて企画立案とかそういうふうなことを考える場合に、やはりある程度、気持ち的にも余裕がないといい考えも浮かばないし、そこら辺を言ったわけで、今の福祉の部門で社協の人が新しく来られた方がどうぞ便とかそういうのを企画して、そして実行して、それがマスコミにも取り上げられて三股の名前が、三股は福祉をよくやっているよねというふうなことで、全国からも何か発表に行かれたそうなんですけど、本当にささいな事業ですけど、そういう事業をされるというふうなことがやっぱり三股の名前を上げるわけで、そのことがやっぱりふるさと納税とかにもつながっていくんじゃないかと。

私は、だからそういう本当、本町のことを考えて企画立案して実行できる、そういうためには、やはり人材を育てることがやはり重要なことではないかと。余りにも経済性とか数字にこだわったやり方じゃなくて、さっき町長もおっしゃったように、みんなでどうしたらその必要な職員数が考えられるのか、適正配置なのか、そしてまた、これからはいろいろな福祉関係でも専門的な人たちが重要になってくると思いますので、そういう人たちをやはり最初の段階から採用して働いていただくような感じでやっていっていただきたいと思います。町長、ぜひひとつ、そのあたりよろしく願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほどから申し上げましたように、適正な定員管理に努めたいというふうに思います。そしてまた、人材育成等もしっかりと取り組みたいと。今県のほうに派遣したりして、そしてまた東京事務所のほうにも派遣しておりますし、そういうふうな人材育成等も積極的に取り組んでいきます。

当然やはりこの人件費というのは、非常に我が財政の中で大きな割合を占めますので、やっぱりそのところは注視しながら、やっぱり見ていくべきかというふうに思います。

そういう中で、来年度からこの会計年度任用職員というような形でそういう取り組みもございます。今までの委託という形ではなくて、しっかりと期末手当も出す、そして通勤手当、そして

いろいろな厚生関係、その手当等も出していきます。

やはりこの職員と会計年度任用職員、そのあたりの割合をどうするかということも、いろいろと検討すべき部分もあろうかと思えますけれども、今言われるように、このワーク・ライフ・バランスをきちんとできる、そして余裕が、そしてまたいろいろな企画立案ができるような、そういうようなゆとりのあるような環境づくり、そういうのも大事かと思えますので、いろいろと意見を聞きながら進めていきたいというふうに考えています。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） それでは、最後の質問に移ります。

10月18日付の宮日新聞報道記事によりますと、国立がん研究センターの発表で、20歳以上のがん患者の約8割に当たる4万4,000人が女性が占めているとありました。極めて早期のがん患者の分析では、子宮頸がんが最も多く、乳がんが続いているとなっております。

県内の自治体の約半数が30歳以上から乳がん検診が低額の料金で受診できるようになっております。本町の場合、40歳以上の女性から検診となっております。年度内に41歳になる人は無料となっております。えびの市や小林市、高原町では年度内に36歳、40歳になる人は無料となっております、クーポン対象者です。

がんの発生率は若年化しております。がんは早期発見、治療できれば生存率も高く、治りやすい病気でもあります。検診を受けやすくする仕組みをつくり、30歳から低額の集団検診を考えるとできないのかお伺いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 本町では40歳からの検診となっているが、30歳からの検診に見直すことはできないかについてお答えします。

本町における各種がん検診については、健康増進法19条の2及び健康増進法施行規則第4条の2に基づいて実施しています。また、実施に当たっては、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づいて実施しています。

その中には、乳がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の女性を対象とするとあります。受診間隔は2年に1回とされていることから、本町では40歳以上の方の生まれ年の偶数か奇数かによって分け、2年に1回、町の乳がん検診を受けられるようにしています。

一方、言われたように近隣の市町村の実施状況は、小林市、えびの市、高原町については40歳以上の人に加えて、30歳、36歳の人を対象に検診が実施されています。西諸では40歳の人に加えて30歳、36歳の人に無料で乳がん検診を実施していますが、これは検診を受けることの意識づけを目的として、市町村独自で取り組まれているようです。都城市、曾於市

に至っては、本町と同じで40歳以上の方のみを対象として実施されています。また、国民健康保険によれば、平成29年3月診療分から令和元年7月診療分までの間に、乳がんの治療を受けた方は30歳代の方はほぼゼロでございました。

以上のようなことから、現時点では30歳代の方の検診については考えていませんけども、引き続きその実施のあり方については検討をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 集団検診を受ける人が何かこう少ないと聞いておりますが、その受診率を上げる工夫というのは、何かどういうふうに町ではされておられますか。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 済みません、特段にどういうことを具体的にやっているというのは把握しておりませんので、この場ではちょっと回答を避けたいと思えます。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 聞くところによりますと、椎葉村とか諸塚村とか、集団健診なんですけど、集中的にやっていると。椎葉村では6月に6日間集団検診を実施しますとお知らせするんです。それから諸塚村でもチャンスは6回ぐらいあると。だから1回そのとき都合が悪いと言われたときでも、あと何回かあるから受けやすくするような仕組みをつくっているそうなんです。

だから、大変だとは思いますが、やはり若い人が今スマホか何かでお知らせしたら、その意識づけができるのかなと思うんですが、やはりせっかくのチャンスでも受けなければ何もならないわけで、そのあたりをやはり考えて、どうしたら受けやすくできるのか、そのあたりもぜひ考えていただいて、実施に向けてまた頑張っていってほしいと思えます。

以上で私の質問を終わります。

.....
○議長（重久 邦仁君） これより、11時まで本会議を休憩します。

午前10時52分休憩

.....
午前11時05分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位6番、福田議員。

〔5番 福田 新一君 登壇〕

○議員（5番 福田 新一君） 発言順位6番、福田新一。非常にさわやかな外の天気割には、

非常に複雑な心境で今立っております。いつもどおり心境を短歌を一首歌います。「大過なく、令和元年送りつつ、議会ワンチーム、初心忘るな」。

さて、通告に基づいて質問してまいります。

若者を引きつける雇用環境の創出をどう進めるかというテーマで通告しております。

人材の県外流出に危機感が募る中、若者が安心して働き、意欲や能力を発揮できる環境づくりが急務です。県内においてさまざまな分野であの手、この手で仕事の技や魅力を生徒たちに伝え、地元企業の人材確保へ必死です。

本県は長年都市部への人材供給源であり、50年間、高校新卒者の県内就職率は全国40位台で推移しています、三、四年前は2年連続全国最低といます。今までどおりの通常の形だけの人材確保の手法では成果は望めません。これを打破するにはどうすればいいとお思いですか。

まず、先に地元企業を身近に深く知る機会をふやす作戦にどういう施策をお考えですか。

質問の内容で、就職説明会や企業ガイダンス開催の充実を図れないかとも出していますけれども、まず先に地元企業を身近に深く知る機会をふやす、この施策をお伺いしたいと思います。

あとの質問は質問席から行います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 若者を引きつける雇用環境の創出をどうするのかという中で、地元企業を身近に深く知る機会をふやす、これについてのご質問にお答えいたします。

昨年度、町商工会の工業部会におきまして、工業部会が中心となって、みまたんお仕事ガイドという町内の飲食店や小売業、建設業など、さまざまな事業所を紹介する冊子を作成しております。この冊子は、地元の企業を身近に知る内容となっており、地元事業所から学校でのゲストティーチャーを招聘する際に参考になるものと考えております。

この冊子などを活用しながら、子供のうちから地元の企業を知る機会をふやしていく方法、これが大事かなというふうに思います。こういう方法についてほかの自治体での取り組み、そういうのも参考にしながら地元の企業を知る、そしてまた地元の企業で働きたいと、そういう環境の助成、そういうものについて今後どうしたらいいのか検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 資料の1に添付したんですけれども、11月12日付の宮日新聞の考えよう郷土の課題というテーマで出された記事です。

高校生の地元就職、新たな人材需要に対応せよという記事の一番下の段の後方に、ある教諭が

「生徒が主体的に進路や人生のデザインについて考えを深めていくことが一層必要になってくる。さまざまな体験と会話を積み重ね、自己と対話する力を高めて」と話す。今町長おっしゃったように、地元の企業について、小さいころからそういった情報を入れていって、自分の人生のデザイン、進路を深めていくということは、そこに新聞の記事でも出ております。

本町の若者が集まる機会というと、成人式、お盆の帰省時期、そして、町民が集まるふるさとまつりです。行政のほうがこの場を利用して地元企業の協力をもらい、地元の企業を知る舞台をそこに設定してはいかがですか。企画商工課長、お聞きしますけども。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 若者の流出をどう食いとめるかということで、先ほど町長の答弁にもありましたゲストティーチャー、外部講師なんですけど、隣の都城市が昨年度からゼロ予算で取り組んでいるところでございます。

どのようなものかと申しますと、市内の企業の方に登録をしていただいて、こういった事業所というところで、いろいろ入力する項目があるんですが、その社員の方が小中学校、または高校に出向いて、自分の事業の説明であったり、やりがい、将来の夢、そういったものを子供たちに教えて地元の企業を紹介していくというもので、また、行く行くは地元就職していただきたい、もしくは一回出ても、また帰ってきていただきたいというものでございます。

そういったところをいろいろと勉強をしながら、また日南市におきましては、先ほど議員がおっしゃった地元に戻ってくる機会、成人式の際に全員にラインの登録をさせて、就職する際に地元企業を紹介していくような取り組みもしているようですので、そういったいろいろな他の自治体の取り組みを勉強をしながら、どうやって地元に残ってもらえるのか、また帰ってきてもらえるのかというところを検討していきたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） そうですね、都城市、日南市、決して三股町内だけでいろいろ企画するものじゃないので、そういった合同的に計画していくちゅうのは必須じゃないですか。そう思います。

そして、本来の質問でもありました若者の雇用環境の創出なんですけど、真剣に、実は私9月議会でもいろんな、この子供たちに地域のそういういいところと言いますか、企業とかいうのを早いうちに情報を入れたらいいんじゃないですかということ提案したんですけども、それからずっとやっぱりいろいろ考えていまして、やはり今ちょっと企画商工課長も言われましたけれども、そういったつながりというのが頭の中、こう描いてきたときに思うんですけども、今時代の流れと言いますか、ラインという言葉も出ましたけれども、例えば今の時代でいきますと、マスメディアを利用して、例えば広報みまた、または三股町のホームページ、こういった中に企業の紹

介という特集を組んで伝達するという方法もあるんじゃないかと思いますがけれども、こういう提案についてはいかがですか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） たしかに、広報に企業紹介するというのも大変有効な手段ではないかと思います。また、その他マスメディア等も利用して、あと町のフェイスブックであったりホームページというものもございますので、その中で地元企業を紹介していくコーナーもあってもいいのかなというふうに思っております。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） ぜひ実現に向かって計画して行ってほしいと思います。

就職説明会や企業ガイダンス開催の充実についてですが、外に出て挑戦したいという若者の意欲を制限するものであってはならないと思います。しかし、選択肢を広げることは重要です。若者が都市部の大手企業へ就職を決めるルート、また待遇面、ここら辺の調査も必要だと思います。それに対して町の、三股町の対策として次のことを考えてみました。

1つ、企業と高校を橋渡しする本町優先のコーディネーターを設けてはどうか。

2つ、早いうちから地元企業を知る機会を多く持つ。

3つ目、地元の教師や特に父兄へ、地元企業紹介を行う。

こういったものを考えてみましたけれども、町長、いかがでしょう。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま3つほど提案がありましたけれども、やはり地元の企業を知っていただくということが、どういう企業があるのか、それが一番大事な点。そしてまた、小中高、高校は別にしまして、小中あたりからそのあたりのところを進めて、そのためのコーディネーターの必要性というのわかりますが、そのあたりをどう取り組んでいくのか、教育委員会とどう連携するのか、そのあたりについてはまた今後の課題というふうにさせていただきたいと思います。

3月、4月、たくさんの方々が移動という形で本町から出ていきます。そしてそれを取り返すのにまた1年ぐらいかかりまして、やっと人口が維持できるという状況です。そういう意味合いで、やはりいかに若者の転出をとどめるかというのが非常に重要な課題というふうに受けとめておりますので、いろいろと検討させていただきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 本当に役場内での連携も必要ですし、やっぱりそれぞれの児童生徒、その段階においても、そういう自分の将来に関するテーマというのを与えるということも非常に大事じゃないかと思います。

今回の私の一般質問はずっとその流れで質問内容きたんですけれども、次に、県建設業協会青年部連合会は若者に仕事の魅力を伝えようとPRパンフレットを製作しました。県内の全中学校に配付する予定となっています。土木を学ぶための進学先や建設機械を扱うために必要な資格、技術者への道のりをイラストを使ってわかりやすく説明しています。

お願いして入手したんですけれども、非常にこういったパンフレットで、今説明したような内容が書いてあるんですけれども、これは三股中学校には配付されているんですか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） このパンフレットにつきましては、10月初旬に教育委員会のほうに配付作成の依頼がこの建設業協会青年部連合会のほうからまいっております。それを受けまして11月中旬に中学校においても全生徒に配付をしております。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） わかりました。どうもありがとうございます。

やはり本気にならないと、なかなか今私テーマにしていることは結果は望めないと思いますので、各々がやっぱり真剣に取り組んでいくべき内容だと思います。全中学校に配付しましたということで、念のためにお聞きしたんですけれども安心しました。

続きまして、児童生徒に将来の姿を問うキャリア教育を行ってはどうかということでテーマを上げました。

10月19日に文教みまたフェスティバルにおいて、梶山小学校の劇「三股町はみんなのこのろの中にある」というのが演じられまして、私は三股町の現状のテーマをうまく捉えた内容だったと感じました。

資料2に、その劇のシナリオの一部をつけました。色分けしてあるのは同人物のセリフです。青は、青は1カ所だけですね、ピンクのところは同じ人が言っている、黄色は同じ人が言っているという内容です。

先生が道徳の時間に、「自分自身の将来について考えておいて下さい」と宿題が出されます。子供たちは将来どうすると考えをお互いに述べながら、資料2にありますように、例えば、「僕は東京に行って、マンションに住んで、スカイツリーを見ながら暮らしたい」また「私も都会で暮らしたい。休みの日にはおしゃれして、原宿を散歩したい」また「毎週ディズニーランドに行くのも夢じゃない」とその中に「みんな、東京、東京って、そんなに東京がいいの」と聞きます。そこに「いいに決まっているでしょ。若者の夢がいっぱい詰まっている場所だよ」次に「僕は、お父さんが牛を飼っているし、長男だし、三股に残って、お父さんの手伝いをして、牛を育てようと思っている」、「僕も都会暮らしはあこがれるけど、三股も好きなんだよね」とこういった流れで劇が流れました。

そして途中に郷土芸能の棒踊りが披露されたり、そしてまた長田峡の歴史やロマンについて話を聞いて回ったり、田上の俵踊りのそういった伝統を聞くシーンがありました。こういった劇のワンシーンです。三股の自然、歴史、文化、そこに住む人々の思いや願いについて興味を持ち、郷土芸能を知り、脈々と受け継がれてきたすばらしい文化、土地に魅力を感じ、誇りを持つようになる。

そして、資料のほうにもありますけれども、後半は「僕は、大人になったら役場職員になる。そして、この三股をもっと魅力ある町にしたいんだ」または「私も三股に残ろうかなと思っている」、「私は東京に行くわ。三股が嫌いっていうわけじゃなくて、一度外に出て、外から三股のことを見つめてみたい」また「僕も外に出る。北海道に行って畜産の勉強をして、いつか帰ってきて後を継いで、今以上の三股牛を育てる」といった、こういった流れの劇でした。

私は、この劇を通して、僕たちはいろんなことを考えましたという演じた子供たちのせりふが、やはりこういうことが先に頭の中に描いていって続けていくちゅうことは、当初述べました自分の人生デザインとかそういうものにつながっていくんじゃないかとつくづく思いました。この考え方を学ぶことがキャリア教育ではないでしょうか。僕にはこのキャリア教育というのは、まだ不なれな言葉なんですけれども、どう思いますか、教育長。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 10月19日の文教みまたフェスティバルでの梶山小の劇ですけれども、やはり本町が今取り組んでいるキャリア教育、あるいは伝統教育というもの、それが学校現場に浸透しているということを示すものであったと思います。

キャリア教育につきましては、やはりまずは子供たちの生きる力を培うという観点から行っておりますけれども、その中でやはり子供たちの選択肢をふやしていくということが非常に大事だと思います。その中で、伝統教育の部分において、やはり三股に残りたいとか、あるいは将来外に出ても戻ってきたいというような子供たちの思いというものを養っていききたいというふうに思っているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 資料3につきましたけれども、キャリア教育が必要となった背景と課題ということで資料がありましたのでつけました。

今教育長がおっしゃったとおりそこにあるんですけれども、背景としては、やはり情報化、グローバル化、少子高齢化、消費社会、こういうものが背景にありまして、右のほうの箱の中にあります、アンダーラインを引きましたけれども、子供たちの生活環境の内容ですけれども、身体的な早熟傾向に比して、精神的・社会的自立がおくれる傾向、生活体験・社会体験等の機会の喪失、そして、②の下にあります職業について考えることや職業の選択、決定を先送りにする傾向

の高まり、そしてまた自立的な進路選択や将来計画が希薄なまま進学・就職する者の増加というのが背景にあると書かれております。そして下のほうに、今教育長の言葉にもありましたとおり、生きる力、これの育成ということでなっております。

実は土曜日、三股町の研究所の発表会ありまして参加したんですけれども、本当にICTの利用といいますか、タブレット等が授業にもふんだんに利用されておりました、恐らく三股町はもう県内でも優れた位置にあるんじゃないかと思っておりますけれども、私は正直言いまして、その発表の中で、ある面積を出す方法にどんな式を導き出すんだろうかと本当に考えました。ところが、タブレットによるその操作を見ていますと、だから半分か、だから4分の1かなるほどという、そういった頭の中に入っていく、以前と比べて頭の中に入っていく方法といいますか、そこまでもがらっと授業の内容というのは変わっているんだなと思えました。

同時に、そこで何か忘れちゃいけないものがあるんじゃないかという気もしましたけれども、やはり、そして最もやっぱり便利なのは、先生が黒板に書く時間、そして消す時間、そういったものが物すごく合理化されていまして、これからの勉強というのは変わってくるなというのをつくづく感じました。

そして、先ほども言いましたように、その裏に選択肢を自分でしっかり選択肢の中から選べる判断力、自分のおかれている立場、環境、そこら辺を全部ひっくるめての正しい判断ができる能力ちゅうのが本当に必要になってくるんだなというのをつくづく感じたところでした。

次の質問に行きたいと思っておりますけれども、教育長にもう一つ聞きたいんですけれども、今後このキャリア教育という、まだ不なれなんですけれども、このキャリア教育についてこんなふうにしてまた発展させていきたいという意向がありましたら教えてください。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） やはりキャリア教育におきましても、地域あるいは企業との連携というのが非常に大事だと考えております。今新しい学習指導要領に基づいた社会科の副読本を作成しております。3年生、4年生向けでございますけれども、その中でも学校の先生たちが企業を訪問していろいろと話を聞いて、それを児童生徒に教えるということになりますけれども、そういった意味で、やはりキャリア教育というのはそれだけではありません。結局学校の活動全てがキャリア教育だというふうに今位置づけられております。

そういった中で、今文部科学省が言っているのが社会に開かれた教育課程ということをおっしゃいます。これはやはり学校の中で閉じた教育ではなくて、地域の要望あるいはご意見も聞きながら、その地域と一体になって教育を進めていくという方針でございます。

三股町も今後そういう方針で、さらに地域、家庭、学校が一体となった教育を進める中で、子供たちのキャリア教育というのをも一層充実させていきたいと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 今のお話聞かしまして、ふと思い出したのですが、文教厚生常任委員会のほうで研修に行った大分県の佐伯市の蒲江翔南学園という、ちょっとそのまま三股町に比較するのは事なんですけれども、そこでの特徴というのが、地域と学校というのが物すごくもう密着してしまっていて、地域なしに学園づくりはできないというぐらいに密着したような状況を感じてまいりました。ぜひ、ともに今おっしゃったような内容で発展させていけたらと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問です。中学校武道必須化の目的ということで上げております。

中学校1年生保健体育の中に、武道が必須科目としてあるわけですが、この必修化となった目的、そしてまた効果、これをお聞きしたいんですけれども。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） まず、武道が必修化された目的でございますけれども、平成18年に教育基本法が改正されまして、平成19年には学校教育法が改正されたわけですが、グローバル化が進む国際社会の中で、日本の伝統文化を尊重した教育が求められるようになったということがその背景でございます。その教育を具現化するために、平成20年3月に策定されました学習指導要領により、これまで男女選択であった武道が必修化されました。

指導内容には、伝統的な行動の仕方、伝統的な考え方などが示され、武道を通じた伝統教育への思考というのが明確になったところでございます。

その効果でございますけれども、やはり武道の授業において、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすること、あと礼儀作法や相手への思いやりを習得する絶好の機会になっていると考えております。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） おっしゃったとおり、今のいろんな事件等を考えたときに、やはり相手を思いやる気持ちとか礼儀作法とか、そこら辺のやっぱり目的があるのだと私も思います。

ところで、生徒たち、三股中学校における生徒たちの中で、剣道、柔道、弓道の3つから選択ということですが、この3つから選択となっておりますけれども、選択の内容、男女の割合も含めて、そういった選択の状況というのは、どんな状況になっておりますか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 弓道につきましては、来年1月から選択科目の一つとして加えることにしております。

現在はその実施に向けて、生徒に向けてアンケート等で調査をしている段階でございますので、まだその結果出ておりませんが、やはり弓道についても相当な履修が見込めるのではない

かと考えております。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 後ろの席のほうに質問するような内容になるんですが、弓道というのは、今あった剣道、柔道に比べると、最も危険な武道じゃないかと思います。一番命に差し支える武道じゃないかと思うんですが、これに対しての危険防止、こういった対策は考えていらっしゃいますか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） 安全に実施するためには、やはりその安全できる場というものが必要でございますけれども、幸い町の弓道場が中学校の隣地でございますので、そこを活用して実施したいと考えております。

また、実施に当たりましては指導者等の問題もございましたけれども、地域の指導者の方と調整図られまして、ご協力をいただきながら実施していくこととしております。

今後、効果的に行うためには、やはり弓具、道具の問題とか、継続的に指導していただける地域の指導者の方等、その辺の課題はございますけれども、今後とも三股中ならでの授業として実施していければというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 通告にはなかったんですけれども、こういった武道授業に対する町からの環境整備といいますか、そちらのほうの費用なんかは、もしわかる範囲でいいですけども、どのくらい費用がかかっているのかというのがあれば教えてください。

○議長（重久 邦仁君） 教育課、鍋倉課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 今回の弓道を履修するに当たって、9月議会で補正予算をさせていただいた、その道具については県の弓道連盟とか全国弓道連盟から弓とかそういう必要な道具をいただいた分がありまして、寄贈していただいたので、それを保管する場所をつくりました。

先ほど安全面というのがありましたけれど、あそこを長いところを打つわけではございませんで、多分短時間の練習ですので危なくないように、弓も一番弱いやつで、あとゴム弓とか、目の前1メートルぐらいで畳を打つとか、そういう安全面の配慮をしているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 礼儀作法とかそこら辺を重んじてという内容ですよね、わかりました。

ところで県内一の三股中学校というのはマンモス校なんですけれど、そういったマンモス校を生かす武道といいますか、そういうものは何かお考えではないですか。

例えば、今3つの武道の選択となっていますけれども、これをもっとふやしての選択とか、そういうものはマンモス校としてのその特徴というのを出す、そういったことは何も考えられてはいないですか。

○議長（重久 邦仁君） 教育長。

○教育長（石崎 敬三君） マンモス校であることを生かした武道ということですが、今回、弓道を履修科目に加えたのが一番マンモス校の特徴を生かしたというところだと思います。やはり他校では選択しても、やっぱり剣道とか柔道とか、それが多いう状況だと思います。またはその人数が多いということで選択科目をふやすことができましたし、環境もある程度整っておりました。

ただ、これを4つ、5つとすることは、やはり場所の問題、設備の問題とかもございまして、なかなか難しいかなというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） わかりました。教育長の目の動きが非常に気になるんですけども、次に質問にいきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 残りの質問については、午後からということをお願いします。よろしいですか、済みませんが。では、これで。これより、13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時38分休憩

午後1時30分再開

○議長（重久 邦仁君） これより休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 長時間の休憩をいただき、十分スタミナを補充できましたので、心機一転、また質問をしてみたいと思います。

農業の直面する課題と対策という通告に出しておりますが、まず、ブロックローテーションの課題に具体的な対策をすべきではないでしょうかという質問です。

本町は、水田用水資源として不足しているため水利の確保ブロックローテーションが行われています。ところが休耕地でのWC S、牛の飼料ですが、これらの作付で隣の田んぼ、野菜とかサトイモなどへのこぼれ水によって生育障害の問題が発生していると聞きます。本年の問題が具体的にどういう状況だったのかを教えてください。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） ブロックローテーションの課題を明確に、具体的な対策についてお答えいたします。

町では、各地域の代表者で構成される農業振興対策協議会の話し合いの中で、ブロックロー

テーションを継続し、農家の皆様にご協力をお願いしているところでございます。

国の米施策見直しによる生産調整が廃止されることによる本町でのブロックローテーションの課題として、今議員がおっしゃったとおり転作田における食用米の植えつけや飼料用米、加工用米、WCS等の水を必要とする植えつけの増加による水不足及びWCS等によるこぼれ水が隣の転作田、サトイモ、カンショ等に流れ込んできた被害等が見受けられている状況でございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） これらの問題を解決するときに、今までどおりの一般大衆向けのお願いのなお知らせでは変わらないのじゃないかと思えます。もっとその方法だったら解決するような、そういった他への自治体への調査などはされたのですか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 本町では従来ブロックローテーションを根幹として、転作田の水管理の徹底を田んぼの受け付け時をお願いしているところであります。また、回覧板を7月に回覧の中に載せまして、その中でも広報しております。なお、はがきにより直接生産者の方へ再度呼びかけも行ったところであります。

各地、視察というか、ほかの他市町村におきましても、水が豊富にあるところというのは、こういう問題もなかなか起きていない状況ですけれども、隣の都城市で言いますと農業法人さんがまとめてされているところは、このブロックローテーション制度で転作田の団地化という形も進められておりますので、三股町におきましても、その団地化の維持交付金事業を今現在行っているところであります。こちらのほうをあわせて推進していきたいというふうに考えているところであります。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 一番最初に質問しましたブロックローテーションに対しての問題点、これを解決する対策として団地化というのが挙げられるとしたら、その団地化をすることによって、どうやって先ほどの問題が解決につながるんですか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 転作田の中におきまして、転作田の水が必要とするところを一番下のほうに団地化、そこから離れたところにカンショ等の水が嫌いな作物をつくるような、地域での話し合いの中での団地化というのを推進していきたいと考えているところです。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） わかりました。

今団地化というので、各田んぼに何をつくるかということですとずっと当たっていくんですけど、今おっしゃった下のほうに水を必要とするもの、水を必要としないところに、そこにまとめてや

る、そういうような考えをしっかりとやっていかないと何ぼ団地化にしても、団地化って同じ作物を固まってつくるという意味でしょうけれども、その水との関係で発生したこのブロックローテーションの問題というのは解決しないと思っていました。

やはりその地域での話し合いには、やはり行政のほうからも率先して入ってもらわないと、お互いがお互いにらみ合ったままじゃ、なかなか解決への道は見つけれないんじゃないかと思えます。それについて本当に、そういう気持ちでいてほしいと思います。

次に、大規模農家と小規模農家の調和に挑戦をしてはどうかということで上げたんですけども、何かきれいな言葉ばかり並んで内容がわかりかねるかなと思います。

どういうことかと言いますと、大型の農業機械を用いて行う個人の大規模農家と割と小さく年配の方が行っている個人の小規模農家がうまく共存できるために、お互いが効率よく耕作できるように、耕地の交換、要するに大型農家の方がつくっていらっしゃるところに、もううちのもそっちにつくってもらって、ではそっちのほうは私につくらせてくれんかといったような、耕地の交換というのは、そういったシステムというのはないんでしょうか。そういうのがあったらいいなということをちょっと60年来、農業をされている方からお聞きしたので、きょう質問に上げたんですけども、いかがでしょう。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 質問の調和とは、農地の交換耕作による調整のことと理解してお答えいたします。

大規模農家さんが小規模農家さんの農地を挟んで耕作される農地がございます。地域営農において農家の方や農業委員会等の方々の情報、協力のもと、それぞれの農地の集約、交換等については、所有者、耕作者、または地域の考え方、取り組みなどがいろいろとありますので、このような問題を話し合いにより調整していくこととなりますが、基本的には地域営農の話し合いの中で、農家主体の取り組みを行えればと考えているところであります。

現在の取り組みといたしましては、農地中間管理機構事業利用の集積によるシャッフルという取り組みもあります。また、農地基盤強化法、農業委員会による農地基盤強化法によるあっせん、利用権設定による耕作の交換とか、それらを人・農地プランによる地域での話し合い活動で話し合っていくというふうに定めていくところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 今出てきました農地中間管理機構っていうのをよく聞きます。いまいち、でもこれはなかなか採用しがたいっていうのをよく耳にするんですけど、これの弱点といえますか、利用しがたい理由というのはどういうことなんですか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 先ほど後のほうで申しました農地基盤強化法による利用権設定というのは、意外と手続きが簡素化されている部分もありますが、どうしても農地中間管理機構というのは、宮崎の農地中間管理機構のほうに一回書類を提出して、そこにまず貸し出します。その後に担い手となる農家さんのほうに貸し出しをするという、ちょっと手間がかかる部分もありまして、その手間のかかることによって農家さんがちょっと敬遠されているということもございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 三股町の基幹産業というのはやっぱり農業というのがあるんですけども、本当にこれにはなかなか深い問題があると思います。今課長のほうからお言葉の中にも、話し合いというのがどうしてもやっぱり出てきますし、これがやっぱり中心になっていくというところに難しさもあるのかなと思います。

次に、労働力確保に定年退職を生かす対策を検討できないかということで上げました。

地域において、少子高齢とともに、少ない担い手に耕作地の提供が多く、既に耕作するには労働力的にもう限界のようです。つくってもらいたいということで受けていく若手の担い手も、もうつくれないというぐらいの提供が多くて、労働力に限界というのを聞きます。

先日、NHKにおいて定年退職者を生かす延岡市の取り組みが放送されていました。すぐに延岡に行って聞いてきました。

延岡市には、農業労働力確保対策協議会というのが設置されています。

資料の4に添付しましたが、いただいた延岡市農業労働力確保対策協議会の資料の一部です。

この内容を見ますと、組織といいますか、委員がどういう委員で構成されているかというのわかります。そして下のほうは公社を通じた支援のイメージ図ということで、こういうふうなスタイルをイメージしているということで資料をちょっと添付しました。

そして延岡に行く際に、次のような質問をファクスしておいて、そして市役所を訪ねました。

- 1、この企画のヒントはどこにあったのですか。
- 2、アンケート開始から農機具実習までどれくらいの期間を要しましたか。
- 3、アンケートのデータの内容はどうか。
- 4、協議会の組織はどうなっているのですか。
- 5、農機具の確保はどうされたのですか。
- 6、耕作地の確保はどういう手段をとられたのですか。
- 7、実際開始したときの予期せぬトラブルはなかったですか。
- 8、延岡市ということで旭化成勤務者が対象とか、土地環境などの特性はなかったですか。
- 9、農業従事者の感想はどうでしたか。

10、今後の展開をどう考えておられますか。

11、ロボット技術や情報通信技術などのスマート農業への案内は考えていますかとの質問をファクスを流してお聞きしました。なるほどと思える回答をいただきました。

そのときの資料5をつけましたが、これは11月5日に実習されたときの写真ですけれども、講師、牧野さんという方は、大々的に農業をされている方で、実際、自分のところの土地を提供して耕作してもらうという、そういう背景のもとでされたみたいですね。そして荒砂さんという方は、県のほうから専門技術指導員として参られたようです。

実施内容としては、下のほうにありますけれども、トラクターの機械説明、そして操作体験、そしてまた農業の安全講習といった、その写真にあるとおり、こういうふうなことが実習によってされたみたいですね。

今すぐこういうのをするというは無理かも知れませんが、本町もぜひこのような企画をしてほしいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 労働力確保に定年退職者を生かす対策を検討できないかについてお答えいたします。

労働力確保の対策については、高齢化や後継者不足により農家の負担がふえ、労働力を必要としているときに手助けしてくれる人、援農隊の取り組みをJA都城管内で実施しているところがあります。この取り組みは、秋冬のハウス園芸、春夏の路地園芸の定着、収穫作業などを一時的に集中する労働力サポートをする組織労働力確保であり、都城市、三股町が周知・広報し、JA都城が労働力を必要としている農家の方と農業の手助けをしたいという方を登録し、マッチングした両者を契約するまでのサポートをする仕組みでございます。

このほかに、ぼんちアグリスクールを開催しております、こちらもJA都城さんのほうですけど、農業の基礎知識の習得を目的とした講座であり、座学と実技という形で行っているところでもあります。こちらも三股町、都城市、JA都城と連携して広報等で呼びかけているところでもあります。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 今おっしゃったその内容で、実際そこまで農業の労働力に提供されているという数字的なものはどうですか。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 援農隊におきましては、令和元年度10月までに求人者15戸、求職者18人に対して、マッチング件数が9戸、うち法人3件、求職者7人となっております。

ぼんちアグリスクールは、4月から10月まで約14回の講座、座学・実習を含むという形で、

毎年10名程度の募集を行っているところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 延岡においてその担当者と話す中で、はっと思ったのが、この組織委員会の中の下の方ですけれども、延岡障害者就業生活支援センターとか、そういった障害者の自立支援協議会とか、そういうのも委員会の中に入っているんですね。話を伺う中で、本当に農業労働者を確保する方法として農福連携というのは注目すべきだと感じました。

簡単に言いますと農福連携とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組みで、農福連携に取り組むことで、障害者等の就業や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もありますという、こういう内容でした。これについてはいかがでしょう。

○議長（重久 邦仁君） 上原農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 三股町におきましては、その農福連携というのは、まだ実施していない状況ではございますが、町内の農家さんの中には、農繁期にシルバー人材センターを利用されている方もいらっしゃいますが、シルバー人材センターにおいても、定年延長等で退職者の登録が年々減少している傾向にあると聞いております。また、5月ぐらいの農繁期でバレイショとりとかいうときになると、どうしてもそこに人が足りないぐらいという形で登録している方を頼んでもなかなか来ていただけないという状況もあるとは聞いております。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 今課長おっしゃるとおり、私も話し合いの中でシルバー人材センターあるじゃないですかという質問をしました。この委員会の中に延岡市シルバー人材センターというのがあるものですから。そうしたら回答はこうでした。やはり支払う金額がどうしてもやっぱりシルバーとなると、この障害者のほうとは全然金額が違うと。ですから、そういった意味では、この農福連携というのは注目できますよとおっしゃいました。

今、町内ではまだなかなかとおっしゃったんですけれども、実は私その話聞いて、どういふところがその障害者の方に向いているのかと聞きますと、もちろん先ほど言いました低賃金、それと非常に丁寧に作業をする、そしてまた教えてことを根気強く、単純作業には飽きないという、そういったメリットもあるみたいです。

ただそのかわり、その環境としましては、そこに送り迎えする施設の動き方とかトイレとかいった、そういったものはちゃんと打ち合わせする必要があるみたいですけれども、やはりこの農福連携というのは見捨てたものじゃないというのは、向こうの本当のその経験した上での話でした。

私もそれを聞いて町内にあるとしたらということで、えがおの里を訪ねてみました。そうしますとえがおの里は、しも農園、ゴマ栽培をする、しも農園に提供をしていたみたいです。そしてどっちもウイン・ウインという言葉が合うかどうかはわかりませんが、うまくいったと。

ただ、しも農園さんの作業を見ると、本当にまだまだ手作業が多過ぎます。草取りから間引きから、そしてまた、それこそゴマを収穫するときの作業なんかトントン棒で叩いて落とすような、そしてまた、いろんな選別機がありますけれども、最終的には目で見てピンセットで分けていくような、そういった色彩の選別もあります。そういった作業には、やはり生かせるんじゃないかと僕はつくづく思いました。

もう一つ、あの作業を見ていて、何でその機械化がそこまで発展しないのかと思いますと、機械をつくるほうとしてはそこまで市場がないから、ゴマの栽培にはそこまで自動化といいますか、機械化されていないというのをお聞きしております。そういった労働の内容においては、非常に向いた農福連携じゃないかということをつくづく感じたところでした。

そして、しも農園さんとしゃべっている中で言われたのが、労働力確保には最適だと思うんです。しかし、農業と福祉の出会いのチャンスがなかなかない。ということは、これは農業と福祉のつなぎ役は行政がやるべきじゃないかと僕は思います。それを行政がやると、もっとこの分野は発展していくんですけどというのが感想でしたけれども、この農福連携について説明会に行かれても、その状況というのは、ほとんどが福祉関係の人が説明を聞きに来られている、農家のほうの農というほうは余り参加されていないというのが実態のようですけれども、町長、いかがでしょう。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 障害者の方々の社会参加という意味合いで、農福連携というのも1つの方策かなと思います。

そういう中で、本町の雇用創造協議会、そちらのほうも率先して障害者の方々が雇用結びつくような、そういう場という就職説明会を昨年も実施しております。できるだけ農業だけではなくて、いろんな会社関係、特に事業所、そういったところに障害者の方が働ける場はないのか、そういうところをしっかりと伝えていく、企業に伝えていく、また障害者の方で働きたい方がいらっしゃったら、その人とのパイプ役になっていく、そういう取り組みは一生懸命今やっているところです。

そしてまた、農業分野のほうでの取り組みなんですけれども、そちらについては今のところ特別農家との接点というのはありませんけれども、シルバー、そういうところを確保しながら、これは農家応援というのをやっていますけれども、障害者関係につきましては今後の課題かなと。今のところはっきりした、どういう取り組みがいいのかというのはちょっと見えませんが、

念頭に置きたいというように思います。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 私も本当に勉強不足で出てくる言葉でいろいろ調べていくという状態だったんですけど、本当に恥ずかしい話、ここで知ったんですけども、障害者就労継続支援事業というのはA型とB型というのがあるって、B型となると非常にそういう賃金的な支払いは不要と、逆にそういうのを使ってもらって国のほうからの補助が出るので、どんどんそういう働き場所を提供してくださいというのがB型のスタイルみたいなんです。A型となると、やはりちょっとしたつくった作物か何かのそういう対象になるものを取り決めてからの作業となるみたいですけど、そういった意味では非常にお互いが大事にしていく分野じゃないかなというのをつくづく感じました。今町長の答弁のとおり、これから先、こういった意味でも見直ししてほしいと思うところです。よろしく願いいたします。

続きまして、最後の質問になりますけれども、公園緑地の将来の展望、5年、10年先の計画をとということで質問していきたいと思います。

まず、本町の公園、地域づくりに関して、こういう公園にしたいというビジョンはあるのですか。

例えば、格上げしようという昇格的な考え、または、もう今のままで維持するのが精いっぱいという現状維持の考え、それともまた、もう放ったままで手の付つけようがないという、そういった意味での町内の公園緑地の将来の展望、ビジョンというのをお聞きします。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 町内の公園全域のビジョンということではありますが、金曜日の一般質問でも少し申し上げております。

旭ヶ丘運動公園につきましては、新たな年度に、新たな整備計画を策定していく予定でございます。ただ、その他の公園につきましては維持管理を徹底しまして、直せるところは年度の予算で直していくというような形で考えております。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 通告の中で旭ヶ丘運動公園のイメージチェンジを図れないかということで通告を出したんですけども、さきの議員2人ほど、これについては同じテーマで出されていまして、ましてアスレチック場の立入禁止の理由とか期間についての看板を立てるなど、もう回答をいただいておりますし、あえて今回は質問はしないでおこうと思っておりました。令和2年度の計画に組み込んでいるという回答をいただいております。

通告にはないんですけども、旭ヶ丘運動公園の整備は、まだまだこれから多くある状況にあると思うんですけど、私がピンズレなのかわかりませんが、今回補正予算の中でえらい減額とい

うのが旭ヶ丘運動公園で多いんですけど、これはもし答えられたら、どういう背景なのかというのを教えてほしいです。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 今議会におきまして、旭ヶ丘運動公園の予算について減額を提出させていただいております。これについての理由なんですけど、この旭ヶ丘運動公園につきましては、今年度、100メートルにつきましてタータン整備という事業を行っております。これは社会資本整備総合交付金による補助事業であり、国に年度計画を示しながら事業の承認を行っております。事業自体は切りのよいところで終わらなければならないため、途中で切ることができないし、予算が残ったからちょっと先までというのありません。

この予算の事態の組み方が、旭ヶ丘運動公園整備、タータン整備に関するということに特化した予算の組み方をしておりますので、今年度事業が終了した関係で減額という提出をさせていただいております。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 事業そのものがおくれたということですか、そうじゃないですか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 事業整備がおくれたということではなくて、今年度予定した部分については、国と約束した、国の承認をもらっていた事業が今年度予定分を終わらせた。事業の残り費を減額いたしましたということになります。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） ちょっと、ぴんと来ないんですけど、私がそういうものがにぶいので。いろんな計画は進むんですか、それでも。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 説明が不備がありました、申しわけありません。予定していた予算から契約残、執行残ということで、残額を落とした形になります。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 次の質問にいきたいと思います。

上米公園のレベルアップを計画できないかということですが、上米公園においては、定期的な清掃、そしてモミジの植樹とか、地域住民との協働によって継続されつつある上米公園についての格上げが計画できないのかなと思っております。

予算計上して、さらなる魅力アップという意見もよく聞くところであります。ますます愛着のある公園になりつつあります。ここは、遊具場、そしてパークゴルフ場、そして樺山城跡、そし

てまた桜で宮田池と非常にそういったポイントが集合したところでありますので、相乗効果を出す非常に良好なスポットといいますか、景観のいいところになれるのと思うところがあります。

資料の6にもつけましたけれども、これはパークゴルフ場から上米公園を見るところで、樺山城とかその木の中にあるわけです。実際に行かれた方はわかると思うんですけど、このやぶの中に、雑林の中に、すばらしいそのトイレもありますし、本当は散歩道もあります。ところが利用者は本当に少ない状況です。

この後からできたパークゴルフ場のここは、さつきコース、Cコース、ここは冬場は本当に木陰でグリーンが凍ると、非常によだきいコースだということも聞いております。そういった意味では計画的に間伐を含めて景観アップという本町が自慢できる公園の事業計画というのはどうでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 上米公園パークゴルフ場、右側の木の取り扱い、間伐ということについてお答えをいたします。

この間伐については間伐事業で行っておりますが、今の議員おっしゃられました上のほうのトイレから遊歩道の整備というのは、生活環境保全林事業というもので行っております。

この考え方が沐浴、森林の中を歩くことによって保養であったり、休養であったり、そういった快い心地よさを感じるような事業ということでありますので、木をある程度残すことも大事なことなのではないかと思っております。今のところは、そこをこれ以上、木を間引いて薄くする予定というのは考えておりません。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 考えておられないというのを考えてくださいというわけにはいかないんですけれども、実際、自分で行かれてどう感じられました。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 来年度の事業を組む中で私もその中を歩いてみようということで、上のトイレのほうからずっと下のほうを下ってみました。少しずつ階段の整備というのはしている状況なんですけれども、やはり木が全く少なくなるよりは、あったほうが森林浴という意味で、歩くのにはいいのかなというふうに私は感じました。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 森林浴ですね、まだ切って見晴らしがうんとよくなっても、まだ森林浴はできるとおもいますが、そこにもいろいろ上米の壮年のほうでは年々モミジのほうもずっと植樹しておりますので、そういうちょっと計画的なもの、ぜひしてほしいと思っております。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 都市整備課長が話しましたように、あそこの森林については生活環境保全林ということで、これは国の事業でしたか、県の補助事業で大分間伐をいたしました。しかし、それでも大変まだまだ杉の木が密集していましたので、これは町の単独で計画的にもっとこの間伐をしまして、少しでも明るくというような形でやってきております。また、そのトイレから、てっぺんのほうからもうちょっとこの南側といいますか、そちらのほうも計画的にもっと間伐を進めて明るくしたいというふうに思っております。

また、樺山の青壮年のほうでも植栽されておりますので、杉だけではなくて広葉樹を含めて、そういうものを植栽しながら、もっとウオーキングコースといいますか、皆さんが憩いの場として活用できるような環境整備は今後も必要かなというふうに思っております。

それと、この上米公園は我が町の中心的な公園でございますので、まだいろいろとやるべきこともあるんですが、特に1つ考えているのが、遊具場の上のほうに水道の貯水タンクがございます。そちらほうはもう使っておりませんので、不要でございますので、そこをどう活用するか、これは大きなテーマかというふうに考えています。

それともう一つが、パークゴルフ場の周辺に民有地もございます。その民有地についても将来町として確保したいなど。それについて今後どうするかというのはその後でありますけれども、そういうふうな課題もありますので、もっと上米公園を充実していくと、そういう方向は考えているところです。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 町長のいつもおっしゃっている自立と協働でつくる元気なまち三股という、その私は協働という意味でも、これは値する公園だと思っております。ぜひ今おっしゃった町長の言われたことを実現に向かってご尽力をお願いしたいと思います。

最後、上米公園のオートキャンプ場の計画はどうかということで上げたんですが、花と緑と水の町とありまして、何回か私見かけたことあるんですけれども、あそこによくキャンピングカーも来ております。将来の、将来でしょうけど、ちょっと西米良の放送を見ていて、三股もこの花と水は一緒だなと。そういう意味では将来的なこういう展望はないのかというのを考えましたので今回の質問に上げておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 上米公園のオートキャンプ場計画はどうかとの質問にお答えいたします。

オートキャンプ場に限らず、キャンプ場を整備するには、キャンプスペース、トイレ、炊事場の施設、管理施設が考えられるところですが、上米公園に整備するとなると、敷地の確保、大き

な土木工事、そして水道の管理まで必要となります。

近辺に都城市の高城観音池公園、小林市のひなもりオートキャンプ場などがあり利用できると考えておりますので、現在のところ上米公園に新たにオートキャンプ場を整備する計画はありません。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） わかりました。

今回、初めて知ったキャリア教育の内容とか、ずっと考えていることがそういう言葉に値するんだということも勉強させていただきましたし、また、今直面している農業の問題というのもいろんな方法を考えながら、話し合いというのが中心にはなるのでしょうか、やはり行政の立場というものはっきりわかってきましたし、ともにそういうのを成果ある議会、前回の議会の中で町長が、ふるさと納税の目標は幾らですかと聞いたときに数値を出されました。それを今度クリアするという、そういった数値的な目標を持って向かっていくというのも大事なことじゃないかと思えます。

今回、非常にそういった意味では多面にわたっての質問でございましたけれども、引き続き取り組んでいきたいと思えますので、ともにですね、三股はこんなして変わっていくな、生きていけるな、周りから本当に言われるように頑張っていきたいと思えます。

本当に最後になりましたけれども、短歌の「大過なく、令和元年送りつつ、議会ワンチーム、初心忘るな」という心境で向かっていきたいと思えますが、どうぞよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（重久 邦仁君） これより、14時15分まで本会議を休憩します。

午後2時05分休憩

午後2時15分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位7番、楠原議員。

〔4番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（4番 楠原 更三君） 皆さん、こんにちは。質問順位7番、楠原更三です。通告に従って質問してまいります。

まず、運転免許証の返納の件について伺ってまいります。

近年、高齢運転者によるさまざまな問題が、よく取り上げられるようになっていきます。免許返納という言葉が、ことしの流行語大賞のトップテンに入ったようです。免許返納という言葉の取

る上げ方によっては、高齢者による運転そのものが悪であるかのように感じられるときもあり、それに呼応するように免許返納を推奨する動きが見られるようになってきています。

しかし、運転をすることが当たり前となっている日常生活が、免許返納によって大きく変化するということを受け入れられない方々もいらっしゃるという現状があります。代表的なものとしては、日常の買い物、病院通いが上げられます。また、運転するということで、無意識の中で持っている外部とのつながりというものが薄くなってしまっておそれなども上げられるのではないのでしょうか。車社会であることが必須となっている現在の地方都市において、これらの問題に自治体として積極的に取り組む動きが見られるようになってきています。

本町においては、公共交通機関の縮小で導入されることになったコミュニティバスや町内のひろせ本店など、一部で実施されている買い物支援の取り組みがありますが、これらの取り組みは導入され始めた時点において、免許返納者を念頭に置いたものだったのでしょうか。もちろん、老後生き生きとしたものにするためには、また、ピンピンコロリのためには、免許を返納せずに運転を続けることを推奨するという考え方もありますが、自治体として高齢者が自主的に免許証を返納しやすくなる環境づくりが、今、必要となってきています。

そこで、伺います。本町にとって免許証を返納しやすい環境づくりとして、どのような取り組みが現在あるのか伺います。あとは質問席から行います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 免許返納者について、返納しやすい環境づくりについてのご質問にお答えいたします。

高齢者運転免許返納の推進については、宮崎県警察が各機関、団体等の協力を得て、運転免許証を返納した高齢者の支援を行う制度を実施しております。支援制度の実例としましては、タクシー運賃の割引、定期預金の金利上乘せ、商品購入時の割引、飲食代等の割引、民間路線バス利用における特別乗車券の交付等がございます。

本町において、高齢者の車利用は生活の足として重要な移動手段であるとともに、農業を主産業とする産業構造上、生活の糧となっていると考えられます。高齢により運転技術に支障があることを自覚しているにもかかわらず、運転免許証を返納することに抵抗と不安があり、返納の推進に当たっては、その代替えとなる交通手段を考える必要がございます。

その手段としまして、本町における地域交通の柱である「くいまーる」の路線のこの見直し充実、また時間短縮、また過疎地におけるオンデマンド交通との導入などの検討が必要だというふうに考えております。

一方、高齢者の自動車事故防止という目的に照らしたときに、免許証返納の推進のほか、高齢

者が末永く安全運転に資することのできる対策支援として、高齢者安全運転教室の受講義務化や自動ブレーキなど安全運転装置の装着車購入に対する助成等も重要な環境づくりかなというふうに考えます。

国のほうでも、来年度以降、この自動ブレーキ付きの交通安全運転者に対する助成というのを考えられておりますので、本町でも、そういう取り組みについても前向きに考えて検討したいというふうに考えています。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ありがとうございます。今、説明を受けましたけれども、資料の1を見ていただきますと、宮崎の各警察署管轄別の高齢者運転免許返納メリット、これは宮崎県警察本部資料としてネットに出ているものから抜粋したものでありますけれども、今の答弁の中にも、この内容があったように思えます。

最初の質問は、現在、どのような取り組みが本町であるのかという質問だったんですが、今のお答えでいきますと、「くいまーる」の見直し、充実とそういうものが現在の状況なのかなというふうに受け取りました。

この資料の1を見ますと、高原がタクシー利用券の交付、綾町、商品券の交付、都農町、地域福祉バス無料乗車証の交付、門川町、タクシー利用券の交付、高千穂町、乗車券の支給、温泉入浴回数券の支給、日之影町、バス回数券及びタクシー利用券の交付、五ヶ瀬町、タクシー利用券の交付、西米良村、タクシー利用券の交付、特に、この場合は14万4,000円というとんでもない金額があるようですけれども、へんぴであるということが裏づけになった金額ではあろうと思いますが、このインターネットで見る資料でいきますと、宮崎県全体では、7つの市、8つの町、1つの村の計16市町村が何らかの返納特典を設けていることがよくわかります、見ていただくとですね。

残念ながら、本町における免許返納者へのメリットをこの資料の中に見ることはできません。この表の部分だけで考えられることは、三股町民で現在、免許証を返納される方は、交通安全協会の欄を一番下になりますが、見ていただきますと、交通安全協力者賞の贈呈、反射材の贈呈、この反射材は300円相当のタスキ贈呈というふうにちゃんと詳しく書いてありますけれども、法令講習なんかでもいただけるようなものだと思っております。三股の方はそれだけということに、現在はなるんじゃないかなと思っておりますが、県警のほうに申し出ていないところでの免許返納者に対する特典が、町として、ほかに何か用意されているというようなことはないでしょうか、伺います。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 現在のところ、高齢者の免許返納についての町の独自の事業、取り

組み等は、現在はしておりません。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 次に、資料の2をごらんください。

先日、都城の免許センターに伺いまして、いろいろお話をさせていただきました。その後、この表をつくっていただきました。10日ぐらい時間をくださいということでしたけれども、まず、平成29年1年間で86件の返納があったと、三股だけで。30年は83件、うち3件は65歳未満、平成31年から現在まで、この場合は9月いっぱいまでですけれども、66件の返納、うち1件は65歳未満と、ことしの月別を見ますと5月、6月が抜きん出ていますけれども、これ、令和に変わったというようなムード的なものもあって、返納者がふえたのかなと思いますけれども、メリットがない段階で、これだけの方々が返納されています。

交通安全協力者賞という少し意味不明な賞ではなく、他の市町村と同じレベルでのメリットを、今後、用意するという計画はありませんか、伺います。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 我が町で「くいまーる」というのを導入しておりますけれども、「くいまーる」の維持費を考えますと、約1,800万円ぐらいの年間経費があります。そして乗車量としましては約2万人、200万円ぐらい。要するに一千五、六百万円は町から手出しなんです。それが一つのこのメリットかなというふうに思います。

この表を見てみますと、都城市のほうで路線バス3社の1乗車につき100円とありますけれども、本町は全て100円で高齢者の方々に特化しているわけではありませんけれども、そういう意味合いでは、「くいまーる」のところの路線の充実等を図りながら、もっと皆さんが使いやすい、利用しやすい環境づくり、そちらのほうに特化したほうが本当によいのではないかなと思います。

個々の各市町村のこのメリットを見ますと、これは一過性なんです、1年目だけで2年目以降はないんです。それで皆さんが、それに、これは飛びつくのどうか、そのあたりを考えますと、やはり継続的な支援という意味合いでは「くいまーる」の充実、またそういう時間短縮、そういうもののほうがよりこの町民にとって、高齢者にとってメリットが大きいのではないかと私は考えています。そういう意味合いで、新たに町独自のメリットというのは考えていません。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 言われることはよくわかります。1年目だけの特典という意味合いの多いものが、この各町村のメリットだったと思いますけれども、きっかけにはなるんです。免許証を返納をするけれども、1年間はタクシーが利用できる。その中で、それまで自分が運転していた日常生活から徐々に切り離されていき、2年目からは、その自家用車を使わなくてもいい

い生活に慣れていくという、そこが一番大事ではないかなと思います。

実際、私の義理の母が先々月免許を返納したわけですけれども、なかなか行かないんですよ、警察署まで、引っ張っていくような感じで行きましたけれども、そこで、たしか2万円のタクシー、山形の鶴岡というところなんです、2万円分のタクシー券を束でもらったら、ほっとするんです。アッ、これがもらえるのか、実際それをものを目の当たりにして、ほっとして納得してくれるというようなことを経験したときに、やはり今、町長が言われたように、継続的な支援というほうが大事だとは思いますが、きっかけになるようなこととしてのメリット、返納時に与えるということは必要じゃないかなと、あってもいいのではないかなと思いますけれども、それについてもう一回いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど答弁したとおりでございますが、きっかけづくりという意味合いでは、やはり、よく保育園なんかが、「くいまーる」の乗り方の学習というか、そういう意味合いでは無料化というような形で、その体験学習についての後援をしております。

そういう意味合いで、いろんなサロン等もございますので、そういうところが体験学習、「くいまーる」の体験学習、そういうところの応援をしてあげたり、無料化になっていないが、何らかの形でやっぱしバスに慣れる、なんか、そういうきっかけづくりは大事だというふうに思います。ただ、やはり何か加えるという形では、今のところ検討はしていないところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 免許返納の65歳以上の方についてのことなんですけれども、私が言いたいのは、いろんな声があるのはわかりますけれども、その中でも、何歳が免許を返納に適する年齢かというのはありませんので、本人が決めるわけですね、もうよかろうと。そのときに運転しなくても、もう十分に普段、普通の生活を維持できると判断されたときに、返納というふうに行くんじゃないかと思うんですけども、その環境づくりが今の「くいまーる」であれば、まだまだ不十分だと思う、便数が少ない、コースがもっとネットワークを網の目のようにないか、そういうことを改めて町民の方々に伝えるということをして、新たな「くいまーる」の充実を、このようにしましたとか、周知することが重要なことではないかなと思います。総務課長、どうでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今言われることは、本当にそのとおりだというふうに思います。

やはり、前の議員の質問でもありましたけれども、見附市という新潟県に私も研修に行きました。そのときに人口がうちの倍ぐらいなんですけれども、しかし、バスの利用はうちが2万人としますと、向こうは14万5,000人でした。なぜそんなふう利用者が多いのかというと、

やはりこまめに、そしてまた時間短縮して、要するに今、我が町では1時間に1本ぐらいなんです、それを30分に1本とか、いつでも停留所に行けば時間を気にしなくても乗れると、そういう環境づくりを一所懸命取り組んでいる、そういう先進地を見ると、我が町もそういうふうな方向でやるべきじゃないかなということで、今言われるように時間短縮、そして、またダイヤのきめ細かさ、そういう意味合いでは、今、五本松のほうの再生化の検討、それと、また中心市街地の立地適正化計画を今、検討しています。その中で「くいまーる」の路線の見直し、そして、また時間短縮、それも検討しながらネットワークづくりに励みたいと。

そして、もう一つは、できるだけ早くやりたいんですが、長田地域、過疎地域そちらのほうを「くいまーる」ではなくて、オンデマンド交通を利用者が予約して、それでそれに対して玄関まで送り迎えして利用できると、そういうオンデマンド交通というのも、この長田地域とかあるいはちょっと中心地から離れているところは、もっとそういうふうな利便性を高めると、そういう意味合いでの免許返納がしやすい環境づくり、それもやりたいなというふうに思います。

それと、やはり田舎ではどっちかというやっぱし車に長く乗りたいわけですね、やっぱし生活の手段、また、なりわいの糧ですから、そういう意味合いでは、今の車時代の自動ブレーキ、それから、またもうちょっと町独自は来年度の予算に提案しますけども、車の改造費、そういうところの応援をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

できるだけ高齢者が末永く運転ができる環境づくり、それとあわせところで、今、言われるように免許を返納しやすい環境づくり、そういうのに一所懸命取り組みたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ありがとうございます。先ほど言われましたけども、高齢者の安全教室とか、それから自動ブレーキ等の安全運転支援への助成を並行して行くと。その「くいまーる」の充実とともに、そういうふうなふうに受け取りましたけれども、それでよろしいでしょうか。

もう一回ですけども、「くいまーる」を免許返納したときに、1年間無料券とか、そういうには考えられないでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ここで、はっきり返事できませんけれども、検討させていただきます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） よろしく検討のほどお願いいたします。

次の質問にまいります。先日、私は滋賀県の全国市町村国際文化研修所で研修してまいりまし

た。

「地方分権と自治体の行政改革」という題の研修でした。これまでも何回となくこの研修所で研修を受けてきていますが、今回はかなり内容の濃いものであり、一人で行ったのがもったいないと強く思いました。今回は、研修の中なら、そのときの資料等も提示しながら、個人番号カードの交付について質問してまいります。

資料の3をごらんください。そのときにいただいた資料の中からですけれども、総務省自治行政局が出している資料から抜粋したものです。

最初の四角で囲ったところですが、ちょっと読ませてもらいます。

人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、また、住民は信頼に足る行政サービスを受取るため、地方公共団体においては、その要請に対応した地方行政体制を確立することが必要である。ということを前提にした上で、マイナンバー制度の意義について書いてあります。

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報が、同一人の情報であるということを確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率的・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤・インフラである。とこの資料にあります。

この制度は、最初にありますように、人口減少社会がどんどんと深刻化するということを見据えての制度であるということになります。

三股町においては、人口減少はその深刻なものが数年先までは見えないわけですが、全国的にはこうであるということで、マイナンバー制度を普及させようということになっておりまして、したがって、既にこれまで個人番号カード交付事務補助金というものがどこにでも行っている。

そして、いわゆるマイナンバーカードが交付されてきているということなんですけれども、今回の補正予算の中にも個人番号カード交付事務費補助金及び個人番号カード利用環境整備費補助金等があるようです。

続きまして、この資料、同じく3枚目ですけど、見ますと、2番のところにマイナンバーカード交付状況（令和元年9月16日現在）で全国が14.0%、宮崎県が19.1%とあります。

その下の表ですが、区分別交付率（特別区・市上位8位）後でカットしたものですから5つです。町村上位も5つ上げていますが、全国の特別区・市の中で1位が都城市の31.2%とあります。隣の町の三股町の一番下にありますが、10.6%、この10.6という数字はどのように解釈できるのでしょうか。マイナンバーカード普及のための、本町におけるこれまでの経緯について伺います。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） マイナンバーカードの普及のためのこれまでの経緯についてお答えします。

本町においては、平成27年11月17日から12月5日にかけて全世帯に通知カードは郵送され、平成28年1月からマイナンバーカードの申請が始まり、本年10月31日現在、記述にもあったとおり2,754人、対人口2万6,081人に対して10.6%にマイナンバーカードを交付しています。

これまでマイナンバーについて基本的なことやら、お知らせ等を広報や回覧、ホームページに掲載してまいりましたが、その一方で、マイナンバーカードのメリットは十分に理解されていないことから、交付状況は低迷しているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 今の質問は、隣町が31.2%に対して本町が10.6%という、この数字についてどう思われますかという質問です。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） もちろん支援不足もあるかとは思いますが。問題は、そのメリットが見出せてないところに一番問題があるのかなと思っています。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 今、課長の答弁でメリットが見出せてないと言われましたね、どっちのことですか。住民が見出せてないのか、そちらが見出せてないのか、どちらなのでしょう。か。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 両方あるかとは思いますが。役場のほうは事務処理がそれなりに進んでいっていますけど、住民の方から見ると、何のメリットがあるのかなっていうのはあるんじゃないかなと思っています。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 都城市のほうは、そのメリットを行政が市民の方々にちゃんと伝えていているということで、この30数%ということになっているという解釈でよろしいのでしょうか。そう思われているということですか。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） だと思います。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 都城はほかの町のことですけども、どのようなメリットを市民の

方々に強く訴えているのでしょうか。どのメリットが市民の方々に受けていると思われますか、お伺いします。わかっている範囲内でいいです。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 一つは、もちろん住民票等のやつがコンビニでもとれるというのはあると思います。それから自治体ポイントというのも、たしか都城はやっていると思いますので、そのあたりが受けられているのでないかと思います。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） じゃ、本町はコンビニでは住民票等とはとれないんですか。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 現時点では住民票はとれません。そういう仕組みを構築しておりません。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 4枚目の資料をごらんください。

ことしの6月4日にマイナンバーカードなどの件について行われた、閣僚会議で使われた資料から抜粋したものです。この会議内容はネット上で見ることができます。この資料には、マイナンバーカードの普及促進のための基本的な考え方を上げています。

基本的な考え方、読ませてもらいます。

「国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及と、その利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。」と書いてあります。

ここにも、その普及を図るためにメリットが必要であるという考え方が示してあります。これは先ほどの免許返納のときと同じような感じもしますけれども、そして、ここには、マイナンバーカードの普及促進のための全体スケジュールを上げています。

これを見ますと2023年3月末までには、ほとんど住民がカードを保有するという国として想定しているということがわかります。そのための個人番号カード利用環境整備費補助金等の国庫補助金となります。政府としては、普及を促進するための裏づけとなる施策として、さまざまな計画を準備しているようです。例えばこの資料では、健康保険証としての利用環境整備を、同じく2023年3月末までに行う予定であるということ。また、来年度2020年から消費活性化策にマイナンバーカードを活用する予定があるということもわかります。

しかし、その想定に対して政令市、都道府県所在市、東京23区、全部で274の市と区があるそうですけれども、これを調査し回答した、その中の68市区の結果が、先日12月6日の読

売新聞に出ていました。それによりますと、ほとんど住民がマイナンバーカードを2023年3月までに保有するという想定に対して、2023年3月までに100%の人が保有しているようになるとの答えが16の自治体、90%以上、100%未満の人が保有しているようになるとの答えが27の自治体、あわせて68の中の43自治体、63%のところがそう答えておるといことです。政府の想定に対してこれを見ますと、疑問視している自治体が少なくないという結果となっております。

この中で、本町でも政府の想定に沿って補助金をもらっているわけですから、マイナンバーカードの交付を推進していくことになるわけですが、今後の具体的な計画は、どのようになっているのか伺います。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 交付を推進するための今後の具体的な計画についてお答えします。

今議会へ関連予算を計上させていただいていますが、1月から臨時窓口を設置し、マイナンバーカードの交付や更新手続きだけではなく、写真を撮っての申請補助、マイナポイントを活用するためのID所得支援を実施し、交付の推進を実施する予定としております。

それから、あわせて国民健康保険証として令和3年度から利用できるようにするための準備も随時行っていく予定でいます。また、令和2年から開始される予定のマイナンバーカードを利用して、新たに始まるポイント還元事業を利用できる店舗等のポスターを配布し、需要の推進とマイナンバーカードの交付の推進を行う予定でいます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 1月から臨時窓口を設置してとありますけれども、このマイナンバーカードに対応する窓口は、何人を予定されていますでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 1月からは、とりあえず職員対応と、それからパートさんを入れて対応する予定にしております。

○議員（4番 楠原 更三君） はい、わかりました。2人ということですね。

○町民保健課長（横田 耕二君） 町民保険課、戸籍係の職員がそのまま当たるということです。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） この国の計画でいきますと、すっきりと2023年3月末までにほとんどの人が持つかどうか疑問符はつきますけれども、そうなるような動きになっていますので、これが2021年、22年、23年となると、やっぱり集中していくと思うんです。健康保

険証とかぶるようになっていくとなれば、余計そうなると思いますけれども、集中して必要な人が必要なころにとれないようなことにならないように、今のうちから計画的に、少しずつマイナンバーカードを取得する人がふえていくような周知をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 横田町民保健課長。

○町民保健課長（横田 耕二君） 十分検討したいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 次の質問に移ります。

役場庁舎内での窓口サービスのあり方について伺ってまいります。午前中にも行政サービスのことが取り上げられ、金曜日にも似たようなことが取り上げられてきましたけれども、3人目として、また同じような部分からの質問となります。

通告のときに来庁者の1日の平均者数、または1カ月の平均者数を資料として要求しましたところ、平成30年度の実績から確認できる範囲内の窓口来庁者数をいただきました。ありがとうございました。

現在の担当課の配置を裏づけるように、来庁者の多い窓口が1階に配置されていると、これを見て感じます。1日の平均で最も多いのは町民保健課の202.9人、次が、税務財政課の50人、福祉課の39.7人、福祉課が高齢者介護課と高齢者支援課と別れたわけですから、こういう数字だと思いますけれども、教育課の28.7人となっています。

いただいた資料の中には、主な相談内容もあります。先日の一般質問で「おくやみ窓口」についての質問がありましたが、町民保健課の主な相談内容を見ますと、証明書発行の次に、移動手続きもありました。個人的に考えますと、証明書などの発行は町民保健課だと認識できない人もいらっしゃるのではないのでしょうか。私は、議員になるまでは役場に顔を出すことはほとんどありませんでした。その際、町民保健課が何を担当しているのかについては理解できていなかったように思います。

先日、来年度からの、きょうもありましたけれども、第7次行財政改革の中で、窓口サービスの充実を考えるというような答弁がありましたが、来庁者が最も多い町民保健課への案内看板の設置があってもいいのではないかと考えています。つくってきました。こんなのはどうでしょうか。簡単なことですが、正面から入ったところに、ちょっとこれがあれば、受付がありますけれども、受付の女性の方々に声をかけるのがちょっと気が引けるというような方もいらっしゃると思います。これがぱっとあると、とにかく、ぱっと真っすぐ行ける。これつくるのにも、私は時間がかかりましたけれども、このように、ここは一つですが、窓口サービスとして全庁的に心がけようとしていることには、どのようにあるのかということと、窓口サービスの現状に

ついて伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 窓口サービスで心がけている内容についてお答えをいたします。

まずは、役所の使命としまして住民に対して高品質のサービスを最大限に提供し、満足度を向上させることにあります。高品質のサービス、満足度を提供するに当たり、接遇研修を通じまして、身だしなみ、挨拶、表情、態度、言葉使いの基本的動作を意識するようにはしておりますが、特に、先んじて挨拶をする。笑顔での対応、聞く姿勢、スピード対応について心がけるようにしております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ちょっと早かったですね。4つしかメモできませんでしたが、今、接遇研修の件、次の質問で準備していたんですけれども、今、言っていただきましてありがとうございます。

この今、言われましたが、高品質のサービスを最大限にと、これは本当に重なることだと思います。その中、それを具体的に言われたのが身だしなみを整えるとか、態度とか、挨拶とか、聞く姿勢とかも、本当これは当然のことですけれども、次の質問とかぶりますけれども、そういうものを接遇研修を行って、徹底させるというような姿勢であるということですね。それを、その接遇研修を受けた後、その研修の効果についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、ことし行われた接遇研修の次になりますが、参加者数、その効果についてということでお答えしたいと思います。

令和元年11月の27日でございますが、全職員を対象としまして接遇研修を実施したところ。参加者は167名でございました。対象者は正職員、委託、パートを含めて全職員が対象で行ったところでございます。

今回の研修を通じまして、最大限の住民サービスを提供する観点から、接遇の基本的動作の重要性を再認識することができたと思っております。住民サービスとは何かを踏まえ、職員の意識改革につながったものと捉えております。また、この効果については、先月実施したばかりではございますが、特に、通年通じましているような町民の方々が窓口の対応についてはご相談なり、お褒めの言葉があったり、あとは、ご指摘の部分の相談も受けたりしておりますので、そういったところを聞きながら、その効果については確認したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） この接遇研修というのは毎年行われているのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 一昨年実施いたしまして、昨年は実施しておりません。ことし実施をいたしました。年に1回との計画でやっていきたいというふうには考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） いろいろ町民の方々から指摘されることもあるということでしたけれども、年に1回は行われるということですね。内容は年々変わるわけでしょうか。それとも、この研修については外部講師を呼ばれてされるのかということですか。それと、ことしの場合167名の職員の方ということですが、167名を1回でやるのか、分けて何回かやるのか、場所はどうか、その後の事後処理、事前研修はどうかわかりませんが、本番、あと事後処理とか、こういう流れでいきますと、事後処理はやったばかりだから、まだということなんでしょうけれども、この効果がどうだったかということについては、どのような方法で確認できるのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） まず、研修の講師についてですが、こちら外部のほうからお呼びいたしまして実施しております。講師は宮崎県市町村課、こちらの研修センターのほうから講師を招いております。研修の仕方におきましては、11月の27日、4回に分けて職員の業務に支障のないような形で4回に分けて実施しております。

それと効果、その後の検証、それにつきましては、今年度、研修を実施したばかりでございますが、各部署、担当課長を含め、そのあたりの窓口の対応の態度、姿勢、そういったものを確認していただくということ。あとは、もう総合窓口を含めていろんな部署のほうからそういった相談内容について、確認をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 1点だけなんですけれども、名札をさげておられますね、裏返している人が物すごく多いんです。これは自分の名前を出したくないというあらわれなのか、無意識に返っているのか、どっちかわかりませんが、かなり目につくんです。

勤務中というのは、いつでもちゃんとしていくのが当たり前だと思うんですけれども、されてない方が多いとは言いませんけど、私は何人か目についています。私が指摘することじゃないんです、そのままにしておりますけれども、これがひとつ研修を受けた効果の検証がどうされているか、職場内でいやな思いもされる場合も、課長さんたちあるかもしれませんけれども、それは仕事のひとつだと思うんです、責任の中で。そういうことも指摘があるないにかかわらず、普

段の中から見ただくことができないかなと思いますけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、ご指摘がありました名札の件につきましてですけど、それ以外の部分についても、普段より行うべき態度、姿勢、そして服装等を含めて、ほかの部分も再度確認させていただきながら、その辺をもう一回、職員に示していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） その点、本当によろしく願います。窓口に行くのは用事があるから行く人がほとんどなんです。用事もなく行く人というのはめったにいないと思うんですけども、済みませんか、私も言ったことが何回となくあります。窓口に立って誰も来られないということがあるんです。これはもう体験者ですから、それをなくしていただきたい。

議員だからどうのこうのは関係なく、当然のことですけれども、誰しも悩みがある、相談があるから窓口に行かれる。先ほど最大高品質のサービスを最大限提供するというのが、どっか職場にちゃんと書いてあるとか、朝礼のときにこう言われるときとか、何かのきっかけで言われ続けなければ、なかなか難しいことだと思います。学校だったら生活指導の先生がいらっしゃいます。係の方々がいらっしゃいます。けど社会人になると、なかなかそれはないんですけれども、職場の品質を高めるためには誰がやるかとなった場合には、やはりここにいらっしゃる方々がそれになると思いますので、みんながみんな悪いわけではありませんので、時々誰かがたまにといいことですから、そこのところは考えていただいて、昼に電気は消えるけれども、明るい三股役場であってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に参ります。本庁の魅力づくりということで伺ってまいります。

先日まで、昨年を引き続いて行われていましたが、長田峡のライトアップ、非常にきれいでした。インバウンド事業で植栽されたもみじの成長を年々実感できるほど紅葉を楽しむことができるようになっていきます。

ライトアップは1カ月行われていたわけですが、その間、私も昼夜問わず何回となく行きましたが、行くたびにこのすばらしい景色をもっともっと多くの人に楽しんでほしいなという気持ちが募りました。ということは、みんな、いらっしゃらない、少なかったということなんですね。

この長田峡ライトアップというのは、協働のまちづくりの代表的な一つだと思います。地域の方々が一生懸命盛り上げようとしているのを実感することができました。けど、現実はそのようにライトアップに関して言うならば、人手を感じなかったんですけども、ライトアップの1カ

月の結果を。事前の周知状況をまずどのようだったか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 長田峡のライトアップの事前の周知状況の質問についてお答えいたします。

長田峡ライトアップは、11月2日から12月1日までの1カ月間開催されました。ことしは、期間内に紅葉の移り変わりも見られ、タイミングのよい取り組みとなりました。昨年、社会実験として開催され、好評を博したこの取り組みをことしも実施したいと景観まちづくりに取り組む地元団体である長田峡きらめき隊が主催となり、宮崎をひかりで変える委員会との共催で開催されました。事前に町回覧やFacebook、ホームページに情報をアップするとともに、新聞各社、テレビ各社にも情報を流したところが事前の周知状況であります。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 私も回覧で見たものですから、言ったわけなんですけれども、この周知状況はこれで十分だったと思われませんか。どうでしょうか。十分だと思ったでもいいんですけれども、お願いします。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 今回の周知につきましては、都市整備課都市計画係と企画商工課の観光担当にも一緒をお願いしております。

以上のような取り組みを思い当たる、できる取り組みを行ったのが今回の状況で、できる範囲で十分と思っております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ことしのライトアップ、1カ月間が終わりました、その結果についてどのような総括をされたのか、お伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 周知状況に対する結果でありますけれども、町のホームページでこの情報を閲覧した人、この期間中1,020カウントあります。これは途中段階でのカウントとなります。あとは、タウン情報誌、朝日新聞、時事通信ネット、ケーブルテレビでもニュースとして取り上げられました。

また、個人のSNSでも「長田峡 紅葉」と検索すると写真つきでアップされている方が、カウントまではわかりませんが、かなりふえてきているのは確認しております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 総括はされましたか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 役場、都市整備課としては、この長田峡きらめき隊と宮崎をひかりで変える委員会が自主的にされているところは尊重しておるんですけども、当然、準備の段階、ただいまの周知に関して、かかわっております。

まだ、課としての総括はしておりませんが、こういったライトアップをするに当たっての問題点などについては、幾つか担当のほうから意見を出しているところでございます。まだ、全体的な課の統括は行っておりません。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 早くされたほうが。印象が薄らいでいきますので、来年もしされるのであれば、来年生きるように。

やっぱり役場のほうがきらめき隊が中心ではあるわけですけども、役場の支援なしには難しいところがあると思います。

前回と今回を比べてのそういう問題点、または、よかった点等々をまとめておくということは、そして、地域の方々にそれを示す、これも来年度やるとした場合にはどうしても重要なことだと思いますので、そういうことを行っていただけますでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 福永都市整備課長。

○都市整備課長（福永 朋宏君） 都市整備課から出ました意見、地域団体きらめき隊との合同に集まって、総括、話し合いをしたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） よろしく願いいたします。

次に、長田峡の魅力アップの一つとして、長田峡の成因を示した看板の設置について、これまで何回も伺ってきています。

ライトアップのときによりしっかりと確認できました、明るくて。何がかとといいますと、つるつるとした岩肌。本当にそのときに説明板が欲しいなという気持ちが募ったわけなんです。

9月議会の一般質問の西山課長の答弁で、私は、いい感触を勝手に感じていたわけですけども、その後の動きというのは何かあったのでしょうか、伺います。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 長田峡成因の看板の設置についてお答えいたします。

今年度、新たに県の補助制度が設けられまして、その補助制度というのが、訪日外国人等おもてなし環境緊急整備事業補助金というものでございます。これが長田峡の成因の看板に活用できることがわかりましたので、現在、来年度の当初予算にて計上させていただくことで進めております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） インバウンド絡みということですね。

○企画商工課長（西山 雄治君） はい。

○議員（４番 楠原 更三君） あとは、内容文なんですね、今度は。お金がついて、ありがたいと思いますけれども、内容文を誰がどのようにするのかという依頼はどういうふうを考えられていますか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） これがインバウンド向けのための看板ということですから、当然、そういった多言語化というのにも必要となってまいります。スペースにも制限がありますでしょうから、QRコードで飛ばしたり、そういったことも検討しております。

また、詳しい内容につきましては、一応、看板屋さんにデザインとかそういったものを委託する、また、その資料というのは、町史とかそういったものの資料、写真なんかを提供して行って、デザインとかそういった多言語化に対応したものというのは専門家に依頼するように考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 今、長田峡にあるような大きさの案内看板では限られるんですよね、内容が。それで、長田峡、11キロぐらい、全体に対しての案内になりますから、かなりの情報が必要だと思いますので、今ある、ちょこちょこ読めるような、ああいうのも大事だと思いますけれども、じっくりと読めるような案内看板、それがぜひ欲しいなと思いますけれども、そこまで検討いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 西山企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） そうですね。この看板につきましては、最高のものをつくっていききたいということで、課のほうでも考えておりますので、そこは十分業者さんと審議し合っ
て検討してまいりたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 「最高のもの」というお言葉をいただきました。何とぞよろしく
お願いいたします。

次に、梶山城のことについて質問していきます。

先月11月21日に三股中学校の1年生33名を対象としまして、郷土学習の時間をいただきました。その時間は、午前中いっぱいを使った総合的な学習の時間です。三股のことを知るために中学校が幾つもプログラムを設けて、町内の多くの方々の協力を得て、学ぼうという企画だったようです。私もその中の一人として参加させていただきました。

折よく、11月中旬に梶山城跡の整備が実施されました。今回で3年連続の草刈り及び伐採作業による整備でした。これまで、整備事業が終わった後、町内外の何人もの方々を案内してきています。春になると草や木が茂り始め、また、スズメバチの活動が活発化し始めますので、その前の期間となるこの時期にこのような機会をいただきましたので、梶山城跡で625年前のふるさと三股のことも含めて、直接、現地に行って、生徒の皆さんに説明したいと強く思った次第です。

校長先生には、もちろんのことながら担当の先生の了解も得た上で実行いたしました。その際、教育課にはスクールバスを移動手段として提供していただくという支援をいただきました。ありがとうございました。

後日、生徒の皆さんから感想文をいただきました。この程度の量なんですけれども、この中からそのままと一つ紹介させていただきます。

きょうは、お忙しい中、大事なお話をしていただきありがとうございます。三股で活躍した人たちの話が詳しく聞け、三股はすごい町なんだなあと改めて関心しました。頂上についたとき、たくさんの歴史が積み重なって今があるんだなと感動が込み上げてきました。貴重なお話、ありがとうございます。

こういうのが一人ありました。それ以外でも非常に胸を打たれるような言葉をいただいて、生徒の皆さんの感性の豊かさに心を打たれたわけですけれども、町民憲章の中にあります「郷土愛を育む」ためにも郷土学習の機会というのは重要です。それは学校教育の中でも社会教育の中でも言えることです。

私も含めて多くの町民の皆さんは、これまで郷土学習の時間をいただく機会を得ることがなかったのではないかと改めて感じています。何回もこの場で申し上げていますが、新しい町史発刊に合わせた、新たに郷土学習の場というものを設けていただきたいということを切にお願いいたします。

長田峡についても同じですが、梶山城跡についても、三股の魅力の一つであります。それぞれ現状、磨き上げる必要が今あると感じています。

そこで、改めて伺います。今年度までに設置すると言われております梶山城跡調査整備検討委員会の設置はどのようになっているのでしょうか。伺います。

○議長（重久 邦仁君） 鍋倉教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） いつも梶山城を応援していただき、ありがとうございます。梶山城跡調査整備検討委員会設置の進捗状況についてお答えいたします。

これまで委員会の設置に向けて準備を進めてきたところですが、このたび整いましたので、12月の教育委員会定例会におきまして設置要綱の承認を得たところです。

まず、委員につきましては、県教育委員会文化財課のアドバイスを受けながら、選任作業を行うとともに、直接、ご本人にお会いして4名の方に承諾をいただいたところであります。

お1人目が、城郭史の分野から、東京在住で中世城郭研究会代表の八巻孝夫氏で、梶山城の縄張図を作成していただいた先生でございます。

お2人目は、文献史学の分野から都城島津邸学芸員の米澤英昭さんです。米澤さんには、昨年度製作した三股町史の町史編さん専門委員としてもご尽力いただいた方でございます。

3人目は、文献史学の分野から薩摩川内市にある川内市歴史資料館学芸員の吉本明弘さんです。吉本さんは、現在、山城を調査し、執筆活動もされている方でございます。

4人目は、考古学の分野から宮崎市在住で元宮内庁書陵部陵墓調査官の福尾正彦先生です。ご専門は古墳ではありますが、山城調査のご経験もおありであります。

また、オブザーバーとしまして、文化庁文化財第2課の調査官と宮崎県教育委員会、文化財課の職員にご参加いただく予定でございます。

さらに、梶山城跡の一部が都城市にございますので、協力機関として都城市教育委員会文化財課にもご協力いただく予定でございます。

10月31日に文化庁の調査官に本町に起こしいただき、いろいろとご相談したところですが、第1回の検討委員会の開催時期につきましては、調査官の日程の関係から早くて令和2年2月ごろとお話がありましたので、現在、それに向けて準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ありがとうございます。

なんとなく動き始めたなという感じを今実感しました。

まだまだいろいろ問題は起こると思いますし、土地、用地購入の件もまだいろいろと壁があるようですけれども、これが一日も早く、今、ここにいらっしゃる方がまだご健在のうちに国指定になるようお願いをしたいと思っております。ありがとうございます。

それで、五本松跡地を含む駅前再開発などの新しい三股の魅力づくり、それと、三股が本来持っています魅力の再評価、これは両輪としてやっていかなければならないことだと思っております。人口減少が深刻に語られる今だからこそ、コンパクトシティづくりが国を挙げての事業となっています。このままでは将来的に本町が単独行政を続けていくことが困難になるんじゃないかなと思います。このようなきだからこそ、三股とは何なのかということに対する答えを求めようとする努力をもっともっていかねばならないのではないかと考えています。

このような観点から今後も質問をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上で、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（重久 邦仁君） 以上をもちまして、一般質問を終了します。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後 3 時 17 分休憩

午後 3 時 19 分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（重久 邦仁君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 3 時 19 分散会

令和元年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

令和元年12月10日(火曜日)

議事日程(第4号)

令和元年12月10日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君

企画商工課長	……………	西山 雄治君	税務財政課長	……………	黒木 孝幸君
町民保健課長	……………	横田 耕二君	福祉課長	……………	齊藤 美和君
高齢者支援課長	……………	川野 浩君	農業振興課長	……………	上原 雅彦君
都市整備課長	……………	福永 朋宏君	環境水道課長	……………	西畑 博文君
教育課長	……………	鍋倉 祐三君	会計課長	……………	米村 明彦君

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 総括質疑

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会に提案された全ての案件に対する質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。また、くれぐれも議題以外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようにご注意願います。

なお、質疑は、会議規則により1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、常任委員会の場で行ってください。

質疑はありませんか。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） まず、議長に申し上げます。まだ付託されていないので、自己の委員会には属していないと思うので、おかしいなと思います。

それでは、申し上げます。議案85号、90号、91号、この3議案について、総体的な質問をいたします。

この今消費税が10%になったことによってこれが多分条例改正、外税という形で出ているんですけども、今般10%になったときに、外税方式、内税方式という形で、内税方式もできるというふうに思って、ちまたでは内税というのはいっぱいあります。今般この外税方式で出された意味、内税方式は議論されなかったのかどうかという点を質問いたします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 議案第85号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、以下ご質問がありました件についてお答えしたいと思います。

内税、外税の件につきましては、内税の表示方式もありますが、外税方式と内税方式、内税方

式では表示はいけないのかということについては議論はしておりません。1つの外税方式にした理由につきましては、今後もまたそういった税率の改正等によりまして、全てまた変えていかなければいけないということで、税率を別途に設けたということでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 聞きとれなかったのですが、再度確認いたしますが、将来、税率アップのことも視野に入れた上で外税にしたということで確認してよろしいですか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） そういった消費税等の税率の改正もあり得るということも想定した上で、今回、外税でさせていただきました。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 議案95号「令和元年一般会計補正予算」の17ページ、報償費1,850万、雇用契約職員共済報奨金、この1,850万という中身を最初にお尋ねいたします。

○議長（重久 邦仁君） 黒木税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 17ページの報償費、雇用契約職員退職報奨金でございますけれども、今回、今委託職員が役場内にいますけれども、委託職員については年数に応じて退職制度を設けておりました。来年4月1日から会計年度任用職員制度に移行するにあたりまして、今回これまで勤務に対する部分について、切りかえに伴いまして退職金の支払いをしようというもので今回計上をさせていただいたところでございます。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） では、一応今皆さん委託職員で働いていらっしゃる方は、3月いっぱい首切りというふうなことなんですね。首切りで、そしてその人たちは4月1日から全員雇用されるわけですね。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 首切りといいますか、会計年度任用職員制度に4月1日から移行する中で、現制度に基づく委託職員関係につきましては、一旦そこで退職という形をとらせていただきたいというふうに思っております。

また、会計年度任用職員制度の内容につきましては、現委託職員、パート職員も含め説明した上で、本人の意思でまた申し込みをされるかどうか、そういったことを確認しながら採用を図っていきたく、会計年度任用職員に移行していきたくというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） そうした場合に、何年も働いていらっしゃる方が、一応3月

3 1 日までで退職されて、また再任用された場合に、6月のボーナスが前の3月までの雇用は入らなくて、マイナス何か月のボーナス支給というふうなことになるかと捉えてよろしいですね。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 会計年度任用職員、現在の委託職員が移行した場合には、4月1日からの雇用という形になりますので、その分の月数分は今回のボーナスのほうに、期末手当のほうに反映されますので、初年度は若干、1年間でその月数からいきますと初年度分だけは若干減ってしまうという形になります。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 82号議案についてですけど、今ありました会計年度任用職員なんですけれども、以前に全協で説明いただきました。なかなか微に入り細に入りご説明を受けたわけなんですけれども、どうもしっくりわからなかったところを今お聞きしますが、会計年度任用とありますけれども、これは1年ということに理解してよろしいのですか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今議員がおっしゃられたとおり、会計年度ということに1年というのが原則でございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 言葉はそうなんですよね。説明していただいた資料の最終ページのところには、1年目、2年目、3年目と給料が変わっていくのが上げてあるというのは、原則として1年と言われましたけれども、その原則以外のところということですね。継続ということになるわけですね、この場合は。

と言うと会計年度任用となると1年ということというふうに理解できるんですけども、けれども、これ継続というのが前提にあるということを理解するべきなんじゃないでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今度、会計年度任用職員制度に移行した場合はですけども、1年が原則ということですが、その1年間の勤務状況、こういったものを評価した上で、勤務評価、人事評価、これを評価した上で、さらに再任用といいますか、継続するのかという判断材料として使わせていただきますので、そういった評価の中で、もしそぐわないということであれば、もう1年で終わりという形になるかと思えます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 次に、この説明資料にあったのが1ページ目の職というところなんですけれども、常勤職員が行うべき業務とは、その職務の内容や責任の程度が異なる設定とする一般職の会計年度任用の職というふうに書いてありますけれども、この内容や責任の程度が異

なる設定、この設定というのはされるのですか。明確に誰もがわかるような設定がなされるのかどうかお伺いします。

○議長（重久 邦仁君） 白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それぞれ職種によって、例えばその資格を持っている方々が長時間従事される場合とか、特に教育課でいけばALT関係ですね。そういった特殊な技術、知識、資格、そういったものを持っていらっしゃる方々といった、それぞれの給与等についても区分してランクづけをしていくというような形にしております。

○議員（4番 楠原 更三君） 職務の内容や責任の程度が異なる設定と書いてあるんですね。その異なる一般職の会計年度任用と一般職、今言われたのは一般職じゃないわけでしょう。

一般職の場合に、その設定がされるのかどうか。職務の内容や責任の程度が異なる設定をするとして書いてあるんですね。この設定がちゃんとあらかじめなされた上での採用ということになるのが、この文言から言えば当然かと思うんですけど、それがあって、今さっき言われたように1年間の勤務状況を見ての判断ということになると思うんです。その設定がなされているのかどうかということなんですけれど。

○議長（重久 邦仁君） 暫時休憩。

午前10時12分休憩

午前10時17分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

白尾総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 大変申し訳ございませんでした。楠原議員がおっしゃった内容につきましては、この現委託職員またはパート職員が来年4月以降、会計年度任用職員に移行した場合に、会計年度任用職員は、公務員の場合は一般職と特別職と大きく2つに分かれます。その一般職の中に、この会計年度任用職員は位置づけられるということになります。

その中に正規職員とあと会計年度任用職員という分け方をするんですが、そこにおいて楠原議員が言われるのは、責任の度合い、同じ仕事をするんじや、そこに給料が正規職員と会計年度任用職員に給料の差があるというのをおかしいんじゃないかという質問でございました。

正規職員と今回、会計年度任用職員につきましては、仕事の的には今の現行の仕事をそのまま引き継いだ形で内容的なものは移行していくつもりではございますけれども、しかし、その正規職員と会計年度任用職員については、やはり同じ一般職でありながらも、責任の度合いという部分では、やはり給料面的には大きな差が出てくるのではないかというふうに思います。

ただ、そこ辺の区分というところですね、楠原議員が言われたのはその正規職員と会計年度任

用職員の、その一般職の中にあつてのその区分、どういったところまで会計年度任用職員が責任を持ってやるのかというところを明確にすべきではないかというご質問でございましたので、これにつきましては、また会計年度任用職員制度がスタート、これは我々も手探りの状態でスタートいたしますので、その中でまたいろんな問題点等を出しながら、その辺もまた明確にしていきたいというふうに思っております。

以上、よろしいでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、本日配付しました常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。各常任委員会におかれましては、審査方よろしく願ひいたします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時21分休憩

〔全員協議会〕

午前10時24分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（重久 邦仁君） それでは、以上で、本日の全日程を終了いたしましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時24分散会

議事日程(第5号)

令和元年12月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑(議案第81号から第102号及び請願第2号)
日程第3 討論・採決(議案第81号から第102号及び請願第2号)
日程第4 常任委員会の視察研修報告
日程第5 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑(議案第81号から第102号及び請願第2号)
日程第3 討論・採決(議案第81号から第102号及び請願第2号)
日程第4 常任委員会の視察研修報告
日程第5 議員派遣について
-

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君

書記 矢部 明美君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	石崎 敬三君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	横田 耕二君	福祉課長	齊藤 美和君
高齢者支援課長	川野 浩君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	福永 朋宏君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	鍋倉 祐三君	会計課長	米村 明彦君

午前10時00分開議

○議長（重久 邦仁君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 内村 立吉君 登壇〕

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） おはようございます。総務産業委員会の審査結果を、会議規則第76条の規定に基づき、報告申し上げます。

当委員会に付託された案件は、議案81号、82号、83号、84号、85号、89号、90号、91号、92号、100号、101号、102号の計12件でございます。以下、議案ごとに説明させていただきます。

議案第81号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、本案は、地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係条例中の条文の整理を行うほか、その他所要の改正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第82号「三股町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」、本案は、地方公務員法の改正により、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるもので

あります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第83号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、本案は、宮崎県人事委員会の勧告等を勘案し、給与の平均改定率0.1%、勤勉手当については0.05月分を引き上げ、住居手当の下限を引き上げるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第84号「町長等の給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」、本案は、人事院勧告に伴い、国家公務員の給与改定に準じて、特別職の職員の期末手当を0.05月分引き上げるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第85号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、本案は、消費税、地方消費税の引き上げに伴い、使用料について所要の改正を行うもので、使用料を外税として定め、消費税及び地方消費税を加算し、10円未満については切り捨てるものであります。また、これにあわせて、これまで要望等が多かった使用区分の見直しを行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第89号「三股町農業労働力調整協議会設置条例を廃止する条例」、本案は、三股町農業労働力調整協議会設置条例が昭和36年12月に制定され、現在とそぐわないことから、条例を廃止するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第90号「三股町立公園条例の一部を改正する条例」、本案は、消費税、地方消費税の引き上げに伴い、使用料について所要の改正を行うもので、使用料を外税と定め、消費税、地方消費税を加算し、10円未満については切り捨てるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第91号「三股駅前多目的広場条例の一部を改正する条例」、本案は、消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、使用料について所要の改正を行うもので、使用料を外税と定め、消費税、地方消費税を加算し、10円未満については切り捨てるものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第92号「三股町まち・ひと・しごと情報交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、使用料について所要の改正を行うもので、使用料を外税と定め、消費税及び地方消費税を加算し、10円未満については切り捨てるものであります。

審査の経過といたしまして、センターの利用者が伸びていないため、周知を図る努力が必要と

の意見が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第100号「令和元年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」、本案は、予算の総額4,430万6,000円に、歳入歳出それぞれ4万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,434万6,000円とするものであります。歳入につきましては一般会計繰入金を増額し、歳出については人件費を増額するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第101号「令和元年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」、本案は、予算の総額3,847万5,000円に、歳入歳出それぞれ166万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,013万5,000円とするものであります。歳入につきましては一般会計繰入金を増額し、歳出につきましては工事請負費を増額するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第102号「令和元年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」、本案は、予算の総額9億5,247万4,000円に、歳入歳出それぞれ30万5,000円を追加し、予算の総額を9億5,277万9,000円とするものであります。歳入につきましては一般会計繰入金を減額し、消費税還付金による雑入を増額するもので、歳出につきましては光熱水費及び人件費を増額するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告申し上げます。

○議長（重久 邦仁君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 福田 新一君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（福田 新一君） 文教厚生常任委員会の審査の結果を議会会議規則第76条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第86号、87号、88号、93号、94号、96号、97号、98号、99号、請願第2号の計10件です。以下、議案ごとに説明いたします。

議案第86号「三股町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」、本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率について、低い利率での貸し付けを可能とし、被災者ニーズに応じた貸し付けを実施できるようにするものであります。災害援護資金の償還方法を月賦償還を追加するため、所要の条例改正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第87号「三股町有料放課後児童クラブ利用者負担金徴収条例を廃止する条例」です。三股町放課後児童クラブは、11カ所12支援室で行っています。放課後児童クラブの利用料を有

料化し、放課後児童支援員の処遇待遇や環境整備等により、放課後児童クラブ事業の充実を図りたいと考えております。

本条例は一部の時間帯の利用者だけを対象とした条例になっています。そこで、本案は、利用者全員を対象とする有料化を導入するに当たり、三股町有料放課後児童クラブ利用者負担金徴収条例、三股町有料放課後児童クラブ実施規則、三股町放課後児童対策事業実施要綱の内容を統合した規則を新たに制定するため、本条例の廃止を行うものであります。

審査の過程におきまして、利用料を無料から有料へ移行する目的、内容について、町民への周知を徹底すべきである。また利用料金については、規則ではなく議会で諮れる条例として扱うべきではないかという意見が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第88号「三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について。本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の交付に伴い、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数を含む全ての事項について、設備運営基準で定める事項全てを「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に改正するため、所要の条例改正を行うものであります。

審査の過程において、「参酌すべき基準」とは何を意味するのか議論を重ねました。地域の実情に応じて内容を定めることが許容されるものとなれば、三股らしさを前面に出すことが可能だという意見も出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第93号「三股町ふれあい中央広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、令和元年10月より、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、三股町ふれあい中央広場の使用料について所要の改正を行うものであります。それぞれの使用料を外税とし、使用者が使用料を納付する際に、消費税及び地方消費税相当分を加算して納付するものとし、10円未満については切り捨てるようにするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第94号「三股町立文化会館の管理に関する条例の一部を改正する条例」、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、三股町立文化会館の使用料について所要の改正を行うものであります。それぞれの使用料を外税とし、使用者が使用料を納付する際に、消費税及び地方消費税相当分を加算して納付するものとし、10円未満については切り捨てるようにするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第96号「令和元年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、608万

5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億8,228万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、県補助金の保険給付費等交付金及び一般会計繰入金を増額補正するものであります。歳出の主なものは、被保険者証が世帯管理から個人管理に変わることによる、本庁のシステム改修委託料及び国保連合会のシステム改修負担金を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第97号「令和元年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」、398万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億7,779万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、保険基盤安定繰入金を減額補正するものであり、歳出の主なものは、後期高齢者医療後期連合納付金の保険基盤安定負担金を増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第98号「令和元年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、131万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億8,153万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、介護保険料を減額補正し、国庫補助金及び一般会計繰入金を増額補正するもので、歳出の主なものは、人事院勧告の伴う人件費及び介護認定審査会費を増額補正するものであります。

審査の過程において、保険者機能強化推進交付金（インセンティブ）額の、県内におけるランク調査と評価指標を要求し、それぞれの資料を得ることができました。平成30年度交付額においては、県内町村で2番目であることも確認できました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第99号「令和元年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」、予防給付費収入の減収に伴い、減額補正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、請願第2号「介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める請願」。

審査の過程において精査する必要があるため、慎重に審査した結果、全会一致で継続審査すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 堀内 義郎君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（堀内 義郎君） 一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第95号「令和元年度三股町一般会計補正予算（第4号）」でございます。以下、ご説明いたします。

本案は、補正予算額1億382万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を108億6,964万8,000円とするもので、人事院勧告や各種事業の変更、決定、実績見込みなどの当初予算以後に生じた事由に基づく経費等についての補正措置を行うものです。

歳入の主なものとして、国庫支出金は、国庫負担金において障がい児施設給付費等負担金を増額補正し、国庫補助金は、子ども・子育て支援交付金、都市公園事業補助金などを減額補正するもので、町債は、土木債において旭ヶ丘運動公園整備事業などを減額補正するものです。

次に、歳出の主なものは、各費目にわたる給与費等について、人事院勧告に伴う人件費の増額補正などをするもので、総務費は、総務管理費において雇用契約職員退職報奨金、企画費において消耗品などを増額補正、電算システムリース料などを減額補正するものです。

民生費は、社会福祉費において障がい児施設給付費などを増額補正し、後期高齢者保険基盤安定負担金などを減額補正するものです。

教育費は、教育総務費において各小中学校施設保守点検委託料、二酸化炭素排出抑制対策事業費等資料作成委託料などを増減額を補正するものです。

地方債においては、各事業費の補正により、それぞれ限度額を変更するものです。

各課よりこれらの議案について説明があり、いろいろな質問に対して、適切な説明や資料提供を受けました。

主な質問として、福祉課の、幼児教育・保育無償化に伴い、どれくらいの影響額があるのかを質問があり、当初見込みの補助金と、10月1日からの無償化に伴う差額については、約3,500万円の影響があるとの説明を受けました。

また、教育課の、消耗品費、次年度の児童増加に伴う机や椅子の購入、児童用65セット、教員用椅子3脚の内訳についての質問があり、まだ確定ではないが、三股小18、勝岡小18などの、1セット余分を見ての購入であることの説明を受けました。

さらに、委託料の、二酸化炭素排出抑制対策事業費等資料作成委託料の、太陽光発電設備を小学校にも設置できないか調査検討についての質問があり、どこの小学校が設置できるかを調査検討するもので、追加募集申請の資料作成委託料であることの説明を受けました。

また、企画商工課の企画費、事業費についての質問があり、東京オリンピック聖火リレーのサポートランナーについての関連消耗品費であり、第1走者についての、スタートから公道に出るまでの間約1.6キロを走る人の消耗品であるとの説明を受けました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

日程第2. 質疑（議案第81号から第102号及び請願第2号）

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は1議題につき、1人3回以内となっております。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

日程第3. 討論・採決（議案第81号から第102号及び請願第2号）

○議長（重久 邦仁君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第81号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第81号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議案第82号「三股町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第82号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

議案第83号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第83号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議案第84号「町長等の給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第84号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

議案第85号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として、討

論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第85号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議案第86号「三股町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第86号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

議案第87号「三股町有料放課後児童クラブ利用者負担金徴収条例を廃止する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第87号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

議案第 88 号「三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 88 号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

議案第 89 号「三股町農業労働力調整協議会設置条例を廃止する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 89 号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 89 号は原案のとおり可決されました。

議案第 90 号「三股町立公園条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第90号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

議案第91号「三股駅前多目的広場条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第91号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議案第92号「三股町まち・ひと・しごと情報交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第92号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

議案第93号「三股町ふれあい中央広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第93号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

議案第94号「三股町立文化会館の管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第94号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

議案第95号「令和元年度三股町一般会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第95号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議案第96号「令和元年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第96号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

議案第97号「令和元年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第97号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

議案第98号「令和元年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第98号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

議案第99号「令和元年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第99号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

議案第100号「令和元年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第100号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

議案第101号「令和元年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第

2号)」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第101号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

議案第102号「令和元年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第102号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

請願第2号「介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の改善を求める請願」を議題として、採決を行います。文教厚生常任委員長から、請願第2号について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 起立多数であります。したがって、請願第2号は委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。文教厚生常任委員会におかれましては、請願

第2号の閉会中の継続審査方よろしくお願いいたします。

日程第4. 常任委員会の視察研修報告

○議長（重久 邦仁君） 日程第4、常任委員会の視察研修報告を議題とします。

文教厚生常任委員長。

[文教厚生常任委員長 福田 新一君 登壇]

○文教厚生常任委員長（福田 新一君） 文教厚生常任委員会行政視察報告を行います。

10月の7日から8日まで1泊2日で、文教厚生常任委員会6名及び議会事務局1名で視察へ行ってまいりました。

視察先は、大分県佐伯市の施設一体型の小中一貫校であります、蒲江翔南学園に行っていました。目的としましては、ふるさとのつながりを基盤とした学園づくりに対する具体的な取り組み内容を視察し、本町の学校、地域の活性化に生かしたいというのを目的として、行ってまいりました。

「地域があって、学校。地域からそっぽを向かれたら学校は立ち行かない」と校長先生が言われるとおり、地域に密着していました。蒲江学入門のテキストを製作し、5年生以上はこのテキストの検定試験が実施され、1級から4級までのランクづけされるという真剣な取り組みでした。実際に、地域の人に学校の話をついてみると、「地域の産業を中心に体験学習が多くあり、学校あつての蒲江です。蒲江が大好きです」と、自慢する住民がほとんどであるということを知りました。

また、さまざまな角度から、地域の将来像を地域と学校が真剣に話し合い、一緒になって体制づくりを進める姿は、今、本町にも必要不可欠な姿であり、我々の今後の活動に勢いづけられる視察となりました。

続きまして、視察先、日向市社会福祉協議会を視察いたしました。

ここは目的としまして、高齢者支援にどのような課題を抱えられ、具体的な取り組み活動を学び、本町の支援活動につなげたいという目的を持ってまいりました。

「地域福祉を推進するために重要なことは、「知る、学ぶ、考える」ことよりも、まず動くことです。動くことで変わります」が、日向市社協活動のポイントでした。

認知症予防や、認知症対象者及びその家族への支援施策として、市内の薬局11店舗がプロジェクトに参加し、地域の自治体まで確実につながっていくという組み合わせは特徴的であり、本町にも十分参考になることでした。

何よりも驚いたのは、子供たちの活動です。児童が地域を歩いて調査し、住民インタビューを行い、地域診断書を作成します。地域の暮らしに困っている人をどう支えていくか、子供支援会

議を開き、私たちにできることは何かと、次に作戦会議へと展開されます。この活動が、高齢者の方々から自治会長までさまざまな人に対し、新たな住民の出会いを生み、地域活動のエネルギー源となっています。子供の主体性と発想が地域を変えていく事例を目の当たりにし、我々、目からうろこの心境でした。

地域を基盤とし、つながりの連続が繰り出す新たな地域支援の形は、社協の継続性ある熱意とともに、これからの時代に対し、ユニークな施策を先取りしていく気配を強く感じました。そして新鮮な刺激を受け、視点の転換を学び取ることができました。

以上で、視察の報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 広報編集常任委員長。

〔広報編集常任委員長 堀内 和義君 登壇〕

○広報編集常任委員長（堀内 和義君） 広報編集常任委員会の研修報告をいたします。

去る9月25日、東京都のシェーンバッハ・サボーにて開催された、全国町村議会広報研修会に、楠原、田中、堀内議員と事務局の矢部さん4人で参加し、議会だより作成について学んでまいりました。

読者目線で親切な広報紙をつくるには、手にとられ、読まれ、行動に結びつけることを考えて作成するという基本的な事柄について研修をいたしました。

議会だよりの目的は、住民と議会との良好な関係をつくり、住民が議会への関心を高め、議会に参加し、議会とともによりよい地域社会をつくっていくようになることであり、そのためには住民目線での編集が必要であるということです。作成に当たっては、無駄な言葉を省くこと、誰もがわかる言葉を使うことなど、読ませる工夫と見せる工夫のための手法等を詳細について学びました。

この研修で得たものを今後の議会だよりづくりに活かしていけるように、取り組んでまいりたいと思います。

以上、報告を終わります。

日程第5. 議員派遣について

○議長（重久 邦仁君） 日程第5、議員派遣についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、大会や研修にそれぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、資料配付のとおり、それぞれの議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、9月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時04分休憩

〔全員協議会〕

午前11時06分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（重久 邦仁君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって令和元年第5回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時06分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 重久 邦仁

署名議員 楠原 更三

署名議員 上西 祐子